

北陸環境サービス新廃棄物焼却施設建設事業に係る
計画段階環境配慮書

令和元年 9 月

株式会社 北陸環境サービス

目次

1. 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	1
1.1 第一種事業を実施しようとする者の名称	1
1.2 代表者の氏名	1
1.3 主たる事務所の所在地	1
2. 第一種事業の名称	3
2.1 第一種事業の名称	3
3. 第一種事業の目的及び内容	5
3.1 第一種事業の種類	5
3.2 第一種事業の目的	5
3.3 第一種事業の規模	5
3.4 第一種事業の内容	6
3.4.1 事業実施想定区域	6
3.4.2 環境影響の範囲	7
3.4.3 工事着手予定	9
3.4.4 供用開始予定	9
3.4.5 施設計画	9
3.4.6 施設運用計画	15
3.4.7 取水計画	15
3.4.8 排水計画	15
3.4.9 燃料の使用計画	15
3.4.10 廃棄物搬入計画	15
3.4.11 工事計画	17
3.5 複数案の設定	18
4. 事業実施想定区域及びその周囲の概況	21
4.1 自然的状況	21
4.1.1 気象の状況	21
4.1.2 大気環境の状況	23
(1) 大気質の状況	23
(2) 騒音の状況	34
(3) 振動の状況	34
(4) 悪臭の状況	34
4.1.3 水象の状況	36
(1) 河川の状況	36
(2) 湖沼、海域の状況	36
(3) 地下水の状況	36

4.1.4	水環境の状況	38
(1)	水質の状況	38
(2)	水底の底質の状況	43
4.1.5	土壌、地盤、地形及び地質の状況	43
(1)	土壌の状況	43
(2)	地盤の状況	45
(3)	地形及び地質の状況	45
4.1.6	植物及び動物の状況	50
(1)	植物の状況	50
(2)	動物の状況	61
(3)	重要な種の分布及びその生息・生育状況、 注目すべき生息地及び重要な群落の分布状況	74
4.1.7	景観の状況	77
(1)	眺望点の状況	77
(2)	景観資源の状況	77
4.1.8	自然との触れ合いの活動の場の状況	79
4.2	社会的状況	81
4.2.1	人口の状況	81
(1)	人口・世帯数	81
(2)	人口動態	81
4.2.2	産業の状況	82
(1)	就業人口	82
(2)	出荷額	83
4.2.3	交通の状況	84
(1)	交通網	84
(2)	自動車交通量	84
4.2.4	土地利用の状況	86
(1)	土地利用の現況	86
(2)	用途地域の指定状況	86
(3)	住宅の配置の状況	86
4.2.5	水利用の状況	89
(1)	上水・工業用水・農業用水の利水状況	89
(2)	漁業権の設定状況	90
4.2.6	環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況	91
4.2.7	文化財の状況	93
(1)	指定文化財の状況	93
(2)	埋蔵文化財包蔵地の状況	95
4.2.8	関係法令等による指定、規制の状況	97
(1)	環境基準の類型指定状況等の状況	97
(2)	公害防止に係る地域の指定状況・規制基準の状況	105

(3)	自然環境保全に係る地域の指定状況	123
(4)	資源等の保護・保存に係る地域の指定状況	125
(5)	国土防災関係	125
4.2.9	その他下水道整備、し尿処理、ごみ処理の状況	131
(1)	下水道整備、し尿処理、ごみ処理の状況	131
4.2.1	各種関連計画の状況	132
(1)	都市計画	132
(2)	環境基本計画	133
(3)	景観計画	137
(4)	その他	138
5.	第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	141
5.1	計画段階影響要因の抽出	141
5.2	計画段階配慮事項の選定	141
5.3	計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法	145
6.	計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価結果	147
6.1	大気質	147
6.1.1	調査	147
6.1.2	予測	153
6.1.3	環境配慮内容	163
6.1.4	評価	163
7.	総合評価	165
7.1	大気質	165
8.	配慮書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	167

本配慮書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。
(承認番号 令元情複、第214号)

1. 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

1.1 第一種事業を実施しようとする者の名称

株式会社 北陸環境サービス

1.2 代表者の氏名

代表取締役 木下高廣

1.3 主たる事務所の所在地

福井県福井市白滝町67号2番地

2. 第一種事業の名称

2.1 第一種事業の名称

北陸環境サービス新廃棄物焼却施設建設事業

3. 第一種事業の目的及び内容

3.1 第一種事業の種類

産業廃棄物焼却施設

3.2 第一種事業の目的

北陸環境サービス株式会社（以下、「当社」という。）は1987年の創業以来、「地域社会の理解と信頼に応える。」ことをvision（ビジョン）に掲げ、重要な社会的使命と責任を担い、厳正な法制度の適用を受けた廃棄物処理事業を展開している。

当社は、事業に必要な不可欠な「焼却」「選別、破碎」「最終処分」の各種施設を保有しており、収集運搬事業と併せることで、総合的な廃棄物の適正処理、リサイクルの推進を行う「廃棄物総合処理事業」を形成している。特に、2011年から稼働している「24時間連続運転大型焼却炉」及び建設系混合廃棄物の『高度精密選別』に適合した「大型選別プラント」は、多様化する産業廃棄物に対応し、適正かつ合理的処分に貢献している。

このような中、当社では、事業者が排出する廃棄物量の増加や近年問題となっている中国等への輸出が困難となった廃プラスチックの処理など、今後、想定される社会状況に対して、適正な廃棄物の処理が可能な、さらなる廃棄物処理の受け皿となる新たな廃棄物焼却施設が必要であると考えている。

本事業は、上記を踏まえ、さらなる廃棄物の適正処理、リサイクルの推進を目指すとともに、雇用拡大などを含めた社会貢献にも寄与するため、当社の既存敷地内に、新たな廃棄物焼却施設を建設するものである。

3.3 第一種事業の規模

新廃棄物焼却施設の規模は、200t/日を計画している。

福井県環境影響評価条例における第一種事業の要件は、産業廃棄物焼却施設で処理能力100t/日以上であるため、これを上回る。

3.4 第一種事業の内容

3.4.1 事業実施想定区域

新廃棄物焼却施設の事業実施想定区域は、図 3.4-1に示すとおり、福井県福井市白滝町に位置する当社事業所敷地内とする。

住所：福井県福井市白滝町67号2番地他

面積：4,316 m²

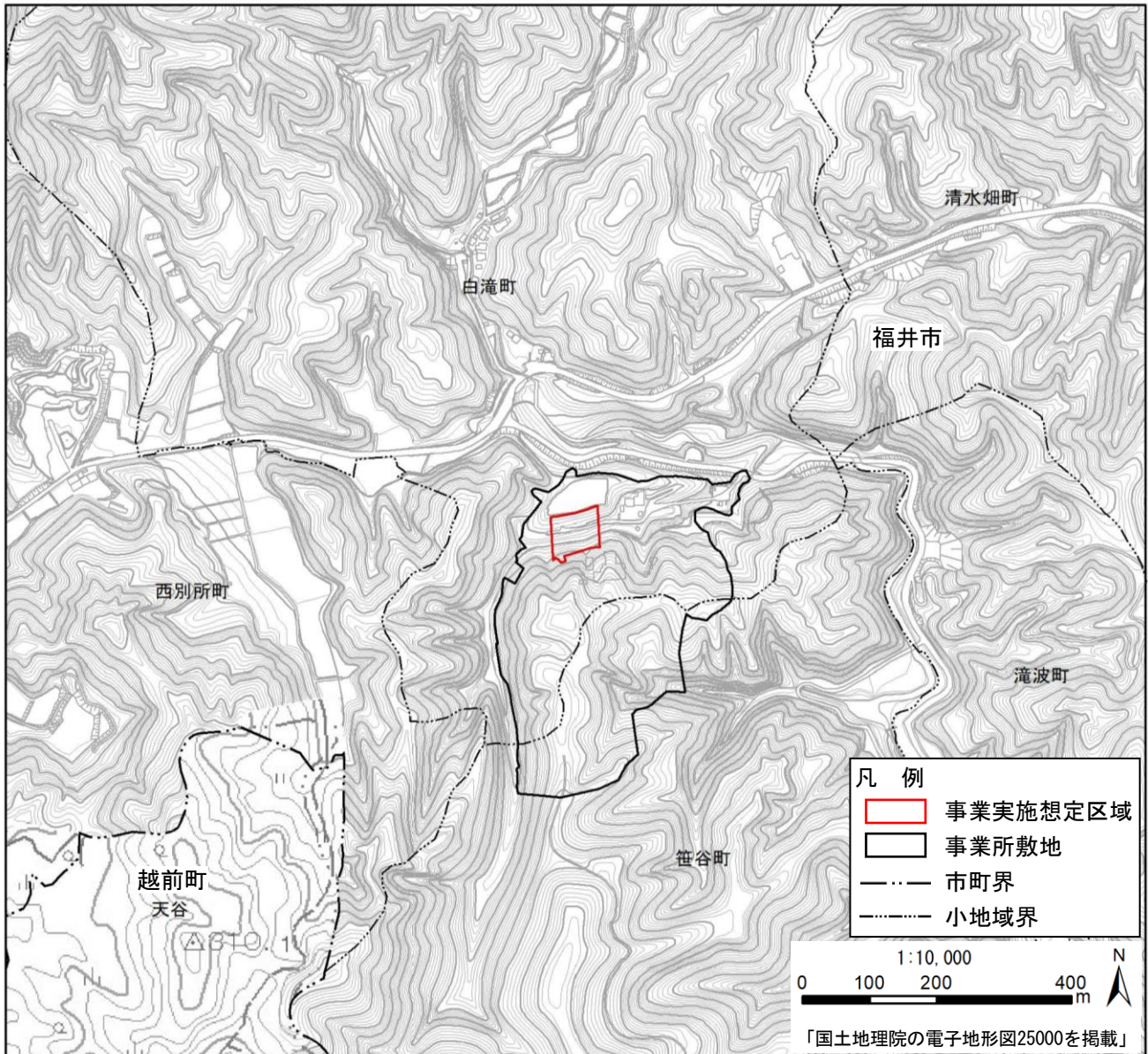
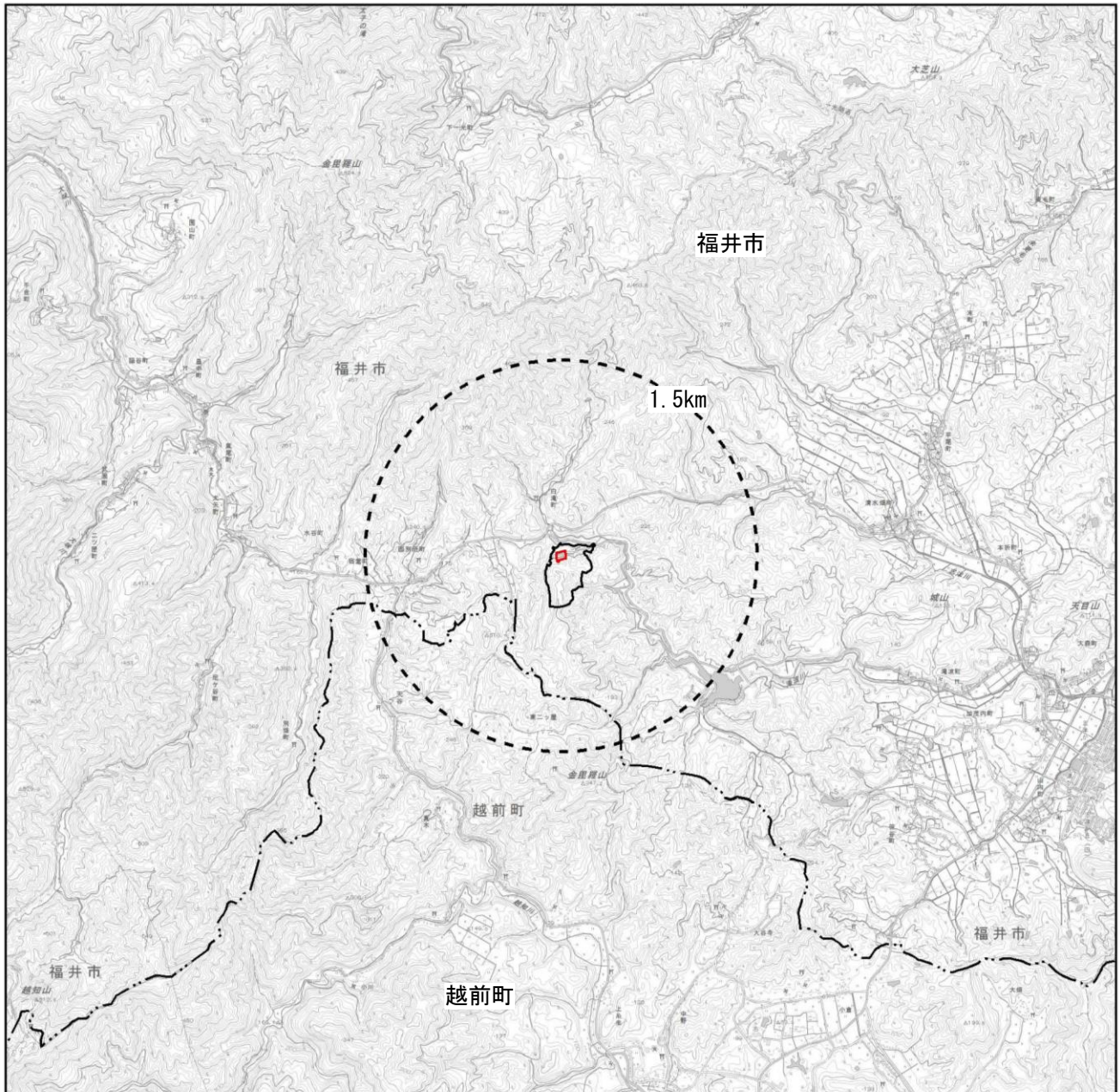


図 3.4-1 事業実施想定区域

3.4.2 環境影響の範囲

本事業による環境影響の範囲（環境影響を受けるおそれがあると認められる地域の範囲）は、産業廃棄物焼却施設という事業特性を踏まえ、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排ガスによる大気質の影響が大きくなると想定される地域を包含する範囲として、次の点を勘案し、事業実施想定区域の中心から半径約1.5kmの範囲とする（図 3.4-2参照）。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく生活環境影響調査に関して技術的な事項を取りまとめた「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。
- ・ 当社の2号炉建設時に実施した廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査（平成20年6月）で排ガスの予測を行っている。処理能力は本施設よりも規模が小さい施設（当時計画で99.79t/日）であり、最大着地濃度地点は約0.6kmとなっている。
- ・ 本書「6. 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価結果」で示した既存の気象データに基づく予測結果では、本事業の最大着地濃度地点は約0.6～0.7kmとなった。
- ・ 以上のことから、当社の2号炉での最大着地濃度地点（約0.6km）及び本書の最大着地濃度地点（約0.6～0.7km）を踏まえ、安全側の観点から、本事業の環境影響の範囲については約1.5kmとする。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 環境影響の範囲

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

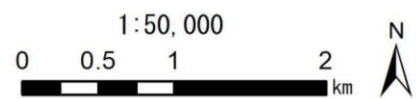


図 3.4-2 環境影響の範囲

3.4.3 工事着手予定

工事着手予定は、令和4年度（2022年度）とする。

3.4.4 供用開始予定

供用開始予定は、令和5年度（2023年度）とする。

3.4.5 施設計画

本事業は、当社の既存敷地内に、既存施設に加え、産業廃棄物（以下、法令との用語の整合が必要な場合等を除き「廃棄物」という。）を処理する新たな廃棄物焼却施設を建設するものである。施設計画として、施設概要、環境保全目標及び環境配慮の方針を以下に示す。

(1) 計画施設の概要

1) 新廃棄物焼却施設における処理計画

本事業は、当社事業所敷地内において、新廃棄物焼却施設を建設するものである。

当社は、県内を始め、東海・京滋地方を中心に県外の事業者から排出される廃棄物の処理を行っており、既存事業者からの廃棄物の処理が増加傾向にあるとともに、当社として新規開拓による廃棄物の処理も計画している。また、中国への廃プラスチックや古紙（無選別古紙）の輸出は禁止され、今後、その他の東南アジア諸国においても同様の政策転換が行われつつあることを考慮すると、廃プラスチック及び古紙の国外処理は近い将来、難しくなるものと考えている。

このような状況を踏まえ、当社では年間約8.8万t/年、1日あたり約293t/日の廃棄物の焼却処理が見込まれ、これらの処理を適正に行うことができる施設が必要になると考えている。

当社では、現在、2基の焼却施設（1号炉：14.4t/日、2号炉：92.4 t/日）が稼働しているが、このうち1号炉（14.4t/日）については、将来的に廃炉にする予定であるため、1日あたり処理量（約293t/日）の廃棄物について、2号炉（92.4t/日）と今回計画している新廃棄物焼却施設（200t/日）で焼却処理する計画としている。

<年間処理量>

- ① 事業者から排出される廃棄物の処理量（増加量含む）：約35,000t/年^{※1}
- ② 輸出が困難となった廃プラスチックの処理量：約27,000t/年^{※2}
- ③ 輸出が困難となった古紙（無選別古紙）の処理量：約26,000t/年^{※2}

合 計 約88,000t/年

※1 「平成27年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成25年度実績(概要版)」での都道府県別の排出量と当社の平成29年度の搬入実績を基にした当社が試算した値。

※2 国外への年間排出量を200万tとし、各県のGDP割合から県ごとの排出量算定。その値を基に当社が試算した値。

<1日あたりの処理量>

$$\begin{aligned} \text{年間処理量} \div \text{年間稼働日数} &= \text{約}88,000\text{t/年} \div (12\text{ヵ月} \times 25\text{日/月}) \\ &= \text{約}293\text{t/日} \end{aligned}$$

2) 施設概要

施設規模、処理対象廃棄物、処理方式については、以下の内容とする。

(a) 施設規模

新廃棄物焼却施設の施設規模は、表 3.4-1に示すとおりである。

表 3.4-1 新廃棄物焼却施設の施設規模

項目	単位	内容
①焼却処理対象物量	t/年	約88,000
②1日あたりの処理量	t/日	約293
③既存施設の処理能力(2号炉)	t/日	約92.4
本施設の規模(②-③)	t/日	約200

(b) 処理対象廃棄物

新廃棄物焼却施設の処理対象廃棄物は表 3.4-2に、処理対象廃棄物ごとの処理能力は表 3.4-3に示すとおりである。

表 3.4-2 新廃棄物焼却施設の処理対象廃棄物

種目	品目
産業廃棄物	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物の死体 以上15種類
特別管理産業廃棄物	感染性廃棄物

表 3.4-3 処理対象廃棄物ごとの処理能力の一覧

品目		処理能力	時間当たり kg/時	日当たり t/日
混焼能力			8,333	200.0
専 焼 能 力	汚泥		4,028	96.6
	廃油		5,390	129.3
	廃酸		3,812	91.4
	廃アルカリ		3,812	91.4
	廃プラスチック類		3,248	77.9
	紙くず		6,389	153.3
	木くず		6,088	146.1
	繊維くず		6,421	154.1
	動植物性残さ		5,132	123.1
	動物系固形不要物		4,524	108.5
	ゴムくず		2,361	56.6
	金属くず※		25	0.6
	がれき類※		25	0.6
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※		50	1.2
	動物の死体		4,524	108.5
	感染性廃棄物		4,267	102.4

※ 不燃物の為、混焼計算時の焼却量を処理能力とする。

(c) 処理方式

新廃棄物焼却施設の処理方式は、最も普及しており技術的に成熟しているため安定操作が可能であること、燃焼が安定しているため排ガスによる影響の低減が図られると考えられること等の理由から、焼却ストーカ式とする計画である。

焼却ストーカ式の概要を図 3.4-3に示す。

受入・保管工程

燃焼工程

排ガス処理・発電工程

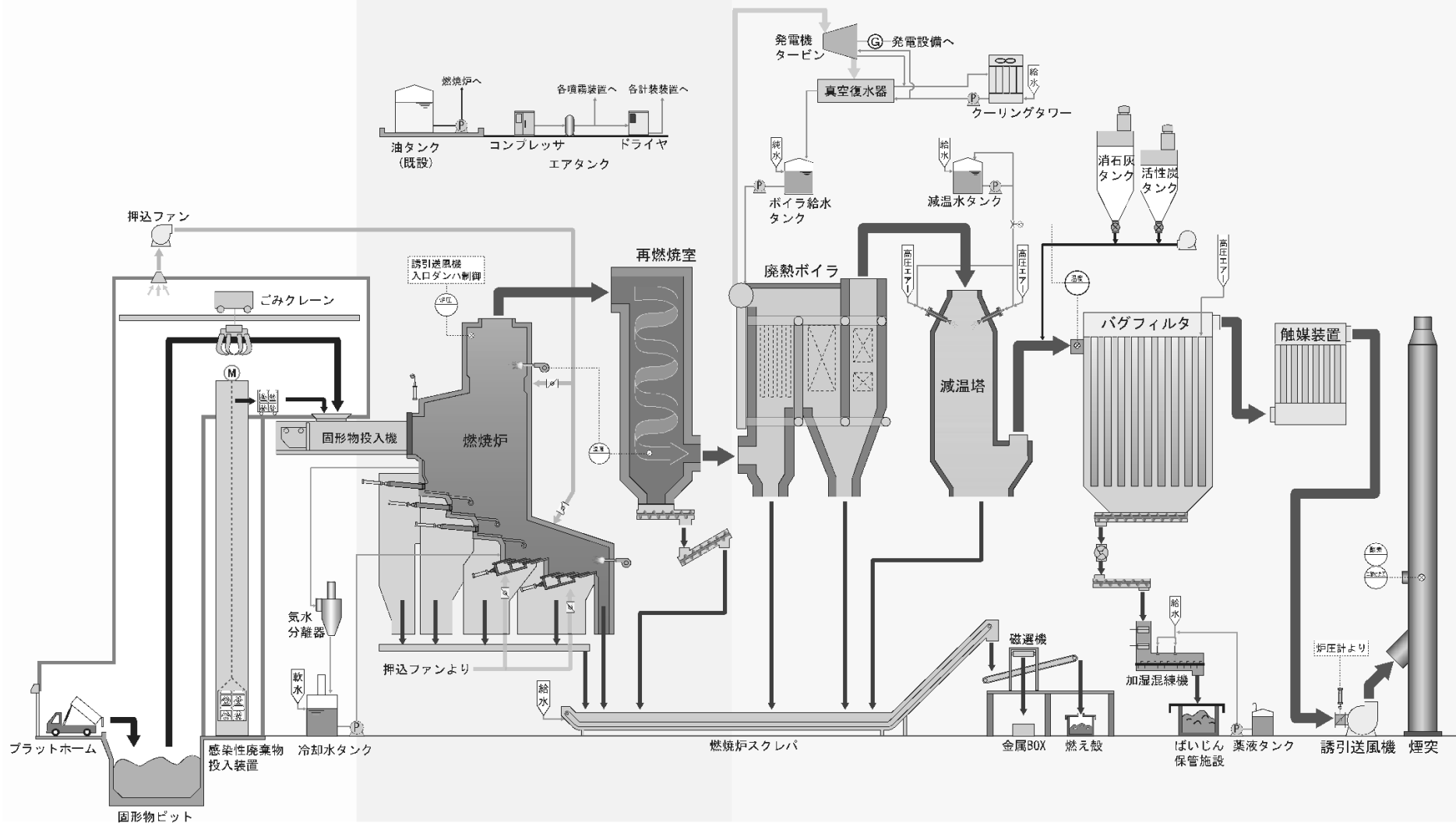


図 3.4-3 焼却ストーカ式の処理フローシート (参考)

(2) 環境保全目標

現時点で想定している本事業に係る環境保全目標を表 3.4-4に示す。本事業では、適切な環境配慮を講じることで、法規制値以下で適切に運転を行う計画である。

また、水質については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域には放流しないクローズドシステムであるため、排水の環境保全目標は定めないこととする。

表 3.4-4(1) 本事業に係る環境保全目標（大気質）

項 目		本事業に係る法規制値等	
大気質 (排出ガス)	ばいじん ($\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	0.04以下	大気汚染防止法 (4t/時以上の廃棄物焼却炉)
	塩化水素 (HCl) ($\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	700以下	大気汚染防止法 (廃棄物焼却炉)
	硫黄酸化物 (SO_x) (ppm)	345以下	大気汚染防止法
	窒素酸化物 (NO_x) (ppm)	250以下	大気汚染防止法 (廃棄物焼却炉 (連続炉))
	水銀 ($\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	30以下	大気汚染防止法
	ダイオキシン類 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	0.1以下	ダイオキシン類対策特別措置法 (4t/時以上の廃棄物焼却炉)
	カドミウム濃度 ($\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	1.0以下	福井県公害防止条例
	鉛濃度 ($\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	10以下	福井県公害防止条例
	ふっ素濃度 ($\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	10以下	福井県公害防止条例
	塩素濃度 ($\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	30以下	福井県公害防止条例

表 3.4-4(2) 本事業に係る環境保全目標（騒音、振動）

項 目	時間帯	本事業に係る法規制値等	
騒音 (敷地境界)	6:00～ 8:00	60デシベル以下	福井市公害防止条例(その他の区域)
	8:00～ 19:00	65デシベル以下	
	19:00～ 22:00	60デシベル以下	
	22:00～ 6:00	55デシベル以下	
振動 (敷地境界)	8:00～ 19:00	65デシベル以下	福井市公害防止条例(その他の区域)
	19:00～ 8:00	60デシベル以下	

表 3.4-4(3) 本事業に係る環境保全目標（悪臭）

項 目		本事業に係る法規制値等	
悪臭 (敷地境界)	臭気指数	15	福井市公害防止条例(その他の区域)

(3) 環境配慮の方針

本施設では、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

1) 大気汚染防止計画

- ・適切な排ガス処理設備を設置し、大気汚染物質の発生を抑制する。
- ・排出ガスについては、法規制に基づく定期的な測定とともに常時モニタリングを実施し、適正な管理を行う。

2) ダイオキシン類防止計画

- ・燃焼温度（850℃以上）、ガス滞留時間（2秒以上）等、ダイオキシン類の発生を防止する条件を設定のうえ管理を十分に行い、安定燃焼の確保に努める。
- ・ろ過式集じん器（バグフィルタ）を設置し、ばいじんとともにダイオキシン類の除去を行う。

3) 水質汚濁防止計画

- ・プラント排水は場内再利用によるクローズドシステムとし、生活排水は合併浄化槽で処理したのち、専門業者に委託し処理を行うため、基本的に公共用水域への排水は行わない。
- ・雨水は、再利用に努めるとともに、余剰分は、防災調整池で排水量等の調整を行った後、公共用水域へ放流する。

4) 騒音・振動防止計画

- ・低騒音、低振動型の機器を選定し、騒音・振動の発生抑制を図る。
- ・送風機や大型の復水器などの屋外機器は、必要に応じてラギング等の騒音対策を講じる。
- ・特に振動が大きな機器は、コンクリート床等の頑丈な基礎に据え付ける等の防振対策を講じる。
- ・搬入車両の走行に際し、周辺道路においては速度に留意して走行することとし、騒音・振動の低減に努める。

5) 悪臭防止計画

- ・廃棄物の搬入、荷下ろし等の作業は建屋内で行うほか、廃棄物の保管場所を屋内に配置する。
- ・プラットホーム出入口は、シャッターにより、外部への悪臭の漏れを防止する。
- ・プラットホームやごみピット内の空気を炉内へ吸引し、室内を負圧に保ち外部への悪臭の漏れを防止するとともに、焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込み、燃焼による臭気成分の分解を行う。
- ・プラットホーム等に必要に応じて消臭剤噴霧による消臭を実施する。

6) 交通安全計画

- ・搬入車両の台数が平準化するように努める。
- ・搬入車両の運転者への安全教育を徹底する。
- ・指定したルートを走行するよう指導する。

7) 余熱利用計画（発電等）

- ・発電等を行い、廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーを効率的に利用する。

3.4.6 施設運用計画

新廃棄物焼却施設は24時間連続稼働とし、年間稼働日数は、定期メンテナンス日数及び年末年始等を除く約300日である。

また、廃棄物の搬入は、月曜日～土曜日（日曜日及び祝日を除く）の8時～16時30分である。

3.4.7 取水計画

当事業所敷地内の既存施設と同様に、敷地内を流れる河川から取水する計画としている。

3.4.8 排水計画

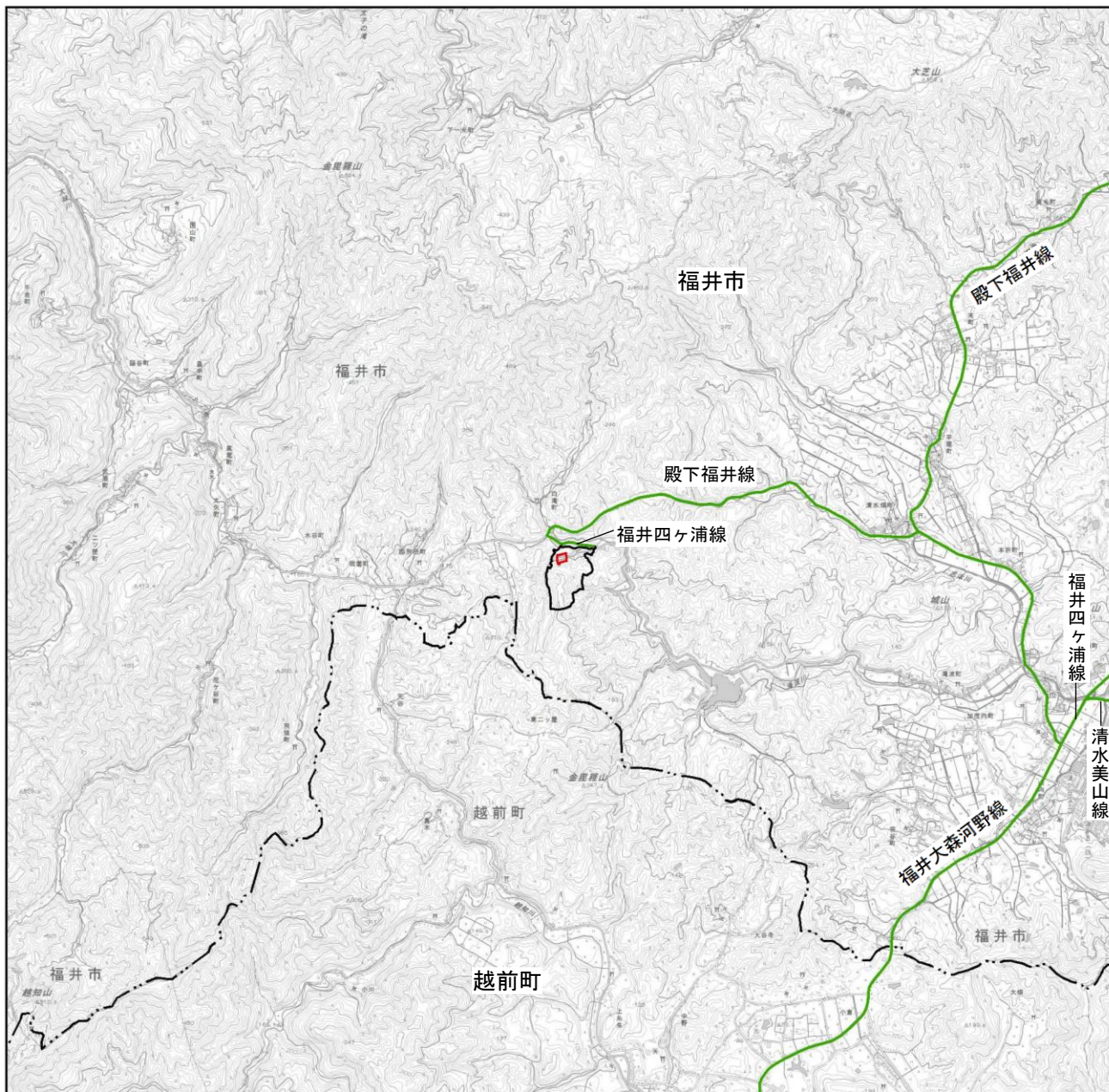
プラント排水は場内再利用によるクローズドシステムとし、生活排水は合併浄化槽で処理したのち、専門業者に委託し処理を行うため、基本的に公共用水域への排水は行わない。また、雨水は、再利用に努めるとともに、余剰分は、防災調整池で排水量等の調整を行った後、公共用水域へ放流する。

3.4.9 燃料の使用計画

ごみの処理に用いる燃料としては、焼却炉の立上げ、立下げ時の助燃材としてA重油を用いる計画である。

3.4.10 廃棄物搬入計画

新廃棄物焼却施設への搬入車両はダンプ等の大型車により30台/日が見込まれる。主要走行ルートを図 3.4-4に示す。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 廃棄物搬入車両及び工事用車両の主要走行ルート

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

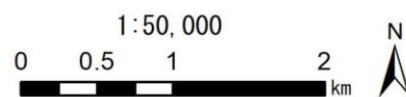


図 3.4-4 廃棄物搬入車両等の主要走行ルート

3.4.11 工事計画

(1) 工事計画

1) 工事計画の概要

新廃棄物焼却施設の建設については、既に盛土造成された土地で施設の建設工事を行うものであり、完成までに約1年間の期間を要する。

2) 造成計画

事業実施想定区域は、既に盛土造成された土地であり、本施設の建設にあたって大規模な造成工事は伴わない計画である。

(2) 工事中の環境配慮事項

本施設の工事中には、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

1) 大気汚染防止計画

- ・排ガス対策型の建設機械や低公害型の工事用車両を使用する。
- ・工事区域の散水、出口の路面清掃、工事用車両のタイヤ洗浄により粉じんの飛散を防止する。
- ・工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。

2) 水質汚濁防止計画

- ・濁水及び土砂等の河川等への流出が生じないように濁水等を一時的に貯留する仮設沈砂池等を設置し、上澄みを既存の防災調整池に入れてさらに沈降させることで、河川への影響が生じないように放流する。

3) 騒音・振動防止計画

- ・低騒音、低振動型の建設機械を使用する。
- ・工事用車両の走行に際し、周辺道路においては速度に留意して走行することとし、騒音・振動の低減に努める。
- ・工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。

4) 交通安全計画

- ・工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。
- ・工事用車両の運転者への安全教育を徹底する。
- ・指定したルートを走行するよう指導する。

5) 廃棄物処理計画

- ・工事に伴って発生する廃棄物については、種類に応じて分別を徹底し、再生利用が可能なものについては資源化を行う。
- ・資源化等が困難な廃棄物については、廃棄物処理法等の関係法令に基づき適正に処理する。

3.5 複数案の設定

(1) ゼロオプション

当社では、事業者が排出する廃棄物量の増加や近年問題となっている中国等への輸出が困難となった廃プラスチック及び古紙の処理など、今後、想定される社会状況に対して、適正な廃棄物の処理が可能で、さらなる受け皿の必要性があり、新たな廃棄物処理施設の建設が必要と考えている。

このため、ゼロオプション（事業を実施しないこととする案）は複数案に含めない。

(2) 位置

新廃棄物焼却施設の位置については、当社事業所敷地内の既存施設との一体的な運用により、既存施設と合わせた運転管理や廃棄物搬入、敷地内での焼却灰の埋立処分など、適正で合理的な処分が可能になると考えている。

また、新たな土地の造成を要しないため、動物・植物等への影響を最小限とすることができるほか、既存施設との一体的な運用により効率的な廃棄物搬入が可能となるとともに、焼却灰の搬出が不要となるため、これらの運搬車両による沿道への影響（大気質、騒音、振動等）を最小限とすることができる。

他の既存施設の配置等も踏まえ、当社事業所敷地の効率的な利用を検討した結果、敷地内において新廃棄物焼却施設が設置可能な位置は限定的である。

このため、当社事業所敷地内の図 3.5-1に示す位置とし、単一案とする。

(3) 規模

新廃棄物焼却施設の処理能力は、「3.4.5 施設計画 (1) 計画施設の概要 1) 新廃棄物焼却施設における処理計画」に記載したとおり、当社では、①事業者から排出される廃棄物の処理量、②輸出が困難となった廃プラスチックの処理量及び③輸出が困難となった古紙（無選別古紙）の処理量として、年間約8.8万トンの廃棄物の焼却処理を見込んでおり、これらの処理を適正に行える施設規模として、1日あたりの処理量を算定している。このため、処理能力は200t/日とし、単一案とする。

(4) 配置・構造

煙突、建屋等の施設配置・構造は未定であるが、事業実施想定区域は当社事業所敷地内にあるため、基本的に外部から事業実施想定区域を視認できる地点はなく、また、最寄り住居まで300m程度離れていることから、施設配置による周辺環境への影響の違いはないものとする。また、煙突高さについては、大気質と景観面への影響が考えられ、煙突が高くなると景観への影響も懸念される。このため煙突高さは、大気質への影響を考慮した最小限の高さとし、本施設に係る法規制値のうち、硫黄酸化物の排出基準を満足できる高さである30mとした。これは隣接する当社の2号炉と同様の高さであり、当該施設の生活環境影響調査において大気質の影響の観点から問題ないこと確認している。このため、配置・構造については、複数案を設けず単一案とする。

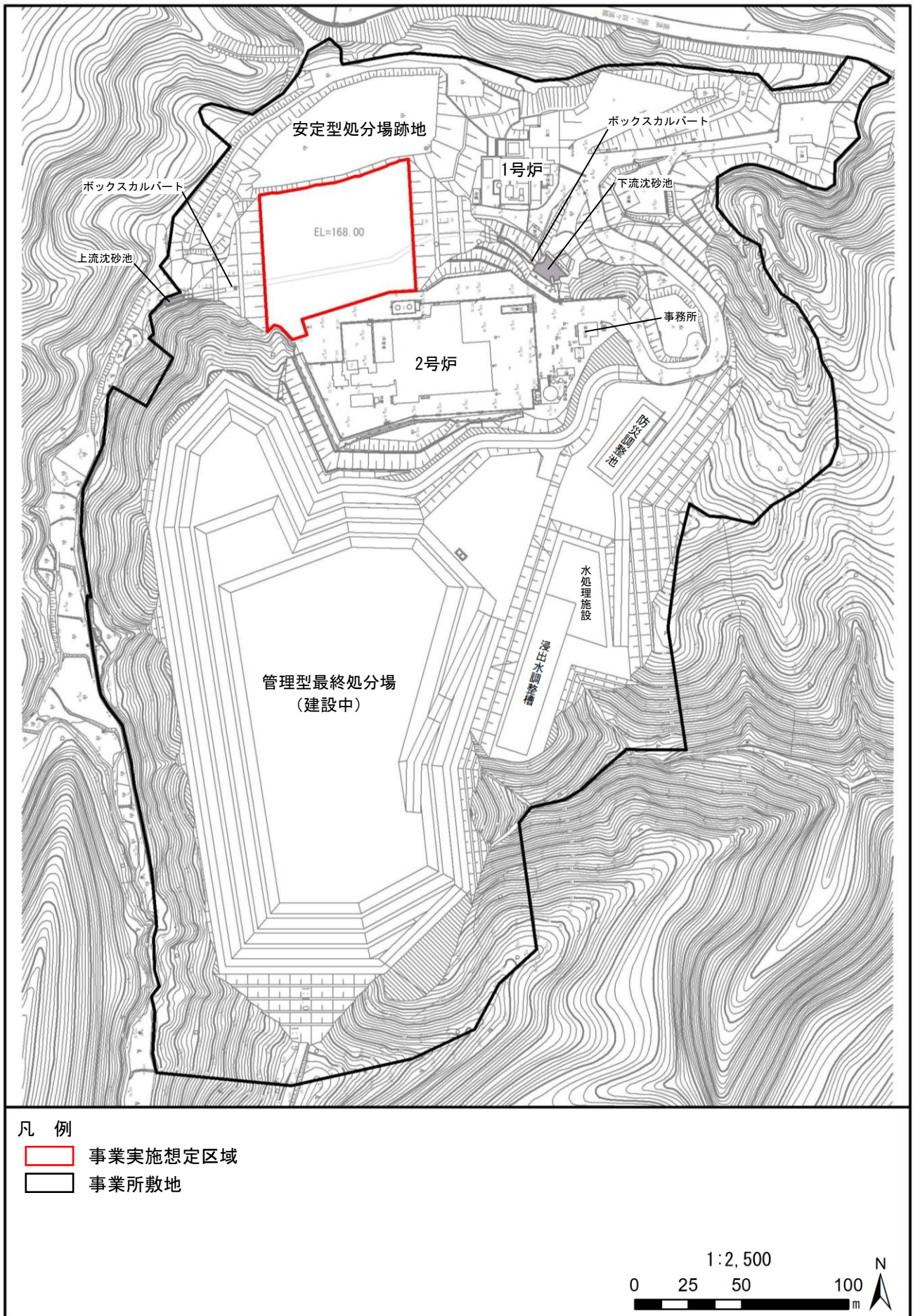


図 3.5-1 事業所敷地内における事業実施想定区域の位置

【参考】

既存の当社施設の概要は、表 3.5-1に示すとおりである。

表 3.5-1 当社施設の概要

既存施設	1号炉	2号炉	(参考) 新廃棄物焼却施設
敷地面積	2,809 m ²	7,720 m ²	4,316 m ²
建設年月	平成12年1月10日	平成23年1月18日	(予定) 令和5年
処理能力	14.4 t/日 (稼働時間8時間)	92.4 t/日 (稼働時間24時間)	200 t/日 (稼働時間24時間)
基数	1基	1基	1基
処理方式等	ストーカ炉	ストーカ炉とロータリーキルン炉の併用	ストーカ炉

4. 事業実施想定区域及びその周囲の概況

4.1 自然的状況

4.1.1 気象の状況

越^{こし}迺地域気象観測所（図 4.1-3参照）における気象の状況（30年平均値：昭和56年～平成22年）は、表 4.1-1及び図 4.1-1に示すとおりである。

年平均気温は15.3℃で、日最高平均気温の最高が8月の30.4℃、日最低平均気温の最低が2月の2.5℃となっている。

年間降水量は2,100.4mmで、7月が228.4mmと最も多く、8月が116.3mmと最も少ない。

年平均風速は2.4m/sで、冬（12～2月）に3.2～3.5m/sと強く、他の月は1.5～2.8m/sとなっている。年間最多風向は、南東となっている。

平成30年の風況の状況は図 4.1-2に示すとおりであり、年平均風速は2.4m/sとなっている。また、南東及び南南東の風が多い。

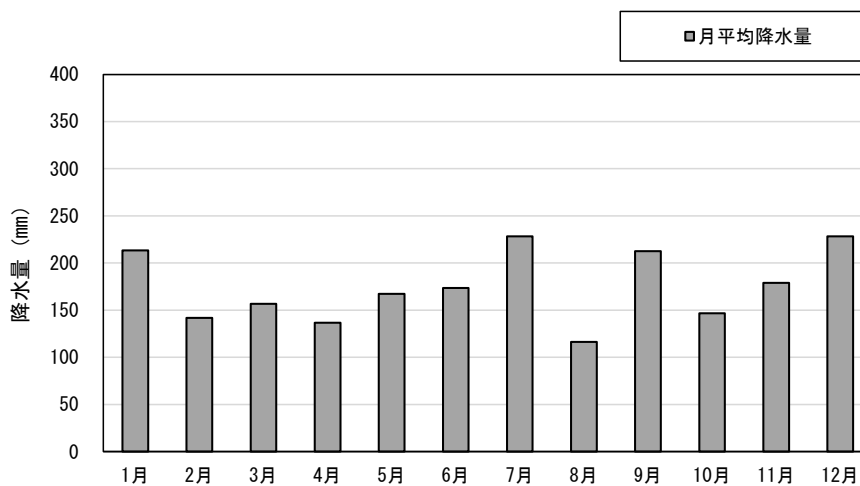
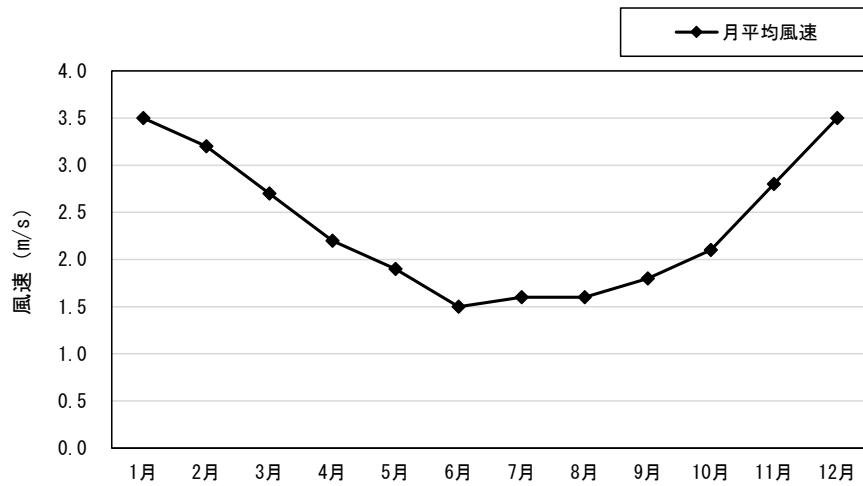
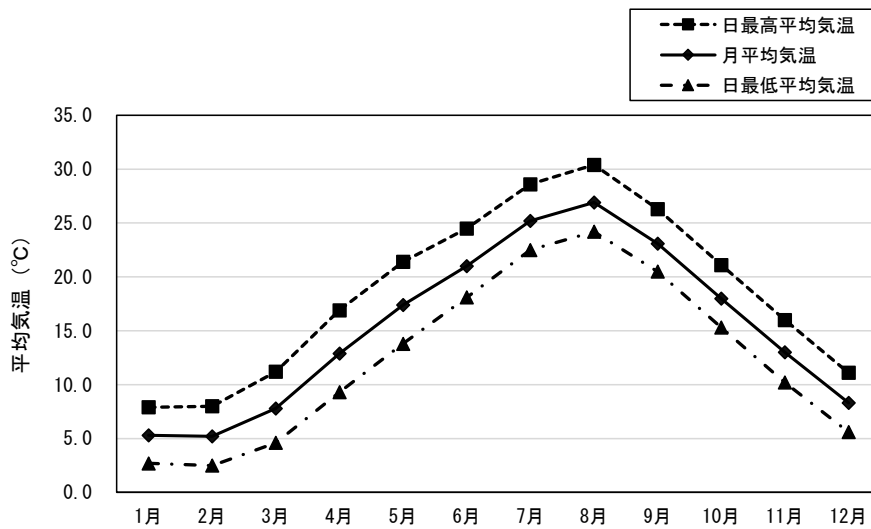
表 4.1-1 気象の状況（昭和56年～平成22年）

項目	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	気	平均	5.3	5.2	7.8	12.9	17.4	21.0	25.2	26.9	23.1	18.0	13.0	8.3
温 (℃)	日最高平均	7.9	8.0	11.2	16.9	21.4	24.5	28.6	30.4	26.3	21.1	16.0	11.1	18.6
	日最低平均	2.7	2.5	4.6	9.3	13.8	18.1	22.5	24.2	20.5	15.3	10.2	5.6	12.4
平均降水量(mm)		213.4	141.7	156.6	136.7	167.4	173.6	228.4	116.3	212.5	146.7	178.9	228.3	2100.4
平均風速(m/s)		3.5	3.2	2.7	2.2	1.9	1.5	1.6	1.6	1.8	2.1	2.8	3.5	2.4
最多風向		南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東

※：値は昭和56年～平成22年の30年間の平均値（風向は最多出現風向）。

なお、降水量の年の値については、年間の降水量の合計の平均値。

出典：「過去の気象データ・ダウンロード」（気象庁ホームページ）



注：値は昭和56年～平成22年の30年間の平均値
 出典：「過去の気象データ・ダウンロード」(気象庁ホームページ)

図 4.1-1 気象の状況 (昭和56年～平成22年、越廼地域気象観測所)

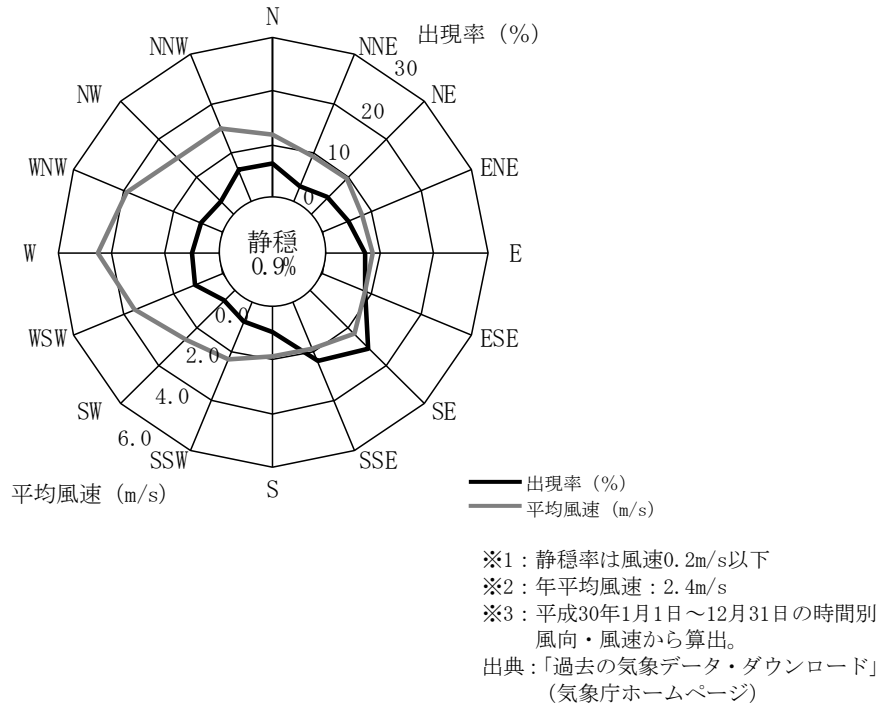


図 4.1-2 風況の状況 (平成30年、越廼地域気象観測所)

4.1.2 大気環境の状況

(1) 大気質の状況

1) 大気汚染常時監視測定局等の位置及び測定項目

事業実施想定区域及びその周囲には大気汚染常時監視測定局が存在しないため、事業実施想定区域が位置する福井市に設置されている測定局として、事業実施想定区域から最寄りの地点にある福井局（一般大気測定局：東北東約13.5km）、及び自排福井局（自動車排出ガス測定局：東約14.0km）を用いた。また、ダイオキシン類については、福井市豊島（大気汚染常時監視測定局福井局）で測定されている。各測定局の位置は図 4.1-3 に、測定項目は表 4.1-2に示すとおりである。

表 4.1-2 事業実施想定区域及びその周囲における大気汚染常時監視測定局等及び測定項目

種別 ^{※1}	番号	所在市町	測定局	用途地域 ^{※2}	常時監視測定項目							その他
					二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	
一般局	1	福井市	福井	住	○	○	○	○		○	○	○
自排局	2	福井市	自排福井	未		○	○	○	○		○	

※1：一般局：一般環境大気測定局 自排局：自動車排出ガス測定局（以下省略）

※2：住：第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域及び準住居地域に該当する地域。

未：未指定地域及び無指定地域。

出典1：「ふくいの環境（平成30年度版）」（福井県ホームページ）

出典2：「平成29年度ダイオキシン類調査結果について」（福井県ホームページ）



凡例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- · — · — 市町界
- 地域気象観測所
- 一般局
- ▲ 自排局

「国土地理院の電子地形図20万を掲載」

出典1：「ふくい環境（平成30年度版）」（福井県ホームページ）
 出典2：「平成29年度ダイオキシン類調査結果について」（福井県ホームページ）

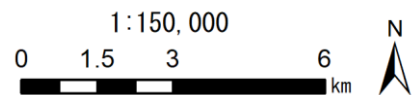


図 4.1-3 気象観測所及び大気汚染常時監視測定局位置図

2) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、一般局1局で測定されている。

平成30年度の測定結果は表 4.1-3に示すとおりであり、年平均値は0.001ppmである。また、測定結果は、短期的評価、長期的評価ともに環境基準を達成している。

平成26年度～平成30年度の年平均値の経年変化は表 4.1-4及び図 4.1-4に示すとおりであり、横ばい傾向である。

表 4.1-3 二酸化硫黄の測定結果（平成30年度）

種別	所在市町	測定局	年平均値	短期的評価 ^{※1}			長期的評価 ^{※1}		
				1時間値が0.1ppmを超えた時間数	1日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準達成状況 ^{※2}	1日平均値の2%除外値	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況 ^{※2}
				(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(有・無)	
一般局	福井市	福井	0.001	0	0	○	0.002	無	○

※1：環境基準の達成状況の評価：

- ・短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
- ・長期的評価：1年間の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

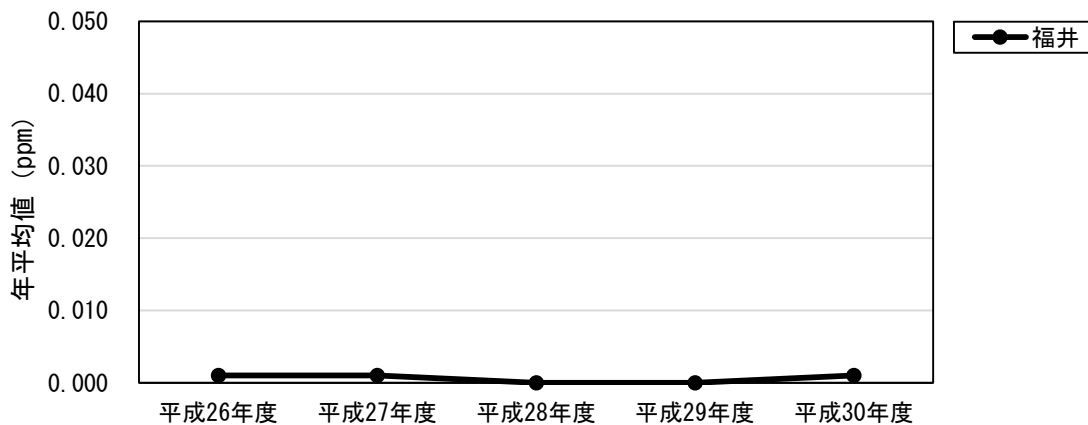
※2：表中の「環境基準達成状況」の欄で、○：達成 ×：非達成 を示す。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

表 4.1-4 二酸化硫黄の経年変化（平成26年度～平成30年度）

種別	所在市町	測定局	年平均値 (ppm)				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	福井市	福井	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-4 二酸化硫黄の経年変化（平成26年度～平成30年度）

3) 二酸化窒素

二酸化窒素は、一般局1局、自排局1局で測定されている。

平成30年度の測定結果は表 4.1-5に示すとおりであり、各測定局の年平均値は一般局では0.006ppm、自排局では0.014ppmである。また、測定結果は、長期的評価について両測定局で環境基準を達成している。

平成26年度～平成30年度の年平均値の経年変化は表 4.1-6及び図 4.1-5に示すとおりであり、両測定局とも横ばい傾向である。

表 4.1-5 二酸化窒素の測定結果（平成30年度）

種別	所在市町	測定局	年平均値 (ppm)	1日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 (日)	1日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数 (日)	1時間値 の 最高値 (ppm)	長期的評価 ^{※1}	
							1日平均 値の年間 98%値 (ppm)	環境 基準 達成 状況 ^{※2}
一般局	福井市	福井	0.006	0	0	0.035	0.014	○
自排局	福井市	自排福井	0.014	0	0	0.066	0.027	○

※1：環境基準の達成状況の評価：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

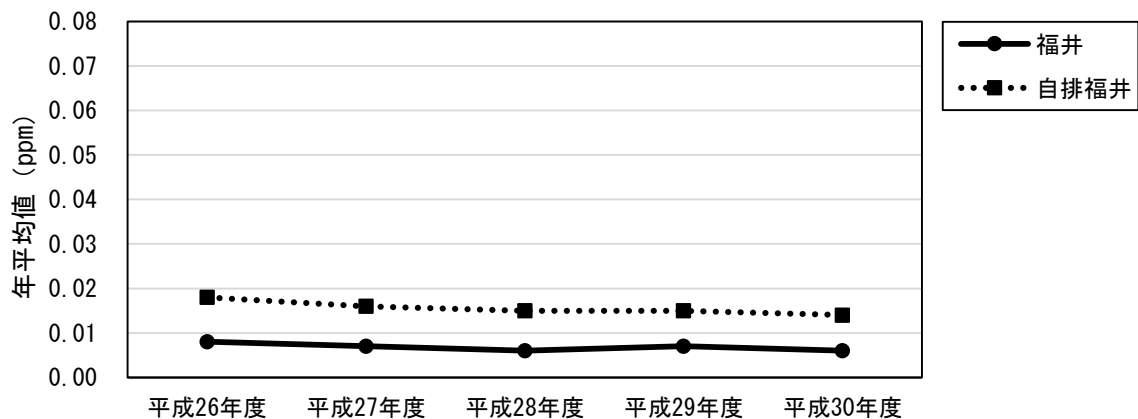
※2：表中の「環境基準達成状況」の欄で、○：達成 ×：非達成 を示す。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

表 4.1-6 二酸化窒素の経年変化（平成26年度～平成30年度）

種別	所在市町	測定局	年平均値 (ppm)				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	福井市	福井	0.008	0.007	0.006	0.007	0.006
自排局	福井市	自排福井	0.018	0.016	0.015	0.015	0.014

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-5 二酸化窒素の経年変化（平成26年度～平成30年度）

4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、一般局1局、自排局1局で測定されている。

平成30年度の測定結果は表 4.1-7に示すとおりであり、各測定局の年平均値は一般局では0.017 mg/m³、自排局では0.015 mg/m³である。また、測定結果は、短期的評価、長期的評価とも両測定局で環境基準を達成している。

平成26年度～平成30年度の年平均値の経年変化は表 4.1-8及び図 4.1-6に示すとおりであり、両測定局とも減少傾向である。

表 4.1-7 浮遊粒子状物質の測定結果（平成30年度）

種別	所在市町	測定局	年平均値 (mg/m ³)	短期的評価 ^{※1}			長期的評価 ^{※1}		
				1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数 (日)	1日平均値 が0.10mg/m ³ を超えた 日数 (日)	環境 基準 達成 状況 ^{※2}	1日平均値 の2%除外 値 (mg/m ³)	1日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上連続し たことの有無 (有・無)	環境 基準 達成 状況 ^{※2}
				(日)	(日)	○	(mg/m ³)	(有・無)	○
一般局	福井市	福井	0.017	0	0	○	0.040	無	○
自排局	福井市	自排福井	0.015	0	0	○	0.038	無	○

※1：環境基準の達成状況の評価：

・短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

・長期的評価：1年間の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

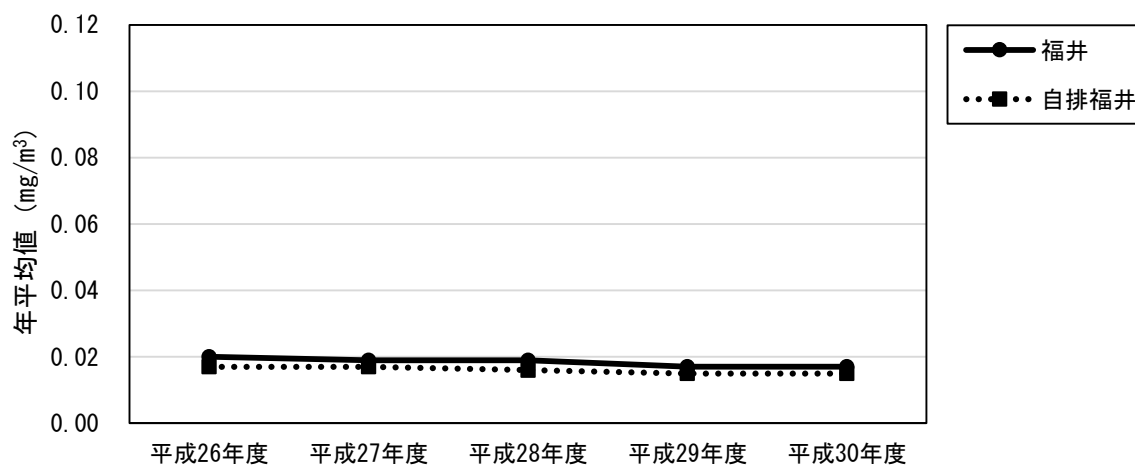
※2：表中の「環境基準達成状況」の欄で、○：達成 ×：非達成 を示す。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

表 4.1-8 浮遊粒子状物質の経年変化（平成26年度～平成30年度）

種別	所在市町	測定局	年平均値(mg/m ³)				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	福井市	福井	0.020	0.019	0.019	0.017	0.017
自排局	福井市	自排福井	0.017	0.017	0.016	0.015	0.015

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-6 浮遊粒子状物質の経年変化（平成26年度～平成30年度）

5) 微小粒子状物質

微小粒子状物質は、一般局1局、自排局1局で測定されている。

平成30年度の測定結果は表 4.1-9に示すとおりであり、年平均値は一般局では10.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局では14.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっている。また、測定結果は、短期基準、長期基準とも両測定局で環境基準を達成している。

平成26年度～平成30年度の年平均値の経年変化は表 4.1-10及び図 4.1-7に示すとおりであり、両測定局とも横ばい傾向である。

表 4.1-9 微小粒子状物質の測定結果（平成30年度）

種別	所在市町	測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	短期基準 ^{※1}			長期基準 ^{※1}	
				1日平均値 の年間98パー セントイル 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1日平均 値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え た日数 (日)	環境 基準 達成 状況 ^{※2}	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境 基準 達成 状況 ^{※2}
				($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)			
一般局	福井市	福井	10.0	25.6	0	○	10.0	○
自排局	福井市	自排福井	14.8	34.6	7	○	14.8	○

※1：環境基準の達成状況の評価：

- ・短期基準：1日平均値の年間98パーセントイル値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
- ・長期基準：1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

※2：表中の「環境基準達成状況」の欄で、○：達成 ×：非達成 を示す。

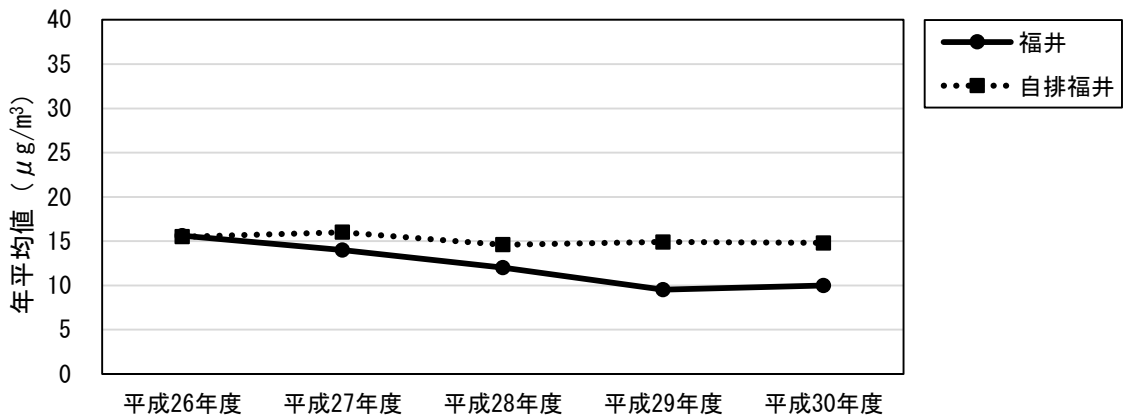
環境基準との比較は、標準測定法との等価性を有する自動測定器で測定され、かつ、有効測定日数が250日以上の測定局で行う。なお、2測定局とも等価性を有している。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

表 4.1-10 微小粒子状物質の経年変化（平成26年度～平成30年度）

種別	所在市町	測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	福井市	福井	15.6	14.0	12.0	9.5	10.0
自排局	福井市	自排福井	15.5	16.0	14.6	14.9	14.8

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-7 微小粒子状物質の経年変化（平成26年度～平成30年度）

6) 一酸化炭素

一酸化炭素は、自排局1局で測定されている。

平成30年度の測定結果は表 4.1-11に示すとおりであり、年平均値は0.3ppmとなっている。また、測定結果は、短期的評価、長期的評価とも環境基準を達成している。

平成26年度～平成30年度の年平均値の経年変化は表 4.1-12及び図 4.1-8に示すとおりであり、横ばい傾向である。

表 4.1-11 一酸化炭素の測定結果（平成30年度）

種別	所在市町	測定局	年平均値	短期的評価 ^{※1}			長期的評価 ^{※1}		
				8時間値が 20ppmを超 えた回数	1日平均値 が10ppmを 超えた日数	環境 基準 達成 状況 ^{※2}	1日平均値 の2%除外 値	1日平均値が 10ppmを 超えた日が 2日以上 連続したこ との有無	環境 基準 達成 状況 ^{※2}
				(ppm)	(回)		(日)	(ppm)	
自排局	福井市	自排福井	0.3	0	0	○	0.4	無	○

※1：環境基準の達成状況の評価：

- ・短期的評価：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値が20ppm以下であること。
- ・長期的評価：1年間の1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

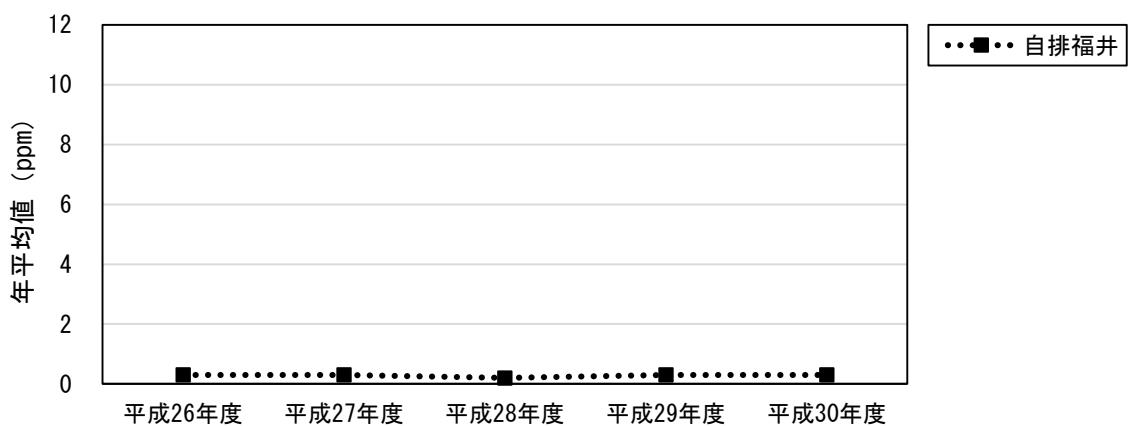
※2：表中の「環境基準達成状況」の欄で、○：達成 ×：非達成 を示す。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

表 4.1-12 一酸化炭素の経年変化（平成26年度～平成30年度）

種別	所在市町	測定局	年平均値 (ppm)				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自排局	福井市	自排福井	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-8 一酸化炭素の経年変化（平成26年度～平成30年度）

7) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、一般局1局で測定されている。

平成30年度の測定結果は表 4.1-13に示すとおりであり、年平均値は0.034ppmとなっている。また、測定結果は、短期的評価では環境基準を達成していない。

平成26年度～平成30年度の年平均値の経年変化は表 4.1-14及び図 4.1-9に示すとおりであり、横ばい傾向である。

なお、光化学オキシダントについて環境基準の達成状況が低いのは、当該地域の特性ではなく全国的な傾向である。

表 4.1-13 光化学オキシダントの測定結果（平成30年度）

種別	所在市町	測定局	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	短期的評価 ^{※1}			昼間の1時間値が0.12ppm以上となった時間数及び日数		昼間の1時間値の最高値 (ppm)
				昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数		環境基準達成状況 ^{※2}	(時間)	(日)	
				(時間)	(日)				
一般局	福井市	福井	0.034	282	47	×	0	0	0.084

※1：環境基準の達成状況の評価：昼間(5時～20時)の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。

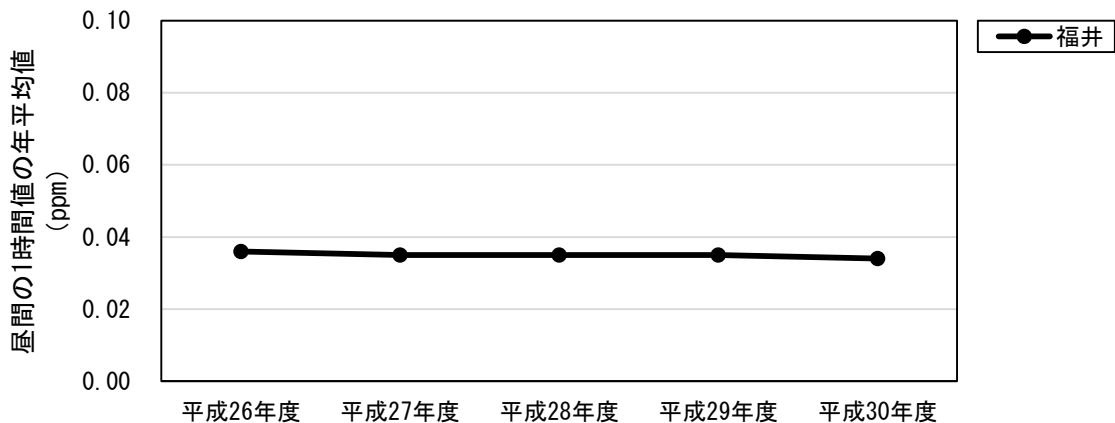
※2：表中の「環境基準達成状況」の欄で、○:達成 ×:非達成を示す。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

表 4.1-14 光化学オキシダントの経年変化（平成26年度～平成30年度）

種別	所在市町	測定局	昼間の1時間値の年平均値(ppm)				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	福井市	福井	0.036	0.035	0.035	0.035	0.034

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-9 光化学オキシダントの経年変化（平成26年度～平成30年度）

8) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、一般局1局、自排局1局で測定されている。

平成30年度の測定結果は表 4.1-15に示すとおりであり、年平均値は一般局では0.07ppm、自排局では0.08ppmとなっている。また、測定結果は、指針との比較では自排局は指針を上回っているが、一般局は指針を下回っている。

平成26年度～平成30年度の年平均値の経年変化は表 4.1-16及び図 4.1-10に示すとおりであり、両測定局とも横ばい傾向である。

表 4.1-15 非メタン炭化水素の測定結果（平成30年度）

種別	所在市町	測定局	年平均値	午前6～9時 における 年平均値	午前6～9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超え た日数	午前6～9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超え た日数	指針 との 比較 ※1,2
			(ppmC)	(ppmC)	(日)	(日)	
一般局	福井市	福井	0.07	0.09	13	0	○
自排局	福井市	自排福井	0.08	0.10	16	1	×

※1：表中の「指針との比較」の欄で、○：達成 ×：非達成 を示す。

指針は、「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」（昭和51年8月17日 環大企220号通知）。

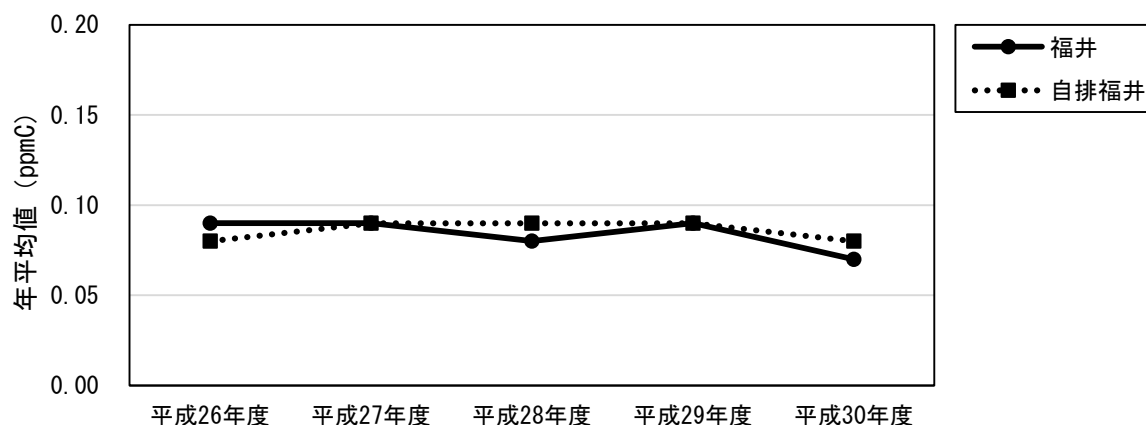
※2：指針との比較：光化学オキシダントの日最高1時間値の0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

表 4.1-16 非メタン炭化水素の経年変化（平成26年度～平成30年度）

種別	所在市町	測定局	年平均値 (ppmC)				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	福井市	福井	0.09	0.09	0.08	0.09	0.07
自排局	福井市	自排福井	0.08	0.09	0.09	0.09	0.08

出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）



出典：「福井県大気汚染情報」（福井県ホームページ）

図 4.1-10 非メタン炭化水素の経年変化（平成26年度～平成30年度）

9) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、事業実施想定区域及びその周囲では、福井測定局及び自排福井測定局で測定されている。

平成30年度の両測定局における有害大気汚染物質の測定結果は、表 4.1-17に示すとおりであり、環境基準の設定されている物質については基準を達成している。

表 4.1-17 有害大気汚染物質の測定結果（平成30年度）

物質名	測定局		環境基準
	福井	自排福井	
テトラクロロエチレン	0.05 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1年平均値が0.2 mg/m^3 以下
トリクロロエチレン	0.35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.46 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1年平均値が0.13 mg/m^3 以下
ベンゼン	0.65 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.76 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1年平均値が0.003 mg/m^3 以下
ジクロロメタン	1.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1年平均値が0.15 mg/m^3 以下
アクリロニトリル	0.022 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.066 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
塩化ビニルモノマー	0.029 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.055 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
クロロホルム	0.17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.26 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
1,2-ジクロロエタン	0.13 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.22 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
水銀及びその化合物	0.0016 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—
ニッケル化合物	0.0044 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—
ヒ素及びその化合物	0.00080 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—
1,3-ブタジエン	0.034 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.081 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
マンガン及びその化合物	0.0084 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—
アセトアルデヒド	2.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
塩化メチル	1.0 g/m^3	1.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
クロム及びその化合物	0.0019 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—
酸化エチレン	0.041 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—
トルエン	4.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	6.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
ベリリウム及びその化合物	0.000015 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—
ベンゾ [a] ピレン	0.000017 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.036 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
ホルムアルデヒド	1.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—

出典：「平成30年度版 環境白書（資料編）」（平成31年3月 福井県）

10) ダイオキシン類

大気中のダイオキシン類は、平成29年度には福井県内の一般地域4地点、廃棄物焼却施設周辺5地点で測定されている。事業実施想定区域及びその周囲では豊島東公園内を対象に福井測定局でダイオキシン類が測定されている。

測定結果は表 4.1-18(1)に示すとおりであり、0.022～0.039pg-TEQ/m³の範囲にあり、環境基準を下回っている。

平成25年度～平成29年度の年平均値の経年変化は表 4.1-18(2)及び図 4.1-11に示すとおりであり、いずれの年度も環境基準を下回っている。

また、平成27年度版環境白書（平成28年3月 福井県）によると、事業実施想定区域周辺の西別所町集落センターでダイオキシン類が測定されている。測定結果は、表 4.1-18(3)に示すとおりであり、0.0096～0.067pg-TEQ/m³の範囲にあり、環境基準を下回っている。

表 4.1-18(1) ダイオキシン類の測定結果（平成29年度）

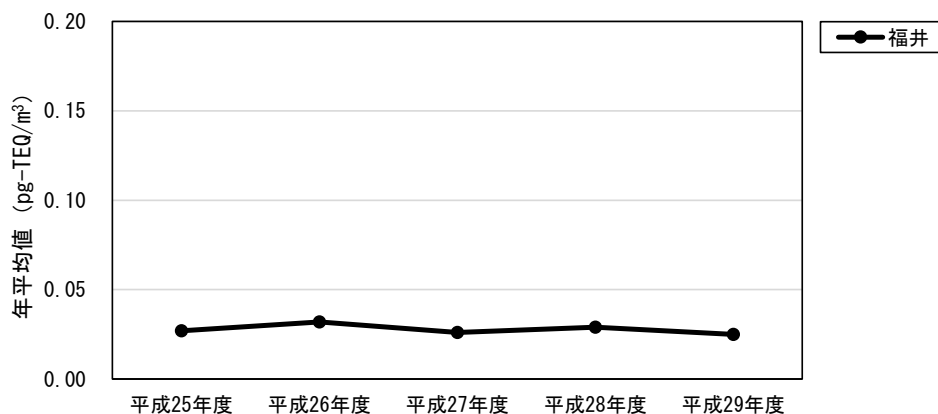
測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)	対象施設等
福井市豊島 (大気汚染常時監視測定局 福井局)	平成29年5月24日～5月31日	0.039	定点（豊島東公園内）
	平成29年8月2日～8月9日	0.018	
	平成29年11月14日～11月21日	0.022	
	平成30年2月1日～2月8日	0.022	
	年平均値	0.025	
環境基準		0.6	—

出典：「平成29年度ダイオキシン類調査結果について」（福井県ホームページ）

表 4.1-18(2) ダイオキシン類の経年変化（平成25年度～平成29年度）

測定地点名	年平均値 (pg-TEQ/m ³)				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福井市豊島 (大気汚染常時監視測定局 福井局)	0.027	0.032	0.026	0.029	0.025

出典：「平成25年度～平成29年度ダイオキシン類調査結果について」（福井県ホームページ）



出典：「平成25年度～平成29年度ダイオキシン類調査結果について」（福井県ホームページ）

図 4.1-11 ダイオキシン類の経年変化（平成25年度～平成29年度）

表 4.1-18(3) ダイオキシン類の測定結果（平成27年度）

測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)	対象施設等
福井市西別所町 (西別所町集落センター)	平成26年5月28日～6月4日	0.067	㈱北陸環境サービス
	平成26年8月4日～8月11日	0.063	
	平成26年11月6日～11月13日	0.0096	
	平成27年2月12日～2月19日	0.010	
	年 平 均 値	0.037	
環境基準		0.6	—

出典：「平成27年度版 環境白書（資料編）」（平成28年3月 福井県）

(2) 騒音の状況

1) 環境騒音

福井市では平成29年度に環境騒音の調査を行っているが、事業実施想定区域及びその周囲では行われていない。また、越前町では環境騒音の調査は行われていない。

2) 道路交通騒音

自動車騒音に係る環境基準の評価は、平成28年度には福井市では39区間で行われており、越前町では行われていない。事業実施想定区域及びその周囲には1区間があり、その位置は図 4.1-12に示すとおりである。

調査結果は表 4.1-19に示すとおりであり、昼間・夜間とも達成率は100%となっている。

なお、事業実施想定区域及びその周囲には、自動車騒音の常時監視地点は含まれていない。

表 4.1-19 自動車騒音調査結果（平成28年度）

番号 ^{※1}	路線名	評価区間	評価対象 住居等戸数	環境基準 超過戸数 ^{※2}	環境基準 達成率 ^{※2}
			(戸)	(戸)	(%)
①	殿下福井線	福井市末町 ～水越2丁目	254	0	100
				0	100

※1：番号は、図 4.1-12に対応している。

※2：環境基準超過戸数及び環境基準達成率の上段は昼間（6:00～22:00）、下段は夜間（22:00～翌6:00）の結果を示している。

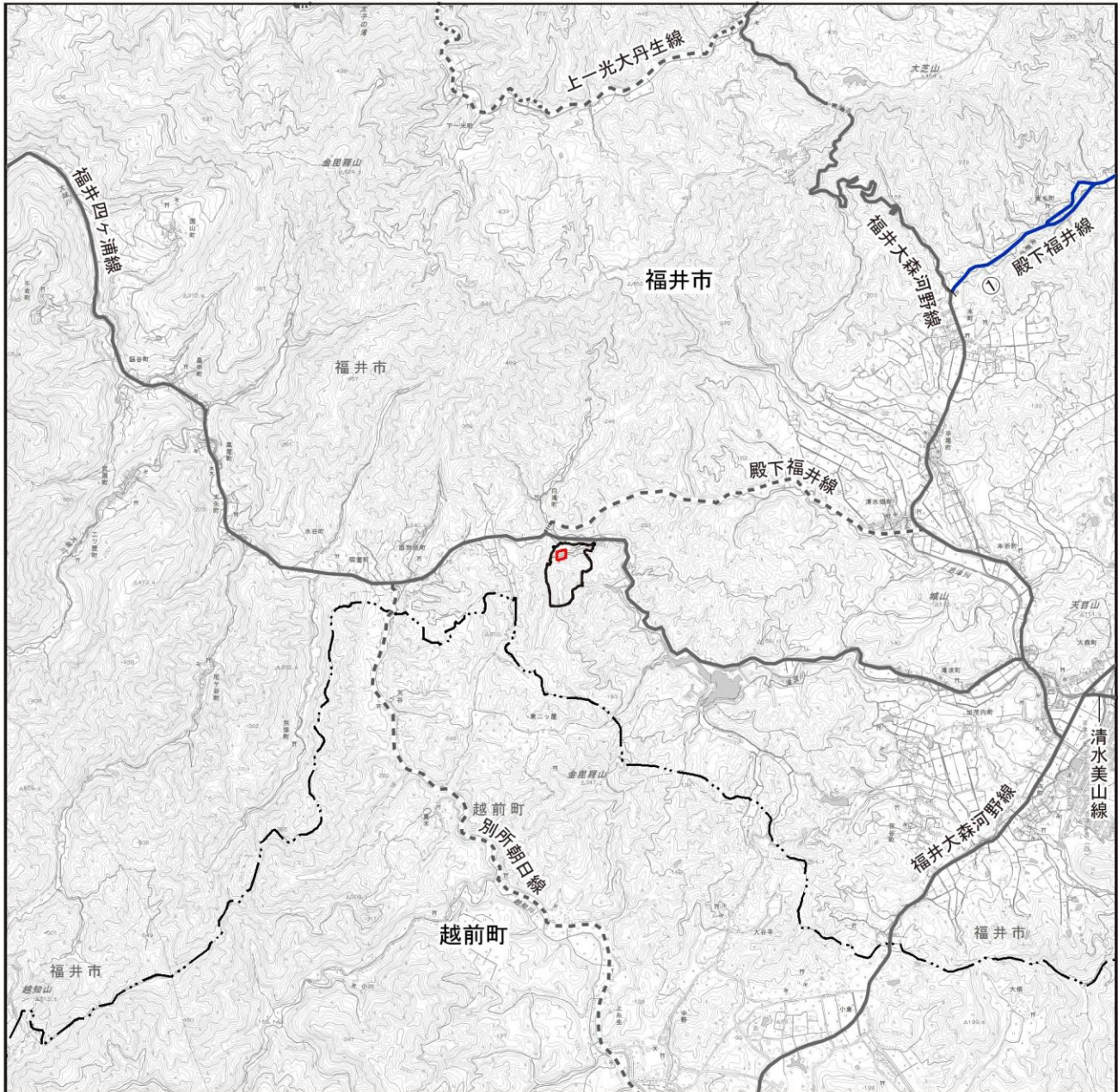
出典：「環境GIS 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所ホームページ）

(3) 振動の状況

福井市及び越前町では振動に係る調査の報告はない。

(4) 悪臭の状況

福井市及び越前町では悪臭に係る調査の報告はない。



- 凡 例
- 事業実施想定区域
 - 事業所敷地
 - · — · — 市町界
 - 自動車騒音評価区間
 - 主要地方道
 - 一般県道

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

出典1：「環境GIS 自動車騒音の常時監視結果」(国立環境研究所ホームページ)
 出典2：「平成27年度道路交通センサス 交通量図」(福井県ホームページ)
 ※：範囲内に自動車騒音の常時監視地点は含まれていない。

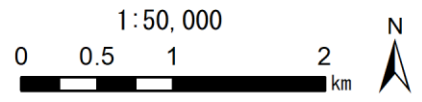


図 4.1-12 自動車騒音測定地点及び評価区間位置図 (平成28年度)

4.1.3 水象の状況

(1) 河川の状況

事業実施想定区域及びその周囲における河川の概要は表 4.1-20に、位置は図 4.1-13に示すとおりである。

事業実施想定区域は一級河川滝波川の流域に含まれ、河川水は一級河川滝波川、一級河川志津川、一級河川日野川を経て、最終的に一級河川九頭竜川に流入する。

表 4.1-20 河川の状況

水系名	河川名	河川種別	管理	流路延長
九頭竜川	滝波川	一級河川	県	5.0km

出典1：「福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）

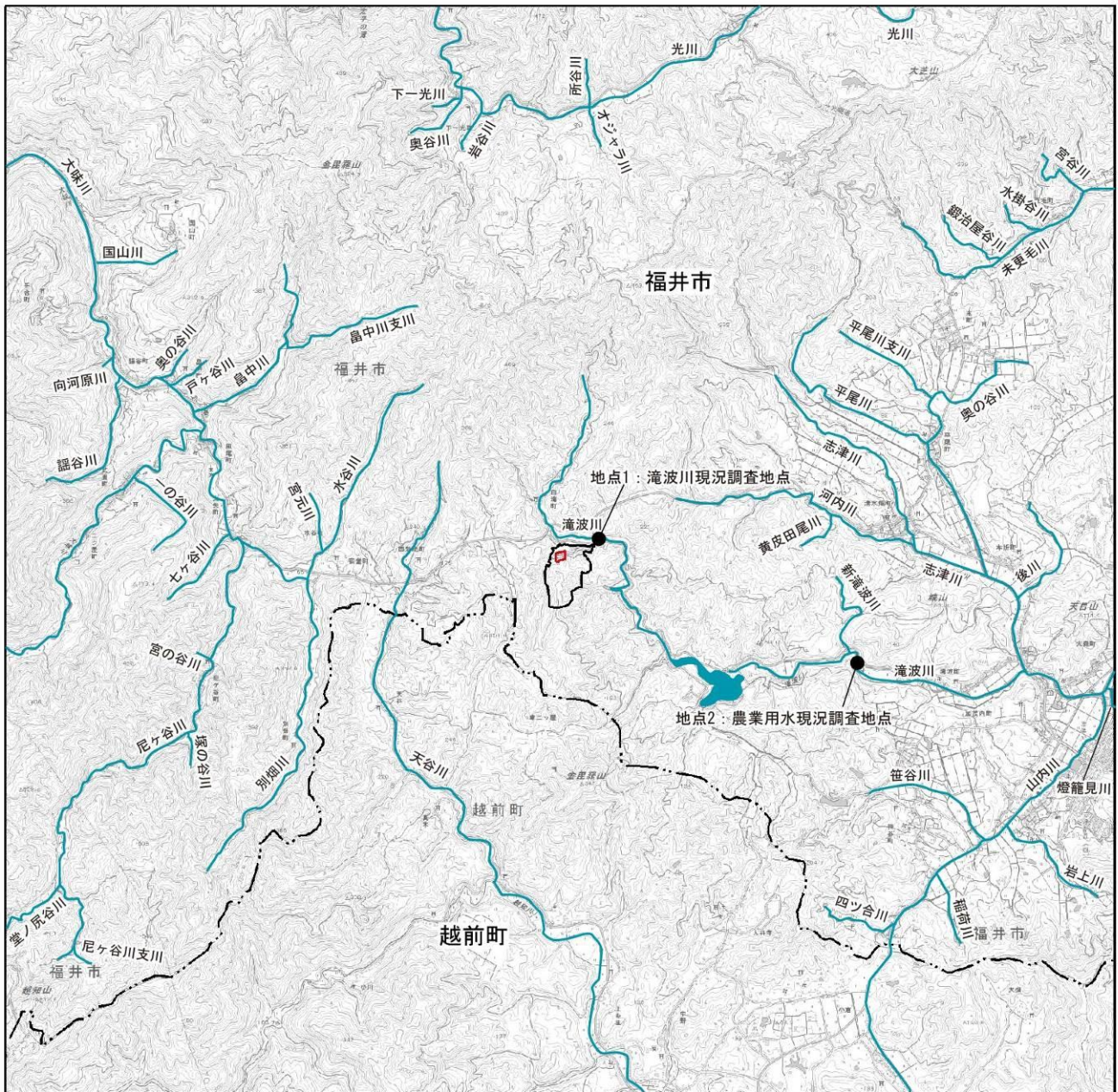
出典2：「福井市内の河川について」（福井市ホームページ）

(2) 湖沼、海域の状況

事業実施想定区域及びその周囲には湖沼、海域は分布していない。

(3) 地下水の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、代表的な湧水等は分布していない。



凡例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 河川
- ダム
- 水質調査地点

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

出典1: 「福井県の河川について」(福井市ホームページ)
 出典2: 「管理型最終処分場の設置に係る生活環境影響調査書」
 (平成29年2月 株式会社北陸環境サービス)

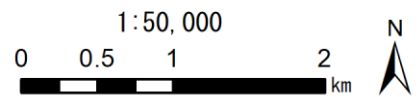


図 4.1-13 河川、湧水及び水質測定地点位置図

4.1.4 水環境の状況

(1) 水質の状況

1) 河川水質

当社では、管理型最終処分場の設置に際して、平成29年2月に生活環境影響調査を実施しており、事業実施想定区域及びその周囲の河川における水質の現地調査を実施している。「管理型最終処分場の設置に係る生活環境影響調査書」(平成29年2月 株式会社北陸環境サービス)における水質調査地点は、図 4.1-13に示したとおり、滝波川の2地点である。

測定結果は、表 4.1-21に示すとおりである。

地点1については、滝波川は類型指定されていないため、参考に滝波川下流の日野川の類型であるB類型と比較した。また、地点2については、周辺で農業用水として使用されていることから、農業用水基準と比較した。

地点1: 滝波川現況調査地点はいずれの調査日もすべての項目で環境基準を下回っている。

地点2: 農業用水現況調査地点はいずれの調査日もすべての項目で農業用水基準を下回っている。

なお、事業実施想定区域及びその周囲では、国・県または市町が実施した水質に係る調査の報告はない。

表 4.1-21(1) 水質測定結果

河川名称	九頭竜川水系		環境基準
	滝波川		
調査地点	地点1:滝波川現況調査地点		B*
調査日	H27.6.11【低水流量】		
水域類型	—		B*
調査項目	アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出 (定量限界 0.0005)	検出されないこと
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	< 0.0005	0.0005
	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	< 0.001	0.003
	鉛及びその化合物 (mg/L)	< 0.002	0.01
	有機燐化合物 (mg/L)	不検出 (定量限界 0.1)	—
	六価クロム化合物 (mg/L)	< 0.02	0.05
	砒素及びその化合物 (mg/L)	< 0.005	0.01
	シアン化合物 (mg/L)	不検出 (定量限界 0.1)	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	不検出 (定量限界 0.0005)	検出されないこと
	トリクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	0.01
	テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.0005	0.01
	ジクロロメタン (mg/L)	< 0.002	0.02
	四塩化炭素 (mg/L)	< 0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	< 0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.002	0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.004	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0006	0.006
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	< 0.0002	0.002
	チウラム (mg/L)	< 0.0006	0.006
	シマジン (CAT) (mg/L)	< 0.0003	0.003
	チオベンカルブ (mg/L)	< 0.002	0.02
	ベンゼン (mg/L)	< 0.001	0.01
	セレン及びその化合物 (mg/L)	< 0.002	0.01
	1,4-ジオキサン (mg/L)	< 0.005	0.05
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	< 0.02	1
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	< 0.1	0.8
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	0.3	10 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)
	pH (水素イオン濃度)	7.7	6.5以上8.5以下
	BOD (生物化学的酸素要求量) (mg/L)	< 0.5	3
	COD (化学的酸素要求量) (mg/L)	2.4	6
	SS (浮遊物質量) (mg/L)	4	25
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油 (mg/L)	< 0.5	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油 (mg/L)	< 0.5	—
	フェノール類含有量 (mg/L)	< 0.01	—
	銅含有量 (mg/L)	< 0.001	0.02
	亜鉛含有量 (mg/L)	< 0.001	0.5
	溶解性鉄含有量 (mg/L)	0.1	—
	溶解性マンガン含有量 (mg/L)	< 0.05	—
	クロム含有量 (mg/L)	< 0.02	—
大腸菌群数 (MPN) (MPN/100ml)	1,700	5,000	
大腸菌群数 (個/ml)	< 30	—	
窒素含有量 (mg/L)	0.41	1	
燐含有量 (mg/L)	0.039	—	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	0.35	1	
流量 (m ³ /s)	0.076	—	
最終処分場放流水最大放流時の希釈倍率 (倍)	34	—	

※：環境基準については、滝波川は類型指定されていないため、参考基準値として日野川の類型を記載している。

出典：「管理型最終処分場の設置に係る生活環境影響調査書」（平成29年2月 株式会社北陸環境サービス）

表 4.1-21(2) 水質測定結果

河川名称	九頭竜川水系		環境基準
	滝波川		
調査地点	地点1: 滝波川現況調査地点		B**
調査日	H27. 10. 02 【豊水流量】		
水域類型	—		
調査項目	アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出 (定量限界 0.0005)	検出されないこと
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	< 0.0005	0.0005
	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	< 0.001	0.003
	鉛及びその化合物 (mg/L)	< 0.002	0.01
	有機燐化合物 (mg/L)	不検出 (定量限界 0.1)	—
	六価クロム化合物 (mg/L)	< 0.02	0.05
	砒素及びその化合物 (mg/L)	< 0.005	0.01
	シアン化合物 (mg/L)	不検出 (定量限界 0.1)	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	不検出 (定量限界 0.0005)	検出されないこと
	トリクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	0.01
	テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.0005	0.01
	ジクロロメタン (mg/L)	< 0.002	0.02
	四塩化炭素 (mg/L)	< 0.0002	0.002
	1, 2-ジクロロエタン (mg/L)	< 0.0004	0.004
	1, 1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.002	0.1
	シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.004	0.04
	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0005	1
	1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0006	0.006
	1, 3-ジクロロプロペン (mg/L)	< 0.0002	0.002
	チウラム (mg/L)	< 0.0006	0.006
	シマジン (CAT) (mg/L)	< 0.0003	0.003
	チオベンカルブ (mg/L)	< 0.002	0.02
	ベンゼン (mg/L)	< 0.001	0.01
	セレン及びその化合物 (mg/L)	< 0.002	0.01
	1, 4-ジオキサン (mg/L)	< 0.005	0.05
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	< 0.02	1
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	< 0.1	0.8
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	0.8	10 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)
	pH (水素イオン濃度)	7.5	6.5以上8.5以下
	BOD (生物化学的酸素要求量) (mg/L)	< 0.5	3
	COD (化学的酸素要求量) (mg/L)	4.0	6
	SS (浮遊物質) (mg/L)	13	25
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油 (mg/L)	< 0.5	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油 (mg/L)	< 0.5	—
	フェノール類含有量 (mg/L)	< 0.01	—
	銅含有量 (mg/L)	< 0.001	0.02
	亜鉛含有量 (mg/L)	< 0.001	0.5
	溶解性鉄含有量 (mg/L)	0.2	—
	溶解性マンガン含有量 (mg/L)	< 0.05	—
	クロム含有量 (mg/L)	< 0.02	—
大腸菌群数 (MPN) (MPN/100ml)	2, 200	5, 000	
大腸菌群数 (個/ml)	57	—	
窒素含有量 (mg/L)	0.99	1	
磷含有量 (mg/L)	0.045	—	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	0.59	1	
流量 (m ³ /s)	0.28	—	
最終処分場放流水最大放流時の希釈倍率 (倍)	120	—	

※：環境基準については、滝波川は類型指定されていないため、参考基準値として日野川の類型を記載している。
 出典：「管理型最終処分場の設置に係る生活環境影響調査書」(平成29年2月 株式会社北陸環境サービス)

表 4.1-21(3) 水質測定結果

河川名称		九頭竜川水系			基準値*
		滝波川			
調査地点		地点2：農業用水現況調査地点			
調査日		H28. 4. 25	H28. 5. 16	H28. 6. 9	
水域類型		—	—	—	
調査項目	pH (水素イオン濃度)	7.6	7.4	7.1	6.0以上7.5以下
	COD (化学的酸素要求量) (mg/L)	2.7	3.0	2.9	6
	SS (浮遊物質) (mg/L)	4	4	< 1	100
	DO (溶存酸素) (mg/L)	9.8	8.0	6.4	5以上
	T-N (全窒素濃度) (mg/L)	0.35	0.27	0.43	1
	電気伝導率 (mS/m(25°C))	11	11	12	30
	As (砒素) (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
	Zn (亜鉛) (mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.5
	Cu (銅) (mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.02
塩化物イオン (mg/L)	11	11	13	—	

※：農業用水の要望水質（水稻）（昭和45年 農林省水害研究会）

出典：「管理型最終処分場の設置に係る生活環境影響調査書」（平成29年2月 株式会社北陸環境サービス）

2) 地下水水質

平成29年度における福井市及び越前町における地下水水質及びダイオキシン類の測定結果は、表 4.1-22(1)、(2)に示すとおりである。調査したすべての地点においてすべての項目で環境基準を満足している。

また、平成26年度版及び平成29年度版の環境白書（福井県）によると、事業所敷地周辺及び事業所敷地内でダイオキシン類が測定されており、測定結果は表 4.1-22(3)に示すとおりである。測定結果はいずれの年も0.062 pg-TEQ/Lとなっており、環境基準を満足している。

表 4.1-22(1) 地下水水質測定結果（平成29年度）

市町名 項目	福井市		越前町		環境基準
	地点数	濃度範囲(mg/L)	地点数	濃度範囲(mg/L)	
カドミウム	6	<0.001	1	<0.001	0.003以下
全シアン	6	<0.1	1	<0.1	検出されないこと
鉛	6	<0.005	1	<0.005	0.01以下
六価クロム	6	<0.04	1	<0.04	0.05以下
砒素	6	<0.005	1	<0.005	0.01以下
総水銀	6	<0.0005	1	<0.0005	0.0005以下
PCB	6	<0.0005	1	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	12	<0.002	3	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	12	<0.0002	3	<0.0002	0.002以下
塩化ビニルモノマー	12	<0.0002	3	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	12	<0.0004	3	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	12	<0.002	3	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	12	<0.004	3	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	12	<0.0005	3	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	12	<0.0006	3	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	12	<0.001~0.001	3	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	12	<0.0005	3	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	12	<0.0002	3	<0.0002	0.002以下
チウラム	6	<0.0006	1	<0.0006	0.006以下
シマジン	6	<0.0003	1	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	6	<0.002	1	<0.002	0.02以下
ベンゼン	12	<0.001	3	<0.001	0.01以下
セレン	6	<0.002	1	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	0.05~2.7	1	0.24	10以下
ふっ素	6	<0.1~0.1	1	<0.1	0.8以下
ほう素	6	<0.02~0.09	1	<0.02	1以下
1,4-ジオキサン	6	<0.005	1	<0.005	0.05以下
要監視 フェニトロチオン	6	<0.0003	1	<0.0003	0.003以下
イソプロチオラン	6	<0.004	1	<0.004	0.04以下

出典：「平成29年度 公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書」（福井県ホームページ）

表 4.1-22(2) ダイオキシン類測定結果（平成29年度）

採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)	備考
越前町天谷	平成29年8月30日	0.065	㈱吉勝重建（安定型最終処分場）
越前町宝泉寺	平成29年8月30日	0.062	鯖江広域衛生施設組合 夢の杜おた最終処分場
環境基準		1	—

出典：「平成29年度ダイオキシン類調査結果について」（福井県ホームページ）

表 4.1-22(3) ダイオキシン類測定結果

採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)	備考
福井市笹谷町	平成25年7月26日	0.062	㈱北陸環境サービス (白滝町・安定型最終処分場) 周辺
福井市西別所町	平成28年7月12日	0.062	㈱北陸環境サービス (白滝町・安定型最終処分場)
環境基準		1	—

出典：「平成26年度版、平成29年度版 環境白書（資料編）」（福井県）

(2) 水底の底質の状況

事業実施想定区域及びその周囲における底質（ダイオキシン類）の測定は、行われていない。

4.1.5 土壌、地盤、地形及び地質の状況

(1) 土壌の状況

1) 土壌の分布

事業実施想定区域及びその周囲における土壌の分布状況は、図 4.1-14に示すとおりである。

事業実施想定区域には、乾性褐色森林土壌（赤褐色系）、事業所敷地には、乾性褐色森林土壌（赤褐色系）、褐色森林土壌、赤色土壌が分布している。

事業実施想定区域の西側、東側には、細粒グライ土壌や粗粒グライ土壌なども分布している。

2) 土壌汚染

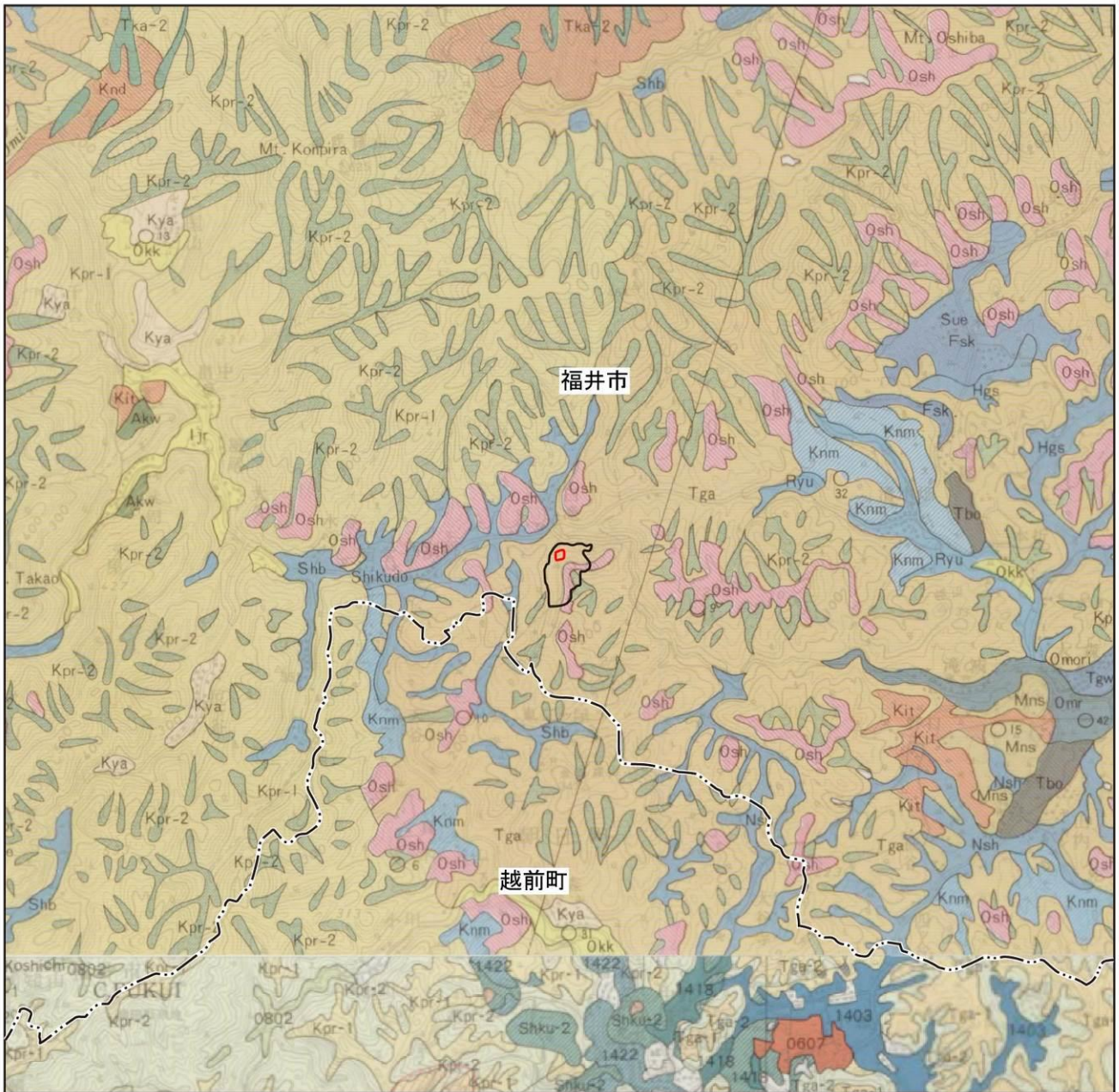
事業実施想定区域及びその周囲において土壌汚染対策法（平成14年 法律第53号）に基づく要措置区域等の指定はされていない。

また、平成25年度版及び平成30年度版の環境白書（福井県）によると、事業所敷地周辺の小彦名神社及び八幡神社でダイオキシン類が測定されており、測定結果は表 4.1-23に示すとおりである。測定結果は4.0～9.3 pg-TEQ/gとなっており、環境基準を満足している。

表 4.1-23 ダイオキシン類測定結果

採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)	備考
小彦名神社（福井市白滝町）	平成24年7月11日	7.0	㈱北陸環境サービス、 (有)平本開発 白滝焼却場周辺
八幡神社（福井市宿堂町）		9.3	
小彦名神社（福井市白滝町）	平成29年7月28日	4.0	㈱北陸環境サービス 白滝焼却場施設
八幡神社（福井市宿堂町）		6.7	
環境基準		1,000	—

出典：「平成25年度版、平成30年度版 環境白書（資料編）」（福井県）



凡例

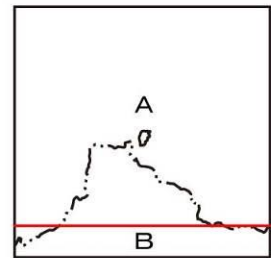
- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界

福井 (A)

台地および低地の土壌				
岩屑性土壌	黄色土壌	粗粒灰色低地土壌	細粒グライ土壌	粗粒グライ土壌
Kya : 国山統	Kit : 北多久統	Okk : 追子野木統	Nsh : 西山統	Ryu : 竜北統
黒ボク土壌	Akw : 鮎川統	細粒グライ土壌	Hgs : 東浦統	黒泥土壌
Mns : 皆瀬統	粗粒褐色低地土壌	Knm : 国見統	Omr : 大森統	Tbo : 田久保統
	Ijr : 井尻野統	Fsk : 富曾亀統	グライ土壌	
		Tgw : 田川統	Shb : 芝井統	
山地および丘陵地の土壌				
乾性褐色森林土壌	乾性褐色森林土壌(赤褐色)	褐色森林土壌	赤色土壌	暗赤色土壌
Kpr-1 : 金毘羅山1統	Tga : 天下統	Tka-2 : 鷹巢2統	Osh : 大芝山統	Knd : 国見岳統
		Kpr-2 : 金毘羅山2統		

梅浦・鯖江 (B)

台地および低地の土(農地土壌)				
細粒褐色森林土壌	細粒グライ台地土壌	細粒強グライ土壌	細粒グライ土壌	中粗粒グライ土壌
0607 : 最上統	0802 : 歌代統	1403 : 西山統	1418 : 千年統	1422 : 上兵庫統
山地および丘陵地の土壌(林地土壌)				
乾性褐色森林土壌	褐色森林土壌	褐色森林土壌		
Kpr-1 : 金毘羅山1統	Kpr-2 : 金毘羅山2統	Shku-2 : 宿堂2統		
Tga-1 : 天下1統	Tga-2 : 天下2統			



凡例区分

出典1:「土地利用基本調査図 土じょう図 福井」(昭和46年3月、経済企画庁)

出典2:「土地利用基本調査図 土壌図 梅浦、鯖江」(昭和59年3月、福井県)

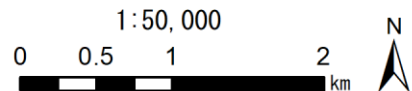


図 4.1-14 土壌図

(2) 地盤の状況

事業実施想定区域及びその周囲において水準測量調査は行われていない。

(3) 地形及び地質の状況

1) 地形の分布

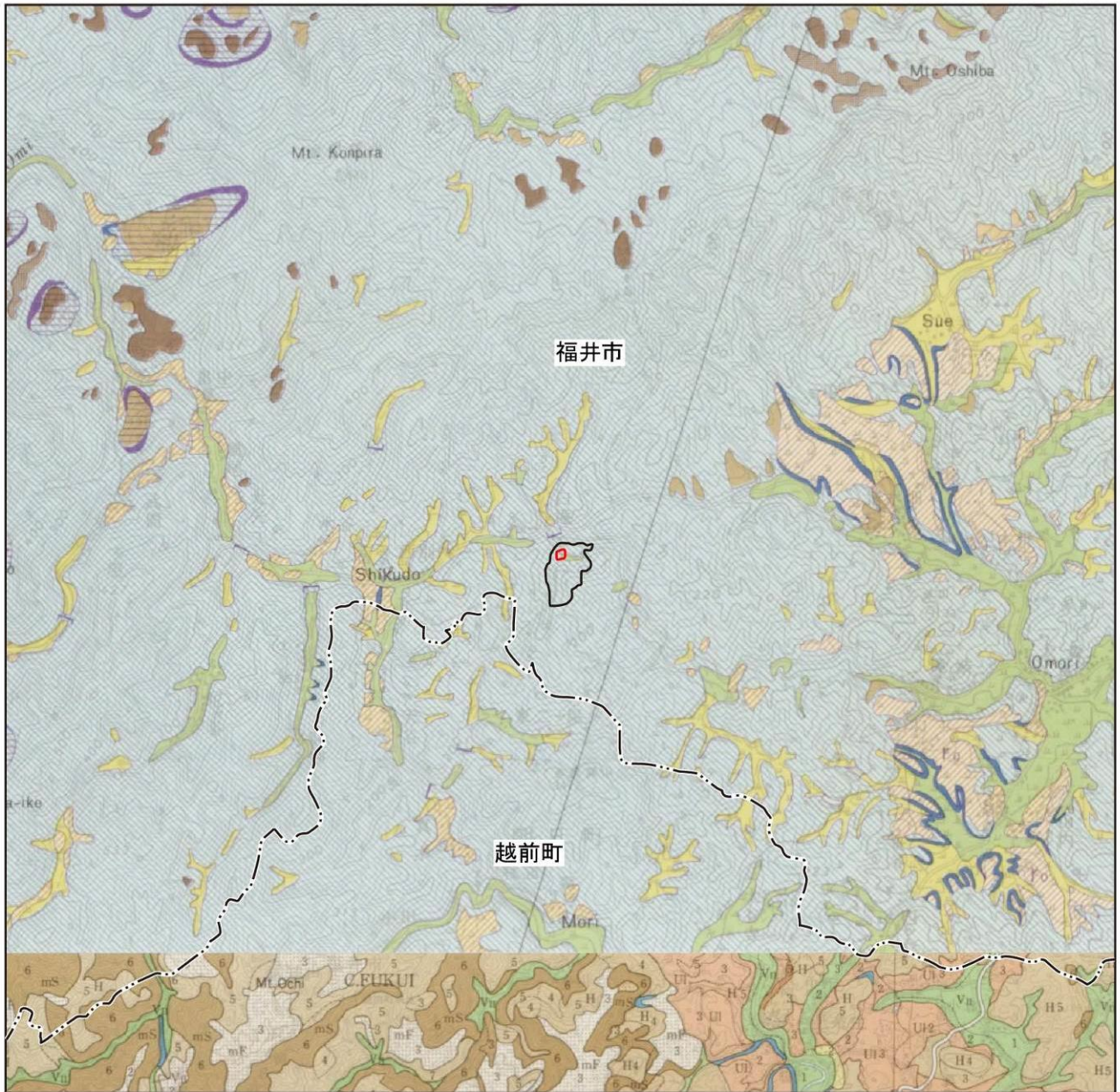
事業実施想定区域及びその周囲における地形の分布状況は、図 4.1-15に示すとおりである。

事業実施想定区域の地形は、山地丘陵地の急斜面となっており、一部谷底平野となっている。

2) 表層地質の分布

事業実施想定区域及びその周囲における表層地質の分布状況は、図 4.1-16に示すとおりである。

事業実施想定区域の表層地質は、安山岩質岩石となっており、一部泥がち堆積物となっている。



凡例

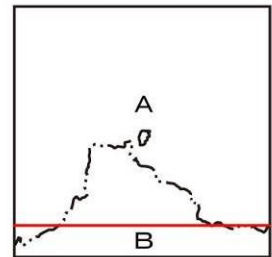
- 事業実施想定区域
 事業所敷地
 市町界

福井 (A)

山地・丘陵地	砂礫台地	その他
■ : 山頂・山腹緩斜面 I	■ : Gt I (上位)	■ : 地すべり性地域
■ : 山頂・山腹緩斜面 II	■ : Gt II (中位)	■ : 地すべり滑落崖
■ : 山麓緩斜面	■ : 低地	■ : 崖
■ : 急斜面	■ : 扇状地・勾配の急な谷底	■ : 地形界
	■ : 谷底平野	■ : 遷移点

梅浦・鯖江 (B)

山地	台地・段丘	低地
■ : 山腹・山麓緩斜面 (15° 未満)	■ : 台地	■ : 谷底平野 II (谷幅の狭いもの)
■ : 一般斜面 (15° ~ 30°)	■ : 河岸段丘高位面	■ : その他
■ : 急斜面 (30° 以上)		■ : 崖
		■ : 地形界



凡例区分

出典1: 「土地利用基本調査図 地形分類図 福井」(昭和46年3月、経済企画庁)
 出典2: 「土地利用基本調査図 地形分類図 梅浦・鯖江」(昭和59年3月、福井県)

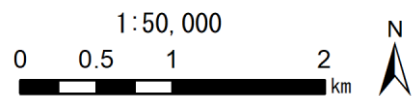
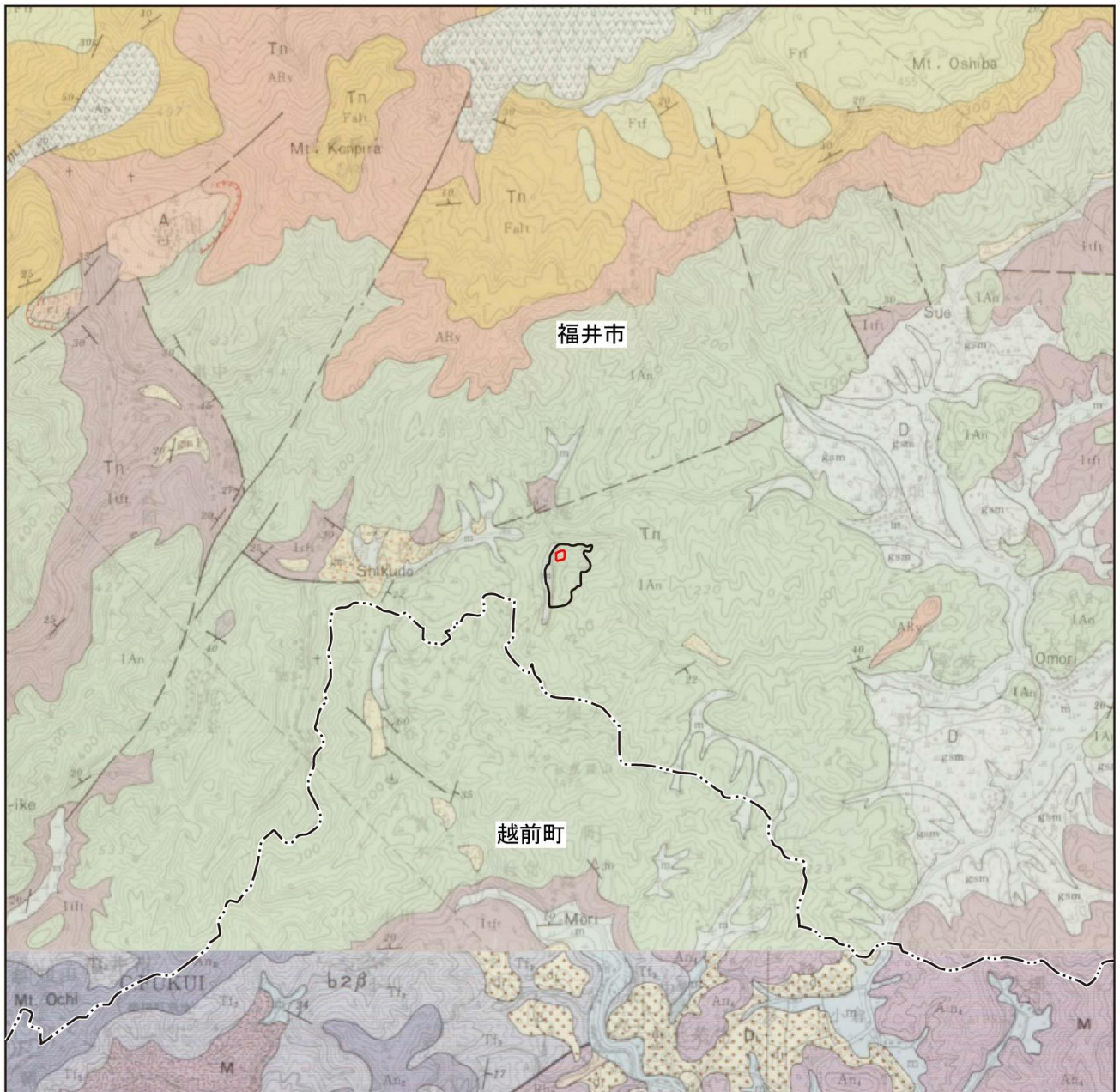


図 4.1-15 地形分類図



凡例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界

福井 (A)

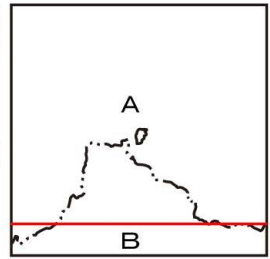
未固結堆積物	m	泥がち堆積物	沖積低地堆積物	現世	第四紀
	cl	砂層物	低位段丘堆積物	更新世	
半固結堆積物	gm 1	礫・泥	砂子坂層	中新世	新第三紀
	gm 2	礫・泥	宿堂層		
固結堆積物 及び 火山性岩石	fs 1	凝灰岩質岩石	深谷層	中新世	新第三紀
	Fal 1	凝灰質互層	足羽山層		
	ABs	流紋岩質岩石	糸生層		
	IAn	安山岩質岩石	国見岳安山岩類		
	lth	凝灰岩を主とする地層			
	As 1	輝石安山岩			

梅浦・鯖江 (B)

未固結堆積物	m	泥がち堆積物	高位段丘
	cl	礫・砂・泥	
半固結堆積物	gm 1	安山岩質岩石 II	糸生累層
	gm 2	安山岩質岩石 III	
固結堆積物 及び 火山性岩石	fs 1	凝灰質岩石 II	糸生累層
	fs 2	安山岩質岩石 IV	
	ABs	安山岩質岩石 III	
	ABs	安山岩質岩石 IV	
	Rh 1	流紋岩質岩石 II	

α	地層の走向および傾斜
D ₁	中期更新世
M	中新世 (新第三紀)

岩体のかたさ	2	中 (弾性波速度 1.5~3km/sec)
岩片のかたさ	b	中 (耐圧強度 100~400kg/cm ²)
風化帯の深度	β	中程度 (約 3~10m)



凡例区分

出典1: 「土地利用基本調査図 表層地質図 福井」(昭和46年3月、経済企画庁)
 出典2: 「土地利用基本調査図 表層地質図 梅浦・鯖江」(昭和59年3月、福井県)

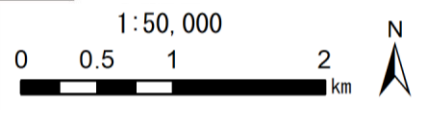


図 4.1-16 表層地質図

3) 特異な地形・地質

「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県ホームページ)によると、事業実施想定区域及びその周囲に設定されたメッシュ(約2km四方)で確認されたすぐれた自然(地形・地質)は、表 4.1-24及び図 4.1-17に示すとおり、高尾山周辺に「福井市二ツ屋町の武周ヶ池」、越知山周辺に「糸生の活断層露頭」、その他「清水町出村付近の岩相変化と化石」、「五太子の滝と植物化石」が分布している。

なお、事業実施想定区域の位置するメッシュには、すぐれた自然(地形・地質)は分布していない。

また、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「第3回自然環境保全基礎調査」(平成元年 環境庁)、「日本の地形レッドデータブック 第1集」(平成6年2月 小泉武栄、青木賢人)、「日本の地形レッドデータブック 第2集—保存すべき地形—」(平成14年3月 小泉武栄、青木賢人)によると、事業実施想定区域及びその周囲では重要な地形・地質は確認されていない。

表 4.1-24 すぐれた自然一覧

メッシュ番号※2	名称	分類1	分類2	選定理由	区分※1	位置
706	清水町出村付近の岩相変化と化石	地形地質	—	古生物学的に重要な地点	B	清水町※3：出村
786	糸生の活断層露頭	地形地質	—	特異な地質構造が見られる地点、地形形成史から見て典型的な地形	B	越前町：糸生
818	五太子の滝と植物化石	地形地質	—	古生物学的に重要な地点、その他地質学的に貴重な地点	B	福井市：五太子
847、848	福井市二ツ屋町の武周ヶ池	地形地質	—	地形形成史から見て典型的な地形	B	福井市：武周ヶ池(二ツ屋町)

※1：区分 B：県レベルで重要なもの

※2：メッシュ番号は、図 4.1-17のメッシュ番号に対応する。

※3：清水町は平成18年に福井市と合併し、現在は福井市となっている。

出典：「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県ホームページ)



図 4.1-17 すぐれた自然（地形・地質）位置図

4.1.6 植物及び動物の状況

(1) 植物の状況

1) 植物の生育状況

植物相について既存資料調査を行い整理した。

確認した文献等は表 4.1-25に示すとおりである。

表 4.1-25 植物種の確認文献等

番号	文献名	整理の対象とした種
1	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)	調査対象とした野生植物種のうち、文献、現地調査等により福井市、越前町で確認されている種
2	いきものログ(環境省生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生植物種のうち、1980年以降に福井市(旧清水町含む)、越前町で確認されている種

2) 重要な植物種の状況

文献調査で確認された種について、表 4.1-26に示す国、福井県、福井市及び越前町が指定する選定根拠に基づき重要な植物種の指定状況を整理した。また、重要な植物種の選定基準(カテゴリ)の概要は、表 4.1-27に示すとおりである。

重要な植物種は、表 4.1-28に示すとおり、福井市では227種、越前町では113種が確認されている。

表 4.1-26 重要な植物種の選定基準

選定基準		カテゴリ*
①	「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	国指定特別天然記念物(国特) 国指定天然記念物(国天)
	「福井県文化財保護条例」(昭和34年 条例第39号)	県指定天然記念物(県天)
	「福井市文化財保護条例」(昭和25年 条例第24号)	福井市指定天然記念物(市天)
	「越前町文化財保護条例」(平成17年 条例第176号)	越前町指定天然記念物(町天)
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年 法律第75号)	国内希少野生動植物種(国内) 国際希少野生動植物種(国際) 特定第一種国内希少野生動植物種(特一) 特定第二種国内希少野生動植物種(特二) 緊急指定種(緊急)
③	「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト(環境省レッドリスト2019)」維管束植物(平成31年1月 環境省)	絶滅(EX) 野生絶滅(EW) 絶滅危惧ⅠA類(CR) 絶滅危惧ⅠB類(EN) 絶滅危惧Ⅱ類(VU) 準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD) 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
④	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)	県域絶滅(絶滅) 県域絶滅危惧Ⅰ類(Ⅰ類) 県域絶滅危惧Ⅱ類(Ⅱ類) 県域準絶滅危惧(準絶) 要注目(要注) 絶滅のおそれのある地域個体群(地域)

※:各カテゴリの評価基準は表 4.1-27に示すとおりである。

表 4.1-27 重要な植物種の選定基準（カテゴリー）の概要

番号	カテゴリー	概要
①	国指定特別天然記念物（国特）	天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物（国天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの
	県指定天然記念物（県天）	県の区域内に存する記念物のうち重要なもの
	福井市指定天然記念物（市天）	法及び福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）によって指定を受けたもの以外の文化財で特に重要と認めるもの
	越前町指定天然記念物（町天）	町に所在する記念物のうち、特に価値の高いもの
②	国内希少野生動植物種（国内）	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	国際希少野生動植物種（国際）	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種（特一）	「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種（特二）	「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種（緊急）	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めた種
③	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
	地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
④	県域絶滅（絶滅）	福井県内で野生では絶滅したと考えられるもの
	県域絶滅危惧Ⅰ類（Ⅰ類）	絶滅の危機に瀕しているもの。現在の状態をもたらした圧迫要因が引続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
	県域絶滅危惧Ⅱ類（Ⅱ類）	絶滅の危機が増大しているもの。現在の状態をもたらした圧迫要因が引続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
	県域準絶滅危惧（準絶）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。種の存続への圧力は強まってはいるが、存続基盤が脆弱と判断されるもの
	要注目（要注）	評価するだけの情報が不足しているもの
	絶滅のおそれのある地域個体群（地域）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

表 4.1-28(1) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地	
			①指定文化財	②種の保存法	③国 RL	④県 RDB	福井市	越前町
1	ヒカゲノカズラ	ミズスギ				要注	○	○
2	イワヒバ	タチクラマゴケ				要注	○	○
3	トクサ	ミズドクサ				Ⅱ類	○	
4	ハナヤスリ	コハナヤスリ				Ⅱ類	○	
5		ナガホノナツノハナワラビ				準絶	○	
6		アカハナワラビ				要注	○	
7	コケシノブ	ヒメコケシノブ				要注		○
8	コバノイシカグマ	オウレンシダ				要注	○	
9	イノモトソウ	タキミシダ			EN	I類	○	
10		エチゼンシノブ				I類	○	
11		マツザカシダ				要注	○	
12	シシガシラ	コモチシダ				準絶	○	
13	オシダ	カナワラビ				I類	○	
14		キノクニベニシダ				I類		○
15		ワカナシダ				I類		○
16		ヒロハヤブソテツ				Ⅱ類	○	
17		ヌカイタチシダモドキ				Ⅱ類	○	
18		ナガバヤブソテツ				要注	○	○
19		マルバベニシダ				要注	○	○
20		イワデンダ	トゲカラクサイヌワラビ				I類	○
21	イワヤシダ					I類		○
22	ヘラシダ					要注	○	
23	ウラボシ	ビロードシダ				I類		○
24		ヒメサジラン				要注	○	
25	サンショウモ	サンショウモ			VU	I類	○	○
26		オオアカウキクサ			EN	I類	○	
27	コウヤマキ	コウヤマキ				要注	○	
28	ヒノキ	ハイネズ				Ⅱ類	○	
29	カバノキ	アサダ				Ⅱ類		○
30	ブナ	ツクバネガシ				要注	○	
31	オオバヤドリギ	マツグミ				Ⅱ類	○	○
32	タデ	サデクサ				I類	○	
33		ノダイオウ			VU	I類	○	
34		ホソバイヌタデ			NT	Ⅱ類	○	
35		ホソバノウナギツカミ				要注		○
36		ネバリタデ				要注	○	○
37		ニオイタデ				要注	○	
38	ナデシコ	ハマナデシコ				準絶	○	○
39	ヒユ	ヤナギイノコヅチ				要注	○	
40		カワラアカザ				要注	○	○
41		ホソバハマアカザ				要注	○	

【重要な植物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
 ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
 ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類）、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群
 ※：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年（財）ダム水源環境整備センター）及び「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）に従った。

表 4.1-28(2) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地	
			①指定文化財	②種の保存法	③国 RL	④県 RDB	福井市	越前町
42	キンボウゲ	オキナグサ			VU	絶滅	○※1	
43		エチゼンミスミソウ				I類		○
44		マンセンカラマツ			EN	I類	○	
45		ミスミソウ			NT	II類		○
46		アズマシロカネソウ				準絶	○	
47		アズマイチゲ				要注	○	
48		ジュンサイ	ジュンサイ				準絶	○
49	スイレン	ヒツジグサ				準絶		○
50		コウホネ				準絶	○	○
51	マツモ	マツモ				II類	○	
52	ドクダミ	ハンゲショウ				準絶	○	
53	ウマノスズクサ	ウマノスズクサ				準絶	○	
54		フタバアオイ				要注	○	
55	オトギリソウ	ヒメオトギリ				II類	○	○
56	モウセンゴケ	モウセンゴケ				要注	○	○
57	ケシ	キケマン				準絶	○	
58	アブラナ	ユリワサビ				I類	○	
59		オオユリワサビ				II類	○	○
60		ミズタガラシ				準絶	○	
61		イワハタザオ				要注	○	
62	マンサク	ヒュウガミズキ				要注		○
63	ベンケイソウ	ミツバベンケイソウ				準絶	○	○
64	タコノアシ	タコノアシ			NT	I類	○	
65	スグリ	ヤブサンザシ				準絶	○	○
66	ユキノシタ	ウチワダイモンジソウ				準絶	○	
67	バラ	カワラサイコ				I類	○	
68		シロミノヤブヘビイチゴ				I類	○	
69		シロヤマブキ			EN	I類		○
70		マルバクサイチゴ				I類		○
71		コゴメウツギ				II類	○	○
72		ハマナス				II類	○	
73		ワレモコウ				II類	○	
74		ミヤマチョウジザクラ				要注		○
75		ミチノクナシ			EN	要注		○
76		コジキイチゴ				要注	○	
77		ユキヤナギ				要注	○	
78	マメ	サイカチ				I類		○
79		エゾノレンリソウ				I類	○	
80		ニワフジ				要注	○	○
81		ツルフジバカマ				要注	○	
82		エビラフジ				要注	○	

【重要な植物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※1：過去に記録があるが絶滅したと考えられる市。

※2：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年（財）ダム水源地環境整備センター）及び「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）に従った。

表 4.1-28(3) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地	
			①指定文化財	②種の保存法	③国 RL	④県 RDB	福井市	越前町
83	トウダイグサ	ニシキソウ				準絶	○	
84		トウダイグサ				準絶	○	○
85	ミカン	フユザンショウ				Ⅱ類	○	○
86	ムクロジ	モクゲンジ				Ⅱ類	○	○
87		ムクロジ				要注		○
88	ニシキギ	イワウメヅル				Ⅱ類	○	
89		ニシキギ				準絶	○	
90	クロウメモドキ	エゾノクロウメモドキ				要注	○	○
91	アオイ	ハマハコベ				I類	○	○
92		オオバボダイジュ				要注		○
93	ジンチョウゲ	ナニワズ				準絶	○	
94	スマレ	イソスマレ			VU	Ⅱ類	○	
95		アカネスミレ				要注	○	○
96		ヒゴスマレ				要注	○	
97	ミゾハコベ	ミゾハコベ				要注	○	○
98	ミソハギ	エゾミソハギ				Ⅱ類	○	
99		ミズマツバ			VU	準絶	○	
100		ヒメビシ			VU	I類		○
101	アカバナ	ウスゲチョウジタデ			NT	Ⅱ類	○	
102		ミズユキノシタ				要注	○	
103	アリノトウグサ	ホザキノフサモ				要注	○	
104	セリ	ハナウド				I類	○	
105		セリモドキ				準絶	○	
106		ハマボウフウ				準絶	○	○
107		カノツメソウ				準絶	○	
108	ウコギ	オオバチドメ				Ⅱ類	○	
109	ツツジ	シヤクジョウソウ				Ⅱ類	○	○
110		ウメガサソウ				準絶	○	
111		サツキ				準絶		○
112	サクラソウ	クサレダマ				I類	○	○
113		ギンレイカ				Ⅱ類	○	
114	カキノキ	リュウキュウマメガキ				要注	○	
115	マチン	アイナエ				Ⅱ類	○	
116	リンドウ	リンドウ				準絶	○	○
117	キョウチクトウ	スズサイコ			NT	Ⅱ類	○	○
118		チョウジソウ			NT	I類	○	○
119		フナバラソウ			VU	I類	○	
120		コバノカモメヅル				準絶	○	
121		シロバナカモメヅル				準絶	○	
122	アカネ	キバナカワラマツバ				Ⅱ類	○	
123		ナンバンギセル				要注	○	
124		オオキヌタソウ				要注	○	
125		ヒナギキョウ				要注	○	
126	クマツヅラ	クマツヅラ				I類	○	

【重要な植物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
 ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
 ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類）、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群
 ※：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年（財）ダム水源地環境整備センター）及び「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）に従った。

表 4.1-28(4) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地	
			①指定文化財	②種の保存法	③国 RL	④県 RDB	福井市	越前町
127	オオバコ	オオアブノメ			VU	I類	○	
128		ミズハコベ				II類	○	
129		シソクサ				II類	○	
130		カワヂシャ			NT	II類	○	
131		エチゴトラノオ				II類	○	○
132		アブノメ				準絶	○	○
133		アワゴケ				要注	○	○
134		トウオオバコ				要注	○	○
135		ヒヨクソウ				要注	○	○
136	シソ	ジュウニヒトエ				I類		○
137		ミズネコノオ			NT	I類	○	
138		ミズトラノオ			VU	I類	○	
139		キセワタ			VU	I類	○	
140		ハイタムラソウ				I類	○	
141		ヒメナミキ				I類	○	
142		シソバタツナミ				II類		○
143		メハジキ				準絶	○	○
144		デワノタツナミソウ				準絶	○	
145	ナス	オオマルバノホロシ				準絶	○	
146	ゴマノハグサ	エゾヒナノウスツボ				I類	○	
147		ヒナノウスツボ				要注	○	
148		オオヒナノウスツボ				要注	○	○
149	ハマウツボ	ハマウツボ			VU	I類	○	
150		オオヒキヨモギ			VU	II類		○
151		シオガマギク				要注	○	
152	ゴマ	ヒシモドキ			EN	絶滅	○ ^{※1}	
153	タヌキモ	ノタヌキモ			VU	I類		○
154		ムラサキミミカキグサ			NT	I類		○
155		イヌタヌキモ			NT	準絶	○	○
156	レンブクソウ	カンボク				準絶	○	
157		レンブクソウ				準絶	○	○
158	スイカズラ	ナベナ				I類	○	
159		オミナエシ				I類	○	○
160	キキョウ	キキョウ			VU	I類	○	
161		ヒメシャジン				II類	○	
162		サワギキョウ				II類		○
163	キク	アキノハハコグサ			EN	I類	○	○
164		コオニタビラコ				I類	○	
165		ワカサハマギク			NT	II類	○	○
166		ネコノシタ				II類	○	
167		オケラ				準絶		○
168		カセンソウ				準絶	○	
169		ツルフジバカマ			NT	I類	○	○

【重要な植物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
 ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
 ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※1：過去に記録があるが絶滅したと考えられる市。

※2：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年（財）ダム水源地環境整備センター）及び「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）に従った。

表 4.1-28(5) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地		
			①指定文化財	②種の保存法	③国 RL	④県 RDB	福井市	越前町	
170	オモダカ	マルバオモダカ			VU	絶滅	○※1		
171		サジオモダカ				I類	○		
172		アギナシ			NT	II類	○		
173	トチカガミ	サガミトリゲモ			VU	I類		○	
174		トチカガミ			NT	I類	○		
175		クロモ				II類	○		
176		ミズオオバコ			VU	II類	○	○	
177		ホッサモ				II類	○	○	
178		イトトリゲモ			NT	II類	○	○	
179		スプタ			VU	I類		○	
180		ヤナギスプタ				準絶	○	○	
181		ヒルムシロ	ヒルムシロ				II類	○	
182			センニンモ				II類	○	○
183	オヒルムシロ					II類		○	
184	ホソバミズヒキモ					II類	○	○	
185	ササバモ					準絶	○	○	
186	アマモ	エビアマモ			NT	要注	○		
187		オオアマモ			VU	要注		○	
188	キジカクシ	オモト				準絶	○	○	
189		キチジョウソウ				準絶	○		
190	ユリ	ヒロハノアマナ			VU	I類	○		
191		キバナノアマナ				I類	○	○	
192	ヒガンバナ	ステゴビル			VU	I類		○	
193		ヤマラッキョウ				I類	○		
194		ヒメニラ				II類	○		
195	ススキノキ	ノカンゾウ				II類	○		
196	サルトリイバラ	マルバサンキライ				I類	○		
197	シュロソウ	ホソバシュロソウ				I類		○	
198	ミズアオイ	ミズアオイ			NT	I類	○		
199	アヤメ	ヒオウギ				I類	○	○	
200		ノハナショウブ				II類	○		
201		カキツバタ			NT	II類	○		
202	イグサ	イヌイ				I類	○		
203		ハナビゼキショウ				準絶		○	
204		タチコウガイゼキショウ				準絶	○		
205		ドロイ				要注	○	○	
206		アサギズズメノヒエ				要注	○		
207	ホシクサ	ホシクサ				準絶	○		
208		イトイヌノヒゲ				準絶		○	
209		イヌノヒゲ				要注	○	○	

【重要な植物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※1：過去に記録があるが絶滅したと考えられる市。

※2：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年（財）ダム水源環境整備センター）及び「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）に従った。

表 4.1-28(6) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地	
			①指定文化財	②種の保存法	③国 RL	④県 RDB	福井市	越前町
210	イネ	エチゼンインヨウ				I類	○	
211		メガルカヤ				I類	○	
212		オガルカヤ				II類	○	
213		トキワススキ				II類	○	
214		アイアシ				II類	○	
215		ヌマガヤ				準絶		○
216		タキキビ				準絶		○
217		セイタカヨシ				要注	○	
218		テンキグサ				要注	○	
219	ショウブ	ショウブ				要注	○	
220	サトイモ	オオハンゲ				II類	○	
221		ヒロハテンナンショウ (アシウテンナンショウ型)				要注	○	
222		ミズバショウ				要注	○	
223	ガマ	ミクリ			NT	II類	○	○
224		ヤマトミクリ			NT	II類		○
225		ナガエミクリ			NT	準絶	○	○
226		コガマ				準絶	○	○
227	カヤツリグサ	ビロードテンツキ				I類	○	
228		ヒメハリイ				I類	○	
229		シズイ				I類		○
230		マツカサススキ				I類	○	
231		ヤガミスゲ				II類	○	
232		キノクニスゲ			NT	II類	○	
233		コイヌノハナヒゲ				II類		○
234		コウキヤガラ				準絶	○	
235		シラコスゲ				準絶	○	
236		シオクグ				準絶	○	
237		ヒメアオガヤツリ				準絶	○	
238		シロガヤツリ				準絶	○	
239		タイワンヤマイ				準絶	○	
240		イトテンツキ			NT	要注	○	
241		センダイスゲ				要注	○	○
242		タチスゲ				要注	○	○
243		ノゲヌカスゲ				要注	○	
244		ヒメモエギスゲ				要注	○	
245		ヒメガヤツリ				要注	○	
246		イソヤマテンツキ				要注	○	
247		イトイヌノハナヒゲ				要注		○
248		オオヌマハリイ				要注		○
249		イヌノハナヒゲ				要注	○	○
250		フトイ				要注	○	

【重要な植物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
 ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
 ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類 (CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類)、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群
 ※：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成30年 (財)ダム水源環境整備センター)及び「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)に従った。

表 4.1-28(7) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	選定基準				確認地		
			①指定文化財	②種の保存法	③国 RL	④県 RDB	福井市	越前町	
251	ラン	キエビネ			EN	I類	○		
252		セイタカスズムシソウ				I類	○		
253		ジガバチソウ				I類	○		
254		スズムシソウ				I類	○		
255		トキシソウ			NT	I類		○	
256		カヤラン				I類		○	
257		ヒトツボクロ				I類	○		
258		エビネ			NT	II類	○		
259		ナツエビネ			VU	II類	○	○	
260		ギンラン				II類	○	○	
261		キンラン			VU	II類	○	○	
262		ササバギンラン				II類		○	
263		クロヤツシロラン				II類	○		
264		ミズトンボ			VU	II類	○	○	
265		ホクリクムヨウラン				II類	○	○	
266		コ克蘭				II類	○		
267		カキラン				要注	○	○	
268		アケボノシュスラン				要注	○		
269		クモキリソウ				要注	○		
270		コケイラン				要注	○		
271		ジンバイソウ				要注	○		
合計		92科	271種	1種	0種	57種	271種	227種	113種

【重要な植物種の選定基準】

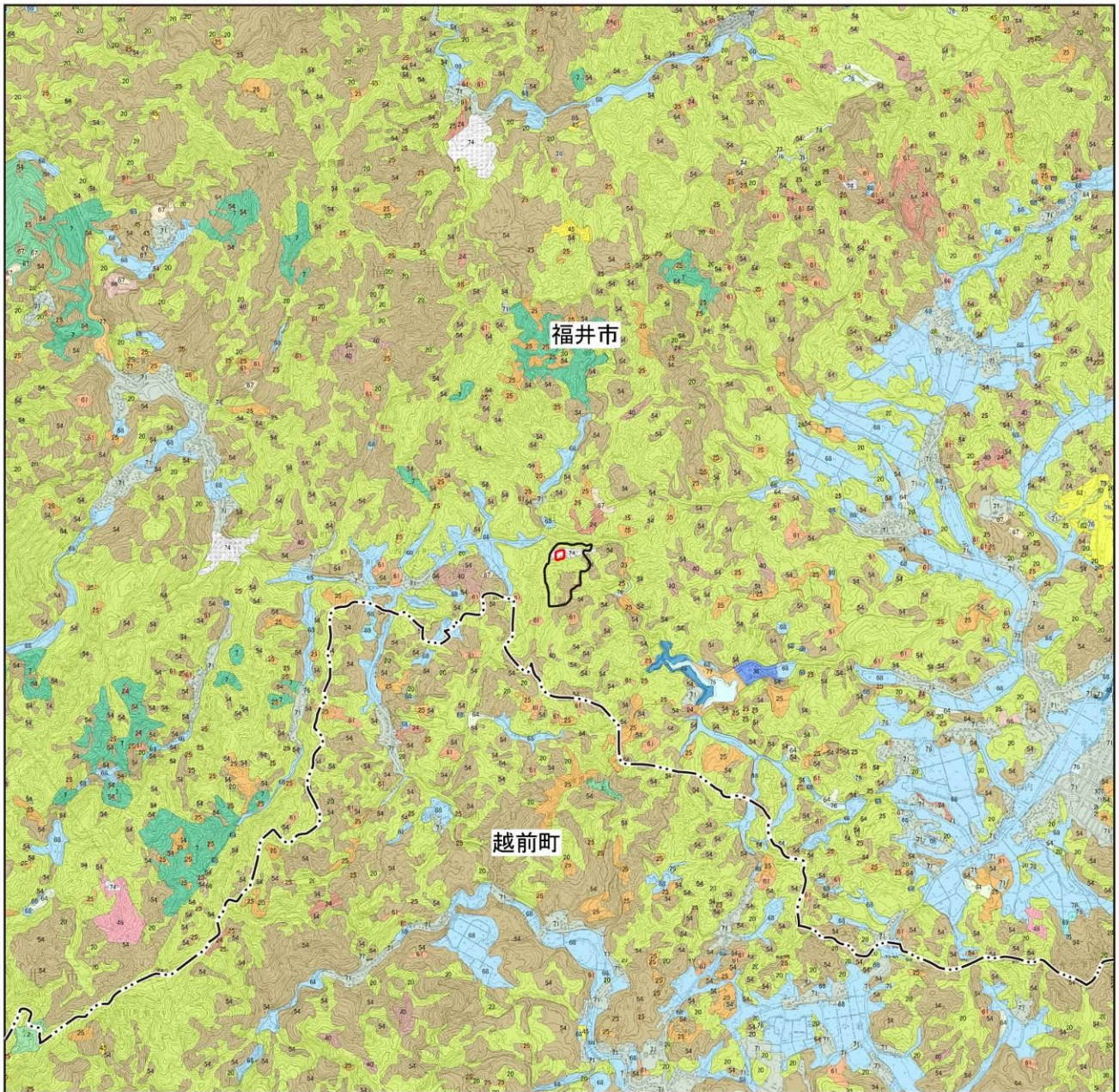
- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
 - ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
 - ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 - ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群
- ※：科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年（財）ダム水源地環境整備センター）及び「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）に従った。

3) 植生の状況

事業実施想定区域及びその周囲は、越知山、高尾山、金毘羅山に囲まれた地域で、東側には福井市の市街地が続いている。

事業実施想定区域及びその周囲の植生の状況は図 4.1-18に示すとおりである。

事業実施想定区域には、「ユキグニミツバツツジーコナラ群集」及び「造成地」が、事業所敷地には「スギ・ヒノキ・サワラ植林」などが分布している。



凡 例

- | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業実施想定区域 | 事業所敷地 | --- 市町界 |
| 2 チシマザサープナ群団 | 45 ススキ群団 (VII) | 67 畑雑草群落 |
| 3 エゾイタヤケヤキ群集 | 46 伐採跡地群落 (VII) | 68 水田雑草群落 |
| 7 チャボガヤケヤキ群集 | 48 ヨシクラス | 70 市街地 |
| 20 ユキグニツバツツジーコナラ群集 | 54 スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 71 緑の多い住宅地 |
| 24 アカマツ群落 (V) | 61 竹林 | 74 造成地 |
| 25 落葉広葉低木群落 | 62 ゴルフ場・芝地 | 76 開放水域 |
| 36 ヤナギ高木群落 (VI) | 64 路傍・空地雑草群落 | 77 自然裸地 |
| 40 ユキグニツバツツジーアカマツ群集 | 66 果樹園 | |

出典：「1/2.5万 現存植生図「福井」「越前蒲生」「鯖江」「織田」
 (環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS)

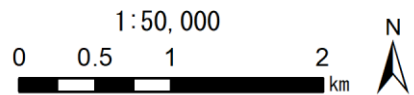


図 4.1-18 現存植生図

(2) 動物の状況

1) 動物の生息状況

動物相について既存資料調査を行い整理した。

参考とした文献等は表 4.1-29に示すとおりである。

表 4.1-29 動物種の確認文献等

番号	文献名	整理の対象とした種
1	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)	調査対象とした野生動物種のうち、文献、現地調査等により福井市、越前町で確認されている種
2	いきものログ(環境省生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生動物種のうち、1980年以降に福井市(旧清水町含む)、越前町で確認されている種

2) 重要な動物種の状況

文献調査で確認された種について、表 4.1-30に示す国、福井県、福井市及び越前町が指定する選定根拠に基づき重要な動物種の指定状況を整理した。また、重要な動物種の選定基準(カテゴリー)の概要は、表 4.1-31に示すとおりである。

表 4.1-30 重要な動物種の選定基準等

選定基準		カテゴリー※
①	「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	国指定特別天然記念物(国特) 国指定天然記念物(国天)
	「福井県文化財保護条例」(昭和34年 条例第39号)	県指定天然記念物(県天)
	「福井市文化財保護条例」(昭和25年 条例第24号)	福井市指定天然記念物(市天)
	「越前町文化財保護条例」(平成17年 条例第176号)	越前町指定天然記念物(町天)
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年 法律第75号)	国内希少野生動植物種(国内) 国際希少野生動植物種(国際) 特定第一種国内希少野生動植物種(特一) 特定第二種国内希少野生動植物種(特二) 緊急指定種(緊急)
③	「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト(環境省レッドリスト2019)」 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類 (平成31年1月 環境省)	絶滅(EX) 野生絶滅(EW) 絶滅危惧ⅠA類(CR) 絶滅危惧ⅠB類(EN) 絶滅危惧Ⅱ類(VU) 準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD) 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
④	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)	県域絶滅(絶滅) 県域絶滅危惧Ⅰ類(Ⅰ類) 県域絶滅危惧Ⅱ類(Ⅱ類) 県域準絶滅危惧(準絶) 要注目(要注) 絶滅のおそれのある地域個体群(地域)

※:各カテゴリーの評価基準は表 4.1-31に示すとおりである。

表 4.1-31 重要な動物種の選定基準（カテゴリー）の概要

番号	カテゴリー	概要
①	国指定特別天然記念物（国特）	天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物（国天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの
	県指定天然記念物（県天）	県の区域内に存する記念物のうち重要なもの
	福井市指定天然記念物（市天）	法及び福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）によって指定を受けたもの以外の文化財で特に重要と認めるもの
	越前町指定天然記念物（町天）	町に所在する記念物のうち、特に価値の高いもの
②	国内希少野生動植物種（国内）	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	国際希少野生動植物種（国際）	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種（特一）	「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種（特二）	「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種（緊急）	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認められた種
③	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
	地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
④	県域絶滅（絶滅）	福井県内で野生では絶滅したと考えられるもの
	県域絶滅危惧Ⅰ類（Ⅰ類）	絶滅の危機に瀕しているもの。現在の状態をもたらした圧迫要因が引続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
	県域絶滅危惧Ⅱ類（Ⅱ類）	絶滅の危機が増大しているもの。現在の状態をもたらした圧迫要因が引続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
	県域準絶滅危惧（準絶）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。種の存続への圧力は強まってはいるが、存続基盤が脆弱と判断されるもの
	要注目（要注）	評価するだけの情報が不足しているもの
	絶滅のおそれのある地域個体群（地域）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

(a) 哺乳類

文献調査で確認された重要な哺乳類は、表 4.1-32に示すとおり5種である。福井市では5種、越前町では1種が確認されている。

表 4.1-32 重要な哺乳類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	越前町
1	コウモリ	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ				準絶	○	
2			ユビナガコウモリ				準絶	○	
3			テングコウモリ				II類	○	
4	リス	リス	ムササビ				要注	○	
5	ネズミ	ネズミ	カヤネズミ				準絶	○	○
計	3目	3科	5種	0種	0種	0種	5種	5種	1種

【重要な動物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※：順番は、「日本の哺乳類」(2002年 小宮輝之)、「日本の哺乳類[改訂版]」(1994年 阿部永)に従った。

(b) 鳥類

文献調査で確認された重要な鳥類は、表 4.1-33に示すとおり88種である。福井市では86種、越前町では19種が確認されている。

表 4.1-33(1) 重要な鳥類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地		
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	越前町	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	II類	○		
2	カモ	カモ	マガン	国天		NT	II類	○		
3			コハクチョウ				準絶	○		
4			オオハクチョウ				準絶	○		
5			アカツクシガモ			DD	要注	○		
6			オシドリ			DD	II類	○		
7			シマアジ				準絶	○		
8			トモエガモ			VU	II類	○		
9			シノリガモ				準絶		○	
10			ビロードキンクロ				要注		○	
11			ホオジロガモ				要注	○		
12			カワアイサ				要注	○		
13			ウミアイサ				準絶	○	○	
14			カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ				要注	○
15	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	国特	国内	CR	I類	○	○	
16	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN	要注	○	○	
17	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	I類	○		
18			オオヨシゴイ			CR	I類	○	○	
19			ミゾゴイ			VU	I類	○		
20			ササゴイ				II類	○		
21			チュウサギ			NT	準絶	○	○	
22			コサギ				II類	○		
23			クロサギ				準絶	○	○	
24				トキ	トキ	国特	国内	CR	絶滅	○ ^{※1}
25	ツル	クイナ	クイナ				要注	○		
26			ヒクイナ			NT	I類	○		
27	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	II類	○		
28	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ				要注	○		
29	チドリ	チドリ	タゲリ				準絶	○		
30			イカルチドリ				準絶	○		
31			コチドリ				要注	○		
32			シロチドリ			VU	I類	○		
33			メダイチドリ		国際		要注	○		
34			セイタカシギ	セイタカシギ			VU	準絶	○	
35		シギ	シギ	ヤマシギ				準絶	○	
36				アオシギ				準絶	○	

【重要な動物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※1：過去に記録があるが絶滅したと考えられる市。

※2：順番は、「日本鳥類目録改定第7版」（2012年9月 日本鳥学会）に従った。

表 4.1-33(2) 重要な鳥類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地				
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	越前町			
37	チドリ	シギ	オオジシギ			NT	Ⅱ類	○				
38			オグロシギ				準絶	○				
39			ダイシャクシギ				要注	○				
40			ホウロクシギ			国際	VU	Ⅱ類	○			
41			ツルシギ				VU	準絶	○			
42			コアオアシシギ					準絶	○			
43			アオアシシギ					要注	○			
44			タカブシギ				VU	要注	○			
45			ソリハシシギ					要注	○			
46			イソシギ					要注	○			
47			オバシギ			国際		要注	○			
48			ミユビシギ					要注	○			
49			オジロトウネン					要注	○			
50			ウズラシギ					要注	○			
51			ハマシギ					NT	要注	○		
52			エリマキシギ						要注	○		
53			タマシギ	タマシギ				VU	Ⅰ類	○		
54			ツバメチドリ	ツバメチドリ				VU	要注	○		
55			カモメ	ウミネコ					地域	○		
56					コアジサシ				VU	Ⅰ類	○	
57			ウミスズメ	ウミガラス		国内	CR	要注	○			
58					ウミスズメ			CR	要注	○	○	
59			タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	準絶	○		
60				タカ	チュウヒ		国内	EN	Ⅱ類	○		
61					ツミ				準絶	○		
62					オオタカ				NT	Ⅰ類	○	○
63					サシバ				VU	準絶	○	○
64					クマタカ			国内	EN	Ⅰ類	○	
65	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				準絶	○	○			
66			アオバズク				Ⅱ類	○				
67			トラフズク				準絶	○				
68			コミミズク				準絶	○				
69	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				準絶	○	○			
70			ヤマセミ				Ⅰ類	○				
71		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	Ⅰ類	○				
72	キツツキ	キツツキ	アリスイ				準絶	○				
73			オオアカゲラ				準絶	○				
74	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				要注	○				
75			ハヤブサ		国内	VU	Ⅱ類	○	○			
76	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内	EN	Ⅰ類	○				
77		サンショウクイ	サンショウクイ			VU	要注	○	○			
78		カササギヒタキ	サンコウチョウ				要注	○	○			
79		モズ	チゴモズ			CR	Ⅰ類	○				

【重要な動物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類）、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※：順番は、「日本鳥類目録改定第7版」（2012年9月 日本鳥学会）に従った。

表 4.1-33(3) 重要な鳥類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	越前町
80	スズメ	カラス	オナガ				要注	○	
81			カササギ				要注	○	
82		ツバメ	コシアカツバメ				準絶	○	○
83		セッカ	セッカ				要注	○	
84		ムクドリ	コムクドリ				準絶	○	
85		ヒタキ	コサメビタキ				準絶	○	○
86		イワヒバリ	カヤクグリ				要注	○	
87		ホオジロ	ホオアカ				要注	○	
88			ノジコ			NT	II類	○	○
計	16目	35科	88種	3種	10種	37種	88種	86種	19種

【重要な動物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
 ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
 ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※：順番は、「日本鳥類目録改定第7版」（2012年9月 日本鳥学会）に従った。

(c) 爬虫類

文献調査で確認された重要な爬虫類は、表 4.1-34に示すとおり6種である。福井市では5種、越前町では3種が確認されている。

表 4.1-34 重要な爬虫類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	越前町
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT	準絶	○	○
2		スッポン	ニホンスッポン			DD	準絶	○	○
3	有鱗目	タカチホヘビ	タカチホヘビ				要注	○	
4		ナミヘビ	ヒバカリ				要注	○	○
5			シロマダラ				要注	○	
計	2目	4科	5種	0種	0種	2種	5種	5種	3種

【重要な動物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類）、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※1：海域に生息する爬虫類は除外している。

※2：順番は、「日本産爬虫両生類標準和名」（日本爬虫両棲類学会ホームページ）に従った。

(d) 両生類

文献調査で確認された重要な両生類は、表 4.1-35に示すとおり5種である。福井市では4種、越前町では5種が確認されている。

表 4.1-35 重要な両生類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	越前町
1	有尾目	サンショウウオ	アベサンショウウオ			CR	Ⅰ類		○
2			ヒダサンショウウオ			NT	準絶	○	○
3			イモリ			NT	要注	○	○
4	無尾目	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注	○	○
5			アカガエル	トノサマガエル			NT	要注	○
計	2目	4科	5種	0種	0種	4種	5種	4種	5種

【重要な動物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類）、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※：順番は、「日本産爬虫両生類標準和名」（日本爬虫両棲類学会ホームページ）に従った。

(e) 魚類

文献調査で確認された重要な魚類は、表 4.1-36に示すとおり22種である。福井市では21種、越前町では10種が確認されている。

表 4.1-36 重要な魚類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	越前町
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種			VU	II類	○	
2			カワヤツメ			VU	II類	○	
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	I類	○	
4	コイ	コイ	ヤリタナゴ			NT	要注	○	○
5			ミナミアカヒレタビラ			CR	I類	○	○
6		ドジョウ	ドジョウ			NT	要注	○	○
7			アジメドジョウ			VU	II類	○	○
8			ホトケドジョウ			EN	II類		○
9			ナマズ	アカザ	アカザ			VU	II類
10	サケ	サケ	イワナ			※1	II類	○	
11			サケ				準絶	○	
12			サクラマス			NT※2	II類	○	
13			サツキマス (アマゴ)			NT		○	
14			ヤマメ			NT※2	II類	○	
15	ダツ	メダカ	キタノメダカ (メダカ北日本集団)			VU※3	II類	○	○
16	カサゴ	カジカ	カマキリ (アユカケ)	国天		VU	II類	○	○
17			カジカ大卵型			NT	準絶	○	○
18			カジカ中卵型			EN	II類	○	
19	スズキ	カワアナゴ	カワアナゴ				要注	○	
20		ハゼ	クロヨシノボリ				II類	○	○
21			シマウキゴリ				要注	○	○
22			ジュズカケハゼ種群			※4	II類	○	
計	8目	10科	22種	1種	0種	18種	21種	21種	10種

【重要な動物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類 (CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類)、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群
- ※1：イワナは種により選定基準が異なり、国RLでは3種選定されている。ミヤベイワナ：VU、ニッコウイワナ：DD、紀伊半島のヤマトイワナ (キリクチ)：LP
- ※2：国RLで選定されているのは、サクラマス (ヤマメ) である。
- ※3：国RLで選定されているのは、キタノメダカである。
- ※4：ジュズカケハゼは種により選定基準が異なり、国RLでは3種選定されている。ホクリクジュズカケハゼ：CR、ムサシノジュズカケハゼ：EN、ジュズカケハゼ：NT
- ※5：順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」 (平成30年 (財)ダム水源地環境整備センター)に従った。

(f) 昆虫類

文献調査で確認された重要な昆虫類は、表 4.1-37に示すとおり105種である。福井市では97種、越前町では42種が確認されている。

表 4.1-37(1) 重要な昆虫類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	越前町
1	トンボ	ムカシトンボ	ムカシトンボ				要注	○	○
2		カワトンボ	アオハダトンボ			NT	準絶	○	
3		イトトンボ	ホソミイトトンボ				準絶	○	
4			ムスジイトトンボ				要注	○	
5			モートンイトトンボ			NT	準絶	○	
6		ヤンマ	マダラヤンマ			NT	要注	○	
7			ネアカヨシヤンマ			NT	II類	○	
8			アオヤンマ			NT	準絶	○	
9		サナエトンボ	キイロサナエ			NT	準絶	○	
10			ホンサナエ				準絶	○	
11			ナゴヤサナエ			VU	要注	○	
12		エゾトンボ	トラフトンボ				準絶	○	
13			エゾトンボ				要注	○	○
14		トンボ	ハッチョウトンボ				要注	○	○
15			マイコアカネ				II類	○	
16			ミヤマアカネ				要注	○	
17	バッタ	バッタ	ヤマトマダラバッタ			準絶	○		
18			カワラバッタ				I類	○	
19	カメムシ	コオイムシ	コオイムシ		NT	II類		○	
20			タガメ		VU	I類	○		
21		サシガメ	ハリサシガメ		NT	要注		○	
22	コウチュウ	ミズスマシ	オオミズスマシ		NT	II類	○		
23			コミズスマシ		EN	要注	○		
24			ミズスマシ		VU	準絶	○	○	
25			コオナガミズスマシ		VU	要注	○		
26			オサムシ	オオサカアオゴミムシ		DD	要注	○	
27		アイヌハンミョウ			NT	要注	○		
28		ホソハンミョウ			VU	準絶	○		
29		カワラハンミョウ			EN	I類	○		
30		セアカオサムシ			NT	準絶	○		
31		オオトックリゴミムシ			NT	要注	○		
32			アスワメクラチビゴミムシ				要注	○	
33	コガシラミズムシ	クロホシコガシラミズムシ			VU	要注		○	
34		クビボソコガシラミズムシ			DD	準絶	○	○	

【重要な動物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※：目の順番は、「新訂原色昆虫大圖鑑」（2008年 北隆館）、科及び種の順番は、「日本産野生生物目録 - 無脊椎動物編II」（1995年 環境庁）、「日本昆虫目録」（2014年 日本昆虫学会）、「ネイチャーガイド 日本のトンボ」（2013年 尾園暁、川島逸郎、二橋亮）に従った。

表 4.1-37(2) 重要な昆虫類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地		
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	越前町	
35	コウチュウ	ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ			NT	準絶	○	○	
36			ゲンゴロウ			VU	I類	○	○	
37			コガタノゲンゴロウ			VU	I類		○	
38			シャープゲンゴロウモドキ		国内	CR	I類	○		
39			シマゲンゴロウ			NT	I類	○		
40			ケシゲンゴロウ			NT	要注	○	○	
41			キベリクロヒメゲンゴロウ			NT	要注	○	○	
42			コウベツブゲンゴロウ			NT	要注		○	
43			キベリマメゲンゴロウ			NT	要注	○		
44			ガムシ	スジヒラタガムシ			NT	要注	○	○
45				コガムシ			DD	準絶	○	
46				ガムシ			NT	準絶	○	○
47				シジミガムシ			EN	要注	○	
48				クワガタムシ	オオクワガタ			VU	II類	○
49		コガネムシ		アカマダラハナムグリ			DD	要注	○	○
50		タマムシ	オオムツボシタマムシ				要注	○	○	
51			サビナカボソタマムシ				要注	○	○	
52		テントウムシ	オシマヒメテントウ				準絶	○		
53		カミキリムシ	スネケブカヒロコバネカミキリ				要注	○		
54			キュウシュウチビトラカミキリ				要注	○		
55			アサカミキリ			VU	要注	○		
56		ゾウムシ	タカハシトゲゾウムシ				要注	○	○	
57		アミメカゲロウ	ウスバカゲロウ	コカスリウスバカゲロウ				準絶	○	
58		ハチ	コマユバチ	ウマノオバチ			NT	要注		○
59			シリアゲコバチ	オキナワシリアゲコバチ				準絶	○	○
60			カギバラバチ	ザウターカギバラバチ				II類	○	
61			アリ	アメイロオアリ				準絶		○
62				ケブカツヤオアリ			DD	II類	○	
63				トゲアリ			VU	要注	○	○
64			アナバチ	フジジガバチ			NT	II類	○	
65				フクイアナバチ			NT	準絶	○	○

【重要な動物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
 - ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
 - ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 - ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群
- ※：目の順番は、「新訂原色昆虫大圖鑑」（2008年 北隆館）、科及び種の順番は、「日本産野生生物目録 - 無脊椎動物編II」（1995年 環境庁）、「日本昆虫目録」（2014年 日本昆虫学会）に従った。

表 4.1-37(3) 重要な昆虫類の状況

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地		
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	越前町	
66	ハチ	ギングチバチ	ニッポンアワフキバチ			DD	要注	○		
67			ヤマトスナハキバチ			DD	要注	○		
68			ニッポンハナダカバチ			VU	準絶	○		
69			ガロアギングチ			DD	要注	○	○	
70			タケウチギングチ				II類	○	○	
71			ササキリギングチ			NT	要注	○	○	
72			アカオビケラトリバチ				準絶	○		
73			ニトベギングチ			DD	II類	○	○	
74			カラトイスカバチ			DD	II類	○	○	
75			キアシハナダカバチモドキ				VU	I類	○	
76			キュビギングチ				DD	II類	○	○
77			クモバチ	キオビクモバチ				要注	○	
78		スギハラクモバチ					要注	○	○	
79		フタモンクモバチ					要注	○	○	
80		アオスジクモバチ					要注	○		
81		ツチバチ	ウチダハラナガツチバチ				要注	○	○	
82		スズメバチ	チャイロスズメバチ				要注	○	○	
83		セイボウ	ミヤマツヤセイボウ			DD	I類	○		
84		ヒメハナバチ	コガタホオナガヒメハナバチ				II類	○	○	
85		ヒメハナバチ	ヤスマツヒメハナバチ			DD	要注		○	
86		ハキリバチ	マイマイツツハナバチ			DD	II類	○	○	
87		ミツバチ	クロマルハナバチ			NT	要注	○	○	
88			イカズチキマダラハナバチ				要注	○		
89			ナミルリモンハナバチ				要注	○	○	
90		ドロバチ	ハグロフタオビドロバチ				II類	○		
91			フカイオオドロバチ				準絶	○		
92		ガガンボ	アヤヘリガガンボ				要注	○		
93			ウスキシマヘリガガンボ				要注	○		
94			ヒメハスオビガガンボ				要注	○		
95		カ	トワダオオカ				要注	○	○	
96	ハルカ	ハマダラハルカ			DD	要注	○			
97	チョウ	スカシバガ	アシナガモモプトスカシバ			VU	要注	○		
98		ツトガ	ハマゴウノメイガ				準絶	○		
99		アゲハチョウ	ギフチョウ			VU	準絶	○	○	
100		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU	II類	○		
101			オオムラサキ			NT	準絶	○		
102		スズメガ	スキバハウジャク			VU	要注	○		
103		ヒトリガ	マエアカヒトリ			NT	要注	○		
104		ヤガ	コシロシタバ			NT	要注	○		
105			キシタアツバ			NT	要注	○		
計		8目	47科	105種	0種	1種	65種	105種	97種	42種

【重要な動物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※1：目の順番は、「新訂原色昆虫大図鑑」（2008年 北隆館）、科及び種の順番は、「日本産野生生物目録 - 無脊椎動物編II」（1995年 環境庁）、「日本昆虫目録」（2014年 日本昆虫学会）に従った。

※2：「※1」に記載のない種については、順番は各科の末尾とした。

(g) 貝類

文献調査で確認された重要な貝類は、表 4.1-38及び表 4.1-39に示すとおり淡水産貝類が12種、陸産貝類が26種である。

淡水産貝類は福井市では11種、越前町では7種、陸産貝類は福井市では17種、越前町では22種が確認されている。

表 4.1-38 重要な貝類の状況（淡水産）

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	越前町
1	アマオブネガイ	アマオブネガイ	イシマキガイ				準絶	○	
2	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	準絶	○	○
3			オオタニシ			NT	要注	○	○
4	異鰓	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD	要注	○	
5			モノアラガイ			NT	準絶	○	○
6		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	要注		○
7			ヒラマキガイモドキ			NT	要注	○	○
8	イシガイ	カワシンジュガイ	カワシンジュガイ			EN	絶滅	○※1	
9			イシガイ	トンガリササノハガイ			NT	I類	○
10		カタハガイ				VU	II類	○	
11		マツカサガイ				NT	II類	○	○
12	ザルガイ	シジミ	マシジミ			VU	II類	○	○
計	5目	7科	12種	0種	0種	11種	12種	11種	7種

【重要な動物種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
 ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

- ③「環境省レッドリスト2019」 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」 絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目、地域：絶滅のおそれのある地域個体群

※1：過去に記録があるが絶滅したと考えられる市。

※2：順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年（財）ダム水源環境整備センター）に従った。

表 4.1-39 重要な貝類の状況（陸産）

番号	目名	科名	種名	選定基準				確認地	
				①指定文化財	②種の保存法	③国RL	④県RDB	福井市	越前町
1	新生腹足	イツマデガイ	ニクイロシブキツボ ^{※3}			NT	I類	○	○
2			フクイシブキツボ			CR+EN	I類		○
3			イツマデガイ			NT	要注	○	○
4		カワザンショウガイ	クリイロカワザンショウガイ				絶滅		○ ^{※1}
5			ヘソカドガイ				絶滅	○ ^{※1}	○ ^{※1}
6			ウスイロヘソカドガイ				絶滅		○ ^{※1}
7			オオウスイロヘソカドガイ				I類	○	○
8		クビキレガイ	ヤマメタニシ			CR+EN	I類		○
9	異鰓	モノアラガイ	ナガオカモノアラガイ			NT	I類	○	
10		キセルガイ	トノサマジセル			NT	II類	○	○
11			オオギセル			NT	準絶		○
12			エルベルギセル				要注		○
13		オナジマイマイ	オオミケマイマイ ^{※2}			VU	II類	○	
14			クチベニマイマイ				要注	○ ^{※1}	
15			ツルガマイマイ				要注	○	○
16			コガネマイマイ				準絶		○
17		ベッコウマイマイ	オオヒラベッコウ			DD	要注	○	○
18			スジキビ			NT	要注	○	
19			ヒメハリマキビ			NT	要注	○	○
20			タカキビ			NT	要注	○	○
21			オオウエキビ			DD	II類	○	○
22			クリイロベッコウ			DD	要注		○
23		ニッポンマイマイ	ケハダビロウドマイマイ			NT	II類	○	○
24	コンタカコベツマイマイ				NT	要注	○	○	
25	ヤマタカマイマイ				NT	要注	○	○	
26	アマオブネ型	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ			NT	要注		○
計	3目	9科	26種	0種	0種	18種	26種	17種	22種

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、「福井県文化財保護条例」 県天：県指定天然記念物、「福井市文化財保護条例」 市天：福井市指定天然記念物、「越前町文化財保護条例」 町天：越前町指定天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2019」
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類（CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類）、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」
絶滅：県域絶滅、I類：県域絶滅危惧I類、II類：県域絶滅危惧II類、準絶：県域準絶滅危惧、要注：要注目
地域：絶滅のおそれのある地域個体群
- ※1：過去に記録があるが絶滅したと考えられる市町。
※2：県RDBではオオミケマイマイ、国RLではオウミケマイマイであるが、学名はどちらもAegista Omiensisのため同様の種である。
※3：「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）では、中腹足目に分類されている。
※4：順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年（財）ダム水源地環境整備センター）及び「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（平成28年3月 福井県）に従った。

(3) 重要な種の分布及びその生息・生育状況、注目すべき生息地及び重要な群落の分布状況

「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県ホームページ)によると、事業実施想定区域及びその周囲に設定されたメッシュ(約2km四方)で確認されたすぐれた自然(動植物)は、表 4.1-40及び図 4.1-19に示すとおりである。

事業実施想定区域が位置するメッシュでは、すぐれた自然(動植物)は確認されていない。

表 4.1-40(1) すぐれた自然一覧

メッシュ番号※2	名称	分類1	分類2	選定理由	区分※1	位置
704	ハッチョウトンボ	昆虫類	トンボ目 トンボ科	希少種	B	福井市：本堂町
	タガメ	昆虫類	カメムシ目 コオイムシ科	希少種	A	福井市：本堂
	ギフチョウ	昆虫類	チョウ目 アゲハチョウ科	生態学的に貴重なもの	B	福井市：本堂町
705	ギフチョウ	昆虫類	チョウ目 アゲハチョウ科	生態学的に貴重なもの	B	清水町※3：上天下
743	大芝山のミズバショウ	植生	—	学術上貴重な種または個体の生育地	B	福井市：大芝山
	ヒメアカネ	昆虫類	トンボ目 トンボ科	希少種	B	福井市：大芝山 周辺の水田
	タカハシトゲゾウムシ	昆虫類	コウチュウ目 ゾウムシ科	希少種	B	福井市：大芝山
	丹生山地	鳥獣の重要な生息地	—	渡り鳥の渡来地または中継地、猛禽類の多様な地域	B	清水町※3
744	エゾイトトンボ	昆虫類	トンボ目 イトトンボ科	分布限界種	B	福井市：末町～ 上一光町
	ムカシトンボ	昆虫類	トンボ目 ムカシトンボ科	希少種、生態学的に貴重なもの	B	福井市：末町
	マルタンヤンマ	昆虫類	トンボ目 ヤンマ科	希少種	B	福井市：末町
	ハッチョウトンボ	昆虫類	トンボ目 トンボ科	希少種	B	福井市：末町
	今後の生息状況に注意すべきトンボ類(エゾトンボ)	昆虫類	トンボ目 エゾトンボ科	注意種	—	福井市：末町
	ナンブヤドリコハナバチ	昆虫類	ハチ目 コハナバチ科	希少種	A	福井市：末町
	ギフチョウ	昆虫類	チョウ目 アゲハチョウ科	生態学的に貴重なもの	B	福井市：末町
747	マルタンヤンマ	昆虫類	トンボ目 ヤンマ科	希少種	B	越前町(旧朝日町)：小倉

※1：区分 A：全国レベルで重要、または県レベルで特に重要なもの
B：県レベルで重要なもの

※2：メッシュ番号は、図 4.1-19のメッシュ番号に対応する。

※3：清水町は平成18年に福井市と合併し、現在は福井市となっている。

出典：「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県ホームページ)

表 4.1-40(2) すぐれた自然一覧

メッシュ番号 ^{※2}	名称	分類1	分類2	選定理由	区分 ^{※1}	位置
782	エゾイトトンボ	昆虫類	トンボ目 イトトンボ科	分布限界種	B	福井市：末町～ 上一光町
	ムカシトンボ	昆虫類	トンボ目 ムカシトンボ科	希少種、生態学的 に貴重なもの	B	福井市：上一光 町
	丹生山地	鳥獣の重要な 生息地	—	渡り鳥の渡来地ま たは中継地、猛禽 類の多様な地域	B	清水町 ^{※3}
847	丹生山地	鳥獣の重要な 生息地	—	渡り鳥の渡来地ま たは中継地、猛禽 類の多様な地域	B	清水町 ^{※3}
848	キアシキンシギア ブ	昆虫類	ハエ目 シギアブ科	希少種	B	福井市：武周ヶ 池
	丹生山地	鳥獣の重要な 生息地	—	渡り鳥の渡来地ま たは中継地、猛禽 類の多様な地域	B	清水町 ^{※3}
849	越知山のブナ林	植生	冷温帯落葉広葉 高木林	自然植生もしくは それに近い植生	B	越前町（旧朝日 町）：越知山
	ギフチョウ	昆虫類	チョウ目 アゲハチョウ科	生態学的に貴重な もの	B	福井市：越知山
	丹生山地	鳥獣の重要な 生息地	—	渡り鳥の渡来地ま たは中継地、猛禽 類の多様な地域	B	清水町 ^{※3}

※1：区分 A：全国レベルで重要、または県レベルで特に重要なもの
B：県レベルで重要なもの

※2：メッシュ番号は、図 4.1-19のメッシュ番号に対応する。

※3：清水町は平成18年に福井市と合併し、現在は福井市となっている。

出典：「福井県のすぐれた自然データベース」（福井県ホームページ）

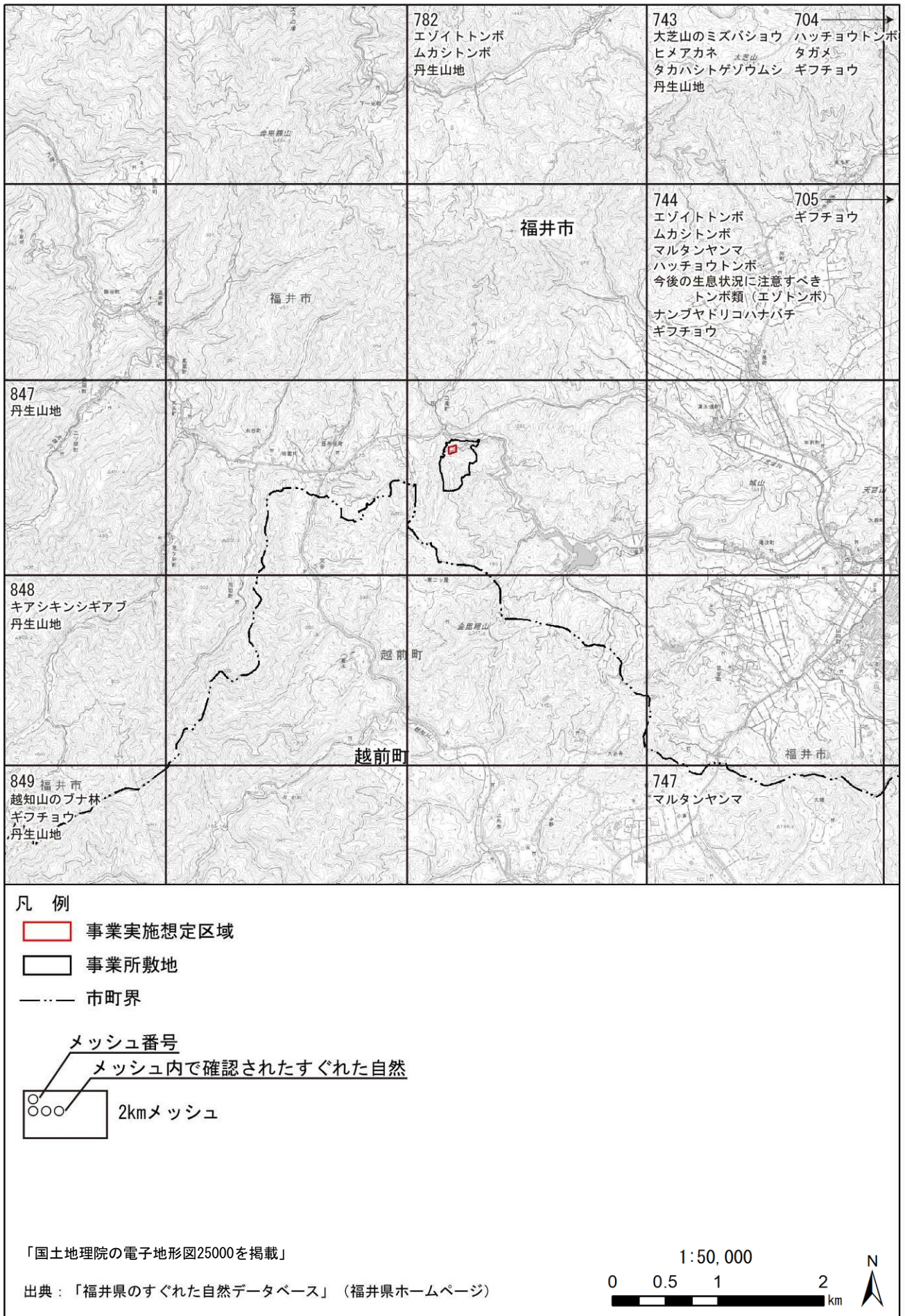


図 4.1-19 すぐれた自然(動植物)位置図

4.1.7 景観の状況

(1) 眺望点の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な眺望点は、表 4.1-41及び図 4.1-20に示すとおりである。

最寄りの眺望点は滝波ダムで、事業実施想定区域から南東側約1.5kmの位置に存在する。

表 4.1-41 主要な眺望点の概要

記号※	名称	概要	出典
A	滝波ダム	ダム湖への立ち入りが開放的で釣り人が多い。	1
B	越知山山岳信仰跡	越知神社は越知山山頂に位置し、三角点付近には大己貴神を祀る奥の院や千体地藏尊・大師堂・社務所・別山などが配され、神仏混合の山岳霊場として栄えた。	2
C	越知山大谷寺	泰澄大師が開創、1300年の歴史を誇る北陸屈指の古刹である。	3

※：表中の記号は、図 4.1-20のアルファベット（大文字）と対応する。

出典1：「滝波ダム」（一般社団法人 日本ダム協会ホームページ）

出典2：「福井の文化財」（福井県ホームページ）

出典3：「福井ふるさと百景」（福井県ホームページ）

(2) 景観資源の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な景観資源は、表 4.1-42及び図 4.1-20に示すとおりである。

また、「福井市景観基本計画 四季彩織りなす風景都市～住みたくなる心地よい景観をめざして～」(福井市ホームページ) にあげられている景観資源は、表 4.1-43及び図 4.1-20に示すとおりである。

事業実施想定区域の南東側約1.5kmに滝波ダムやSSTらんどなどがある。

表 4.1-42 主要な景観資源の概要

番号※	名称	種別	概要	出典
1	殿池	池	織田信長にゆかりがあるとされている。	1
2	西雲寺のシダレザクラ	樹木	福井市指定の天然記念物。春には、境内にある「二百年桜」といわれるシダレザクラが、その歴史を語るように咲き誇る。	2
3	末町の大櫨	樹木	樹齢600年。数十年前の落雷によって幹が二つにさけ、さけた幹の表面をこけが覆っている。	2

※：表中の番号は、図 4.1-20の番号と対応する。

出典1：「福井ふるさと百景」（福井県ホームページ）

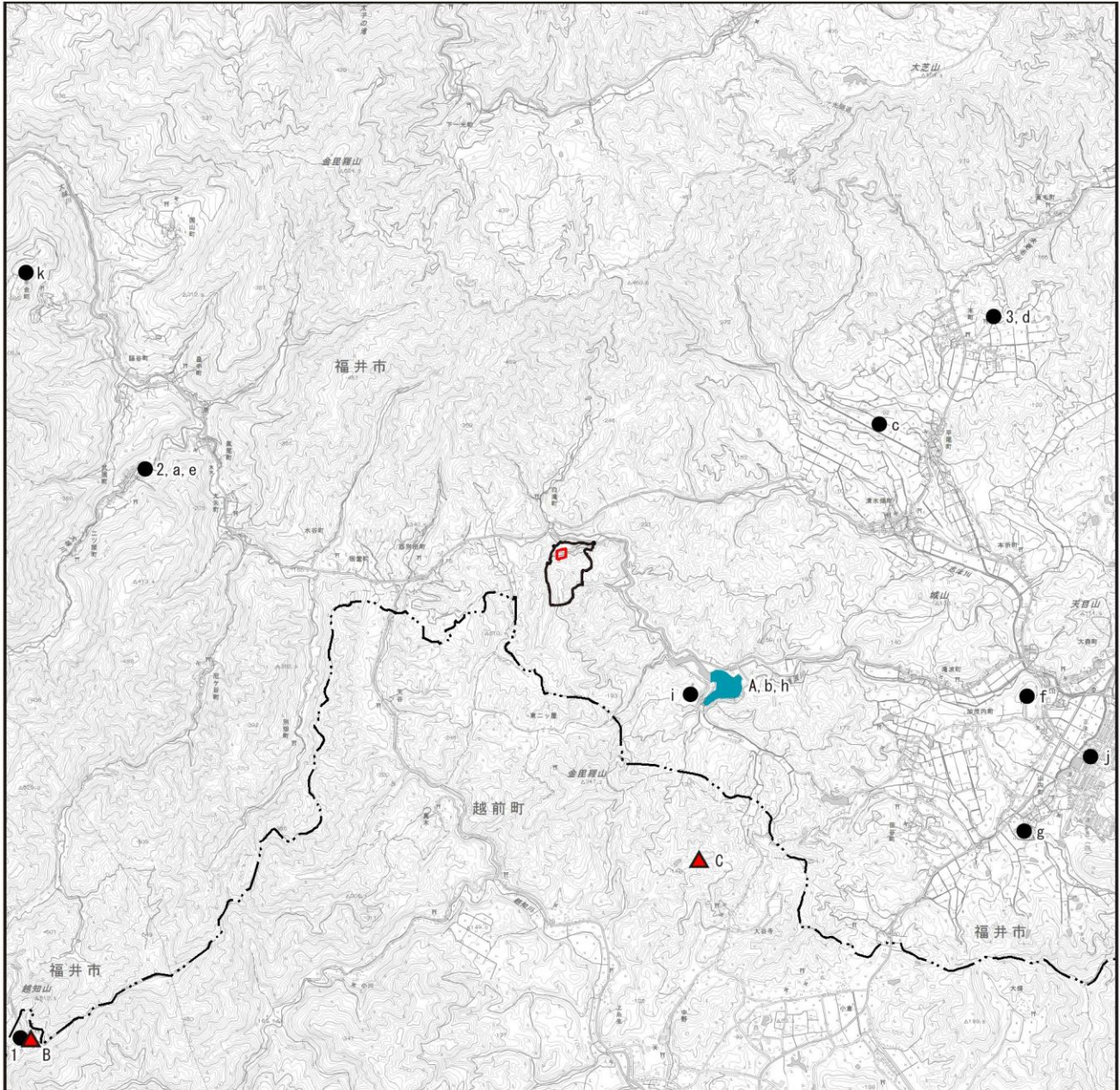
出典2：「ふくいの名木・名花」（福井県ホームページ）

表 4.1-43 福井市景観基本計画による景観資源

項目	記号※	名称	項目	記号※	名称
自然・風土等	a	西雲寺のシダレザクラ	歴史・文化・風物等	g	護良親王御滞留伝承地
	b	滝波ダム周辺		h	滝波ダム
	c	中山間地棚田	公共空間・建築物等	i	SSTらんど
	d	末町の大櫨		j	コスモスタウン志津が丘
歴史・文化・風物等	e	西雲寺	k	林道西部3号線	
	f	賀茂神社脇社祇園社・大鳥居・窯跡、睦月神事			

※：表中の記号は、図 4.1-20のアルファベット（小文字）と対応する。

出典：「福井市景観基本計画 四季彩織りなす風景都市～住みたくなる心地よい景観をめざして～」(福井市ホームページ)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- ▲ 主要な眺望点
- 主要な景観資源
- ダム (主要な眺望点及び主要な眺望景観)

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

- 出典1: 「滝波ダム」 (一般社団法人 日本ダム協会ホームページ)
- 出典2: 「福井ふるさと百景」 (福井県ホームページ)
- 出典3: 「ふくいの名木・名花」 (福井県ホームページ)

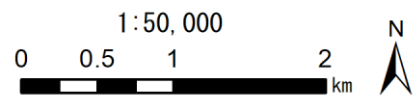


図 4.1-20 眺望点及び景観資源分布図

4.1.8 自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域及びその周囲における自然との触れ合いの活動の場は、表 4.1-44及び図 4.1-21に示すとおりである。

表 4.1-44 自然との触れ合いの活動の場の概要

番号※	名称	種別	概要	出典
1	滝波ダム	ダム	ダム湖への立ち入りが開放的で釣り人が多い。	1
2	越知山山岳信仰跡	山	越知神社は越知山山頂に位置し、三角点付近には大己貴神を祀る奥の院や千体地藏尊・大師堂・社務所・別山などが配され、神仏混合の山岳霊場として栄えた。	2
3	殿池	池	織田信長にゆかりがあるとされている。	3
4	越知山大谷寺	山	泰澄大師が開創、1300年の歴史を誇る北陸屈指の古刹。	3
5	ゴールド福井カントリークラブ	ゴルフ場	自然と一体となるようなデザインが映し出されている。	4
6	SSTらんど	レジャー施設	自然を満喫できる緑のスポットで、バーベキューハウス、アスレチック、パターゴルフ場などの施設がある。	5
7	越前加賀海岸国定公園	国定公園	甲楽城断層を境とした隆起海岸であり、東尋坊の柱状節理と越前岬周辺の海岸段丘や呼鳥門などの奇岩が有名である。	6

※：表中の番号は、図4.1-21の番号と対応する。

出典1：「滝波ダム」（一般社団法人 日本ダム協会ホームページ）

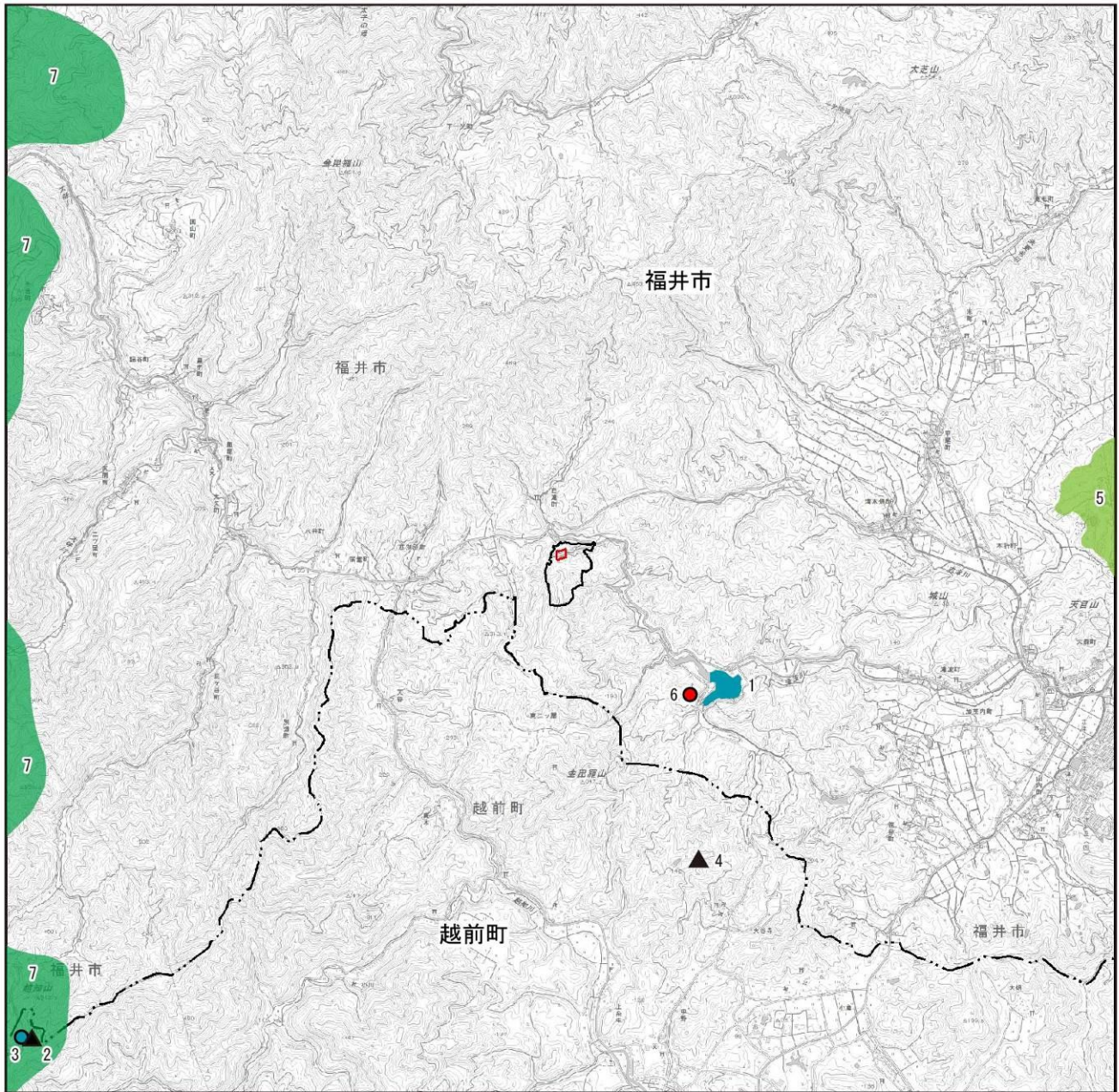
出典2：「福井の文化財」（福井県ホームページ）

出典3：「福井ふるさと百景」（福井県ホームページ）

出典4：「ゴールド福井カントリークラブ」（ゴールド福井カントリークラブホームページ）

出典5：「SSTらんど」（福井市ホームページ）

出典6：「越前加賀海岸国定公園」（福井県ホームページ）



凡例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- ダム
- 池
- ゴルフ場
- 国定公園
- 山
- レジャー施設

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

- 出典1: 「滝波ダム」(一般社団法人 日本ダム協会ホームページ)
- 出典2: 「福井の文化財」(福井県ホームページ)
- 出典3: 「福井ふるさと百景」(福井県ホームページ)
- 出典4: 「ゴールド福井カントリークラブ」(ゴールド福井カントリークラブホームページ)
- 出典5: 「SSTらんど」(福井市ホームページ)
- 出典6: 「第3回自然環境保全基礎調査 福井県自然環境調査図」(平成元年、環境庁)

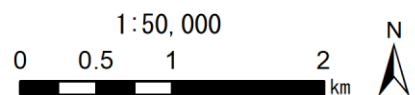


図 4.1-21 自然との触れ合いの活動の場の分布図

4.2 社会的状況

4.2.1 人口の状況

(1) 人口・世帯数

福井市、越前町及び福井県の人口及び世帯数は、表 4.2-1に示すとおりである。

平成30年10月1日現在の人口は、福井市が263,529人、越前町が20,540人、福井県が773,731人となっている。また、平成30年10月1日現在の世帯数は、福井市が102,910世帯、越前町が6,499世帯、福井県が286,392世帯となっている。

表 4.2-1 人口・世帯数の状況

年	福井市		越前町		福井県	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
平成21年	267,398	96,945	23,149	6,712	808,589	275,759
平成22年	266,831	97,339	23,168	6,729	806,470	275,424
平成23年	266,540	98,320	22,893	6,733	803,216	277,218
平成24年	266,052	98,089	22,584	6,689	799,127	276,183
平成25年	265,450	98,930	22,293	6,703	794,492	277,510
平成26年	264,902	100,673	21,880	6,661	789,633	279,774
平成27年	266,002	99,554	21,527	6,581	787,099	279,380
平成28年	265,246	100,930	21,282	6,545	782,232	281,612
平成29年	264,520	101,983	20,871	6,509	778,329	284,100
平成30年	263,529	102,910	20,540	6,499	773,731	286,392

※：数値は各年10月1日現在

出典：「福井県の推計人口」（福井県ホームページ）

(2) 人口動態

福井市、越前町及び福井県の平成30年度の人口動態の状況は、表 4.2-2に示すとおりである。

自然動態及び社会動態は福井市、越前町、福井県とも減少となっている。

表 4.2-2 人口動態の状況（平成30年度）

項目	自然動態（人）			社会動態（人）					増減 (人)
	出生	死亡	自然増減	県内転入	県外転入	県内転出	県外転出	社会増減	
福井市	2,133	3,001	-868	2,788	5,178	2,475	5,524	-33	-901
越前町	139	311	-172	239	137	362	219	-205	-377
福井県	5,837	9,192	-3,355	9,208	13,671	9,208	14,868	-1,197	-4,552

※：平成30年度の各数値は、下記出典の平成30年4月～平成31年3月の月別数値を集計。

出典：「福井県の推計人口」（福井県ホームページ）

4.2.2 産業の状況

(1) 就業人口

福井市、越前町及び福井県の平成27年の産業別就業者数の状況は、表 4.2-3に示すとおりである。

産業別就業者数の割合は、福井市では第1次産業が2.2%、第2次産業が25.4%、第3次産業が69.6%であり、業種では卸売業、小売業が17.6%で最も多い。越前町では第1次産業が7.0%、第2次産業が35.7%、第3次産業が56.4%であり、業種では製造業が27.5%で最も多い。福井県では第1次産業が3.7%、第2次産業が30.7%、第3次産業が63.8%であり、業種では製造業が21.7%で最も多い。

表 4.2-3 産業別就業者数（平成27年）

分類	業種	福井市		越前町		福井県	
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第1次産業	農業，林業	2,764	2.1	491	4.4	13,790	3.5
	漁業	60	0.0	294	2.6	1,036	0.3
	小計	2,824	2.2	785	7.0	14,826	3.7
第2次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	22	0.0	4	0.0	100	0.0
	建設業	10,657	8.2	914	8.2	35,912	9.0
	製造業	22,253	17.1	3,066	27.5	86,590	21.7
	小計	32,932	25.4	3,984	35.7	122,602	30.7
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	627	0.5	29	0.3	4,788	1.2
	情報通信業	2,639	2.0	99	0.9	5,611	1.4
	運輸業，郵便業	5,265	4.1	369	3.3	15,749	3.9
	卸売業，小売業	22,922	17.6	1,449	13.0	60,800	15.2
	金融業，保険業	4,136	3.2	209	1.9	9,254	2.3
	不動産業，物品賃貸業	1,949	1.5	54	0.5	4,009	1.0
	学術研究，専門・技術サービス業	3,993	3.1	209	1.9	11,187	2.8
	宿泊業，飲食サービス業	7,060	5.4	595	5.3	21,067	5.3
	生活関連サービス業，娯楽業	4,719	3.6	298	2.7	13,244	3.3
	教育，学習支援業	6,918	5.3	416	3.7	18,458	4.6
	医療，福祉	17,236	13.3	1,489	13.4	50,759	12.7
	複合サービス事業	1,258	1.0	189	1.7	4,818	1.2
	サービス業（他に分類されないもの）	6,945	5.3	507	4.6	21,414	5.4
	公務（他に分類されるものを除く）	4,708	3.6	351	3.2	13,518	3.4
小計	90,375	69.6	6,263	56.4	254,676	63.8	
分類不能の産業		3,757	2.9	97	0.9	7,065	1.8
合計		129,888	100.0	11,129	100.0	399,169	100.0

※：構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典：「平成27年国勢調査」（福井県ホームページ）

(2) 出荷額

1) 工業

福井市、越前町及び福井県の平成29年の工業の状況は、表 4.2-4に示すとおりである。
製造品出荷額等は、福井市では4,123億円、越前町では427億円、福井県では2兆437億円となっている。

表 4.2-4 工業の状況（平成29年）

項目 市町県	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
福井市	589	17,460	41,228,687
越前町	58	1,768	4,267,851
福井県	2,161	72,942	204,366,501

※：数値は平成29年6月1日現在

出典：「福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）

2) 商業

福井市、越前町及び福井県の平成28年の商業の状況は、表 4.2-5に示すとおりである。
年間商品販売額は、福井市では1兆1,862億円、越前町では184億円、福井県では1兆9,452億円となっている。

表 4.2-5 商業の状況（平成28年）

項目 市町県	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
福井市	3,539	27,824	1,186,220
越前町	224	1,023	18,439
福井県	8,905	60,306	1,945,172

※：数値は平成28年6月1日現在

出典：「福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）

4.2.3 交通の状況

(1) 交通網

事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路の状況は、図 4.2-1に示すとおりである。主要な道路については、福井四ヶ浦線、福井大森河野線、清水美山線、上一光大丹生線、殿下福井線、別所朝日線が通っている。

(2) 自動車交通量

事業実施想定区域及びその周囲の道路の自動車交通量は表 4.2-6に、自動車交通量調査地点は図 4.2-1に示すとおりである。

12時間交通量は、福井大森河野線（区間番号40120）で1,567台、福井四ヶ浦線（区間番号40300）で466台、福井四ヶ浦線（区間番号40310）で2,022台、殿下福井線（区間番号60430）で1,253台、別所朝日線（区間番号61390）で341台となっている。

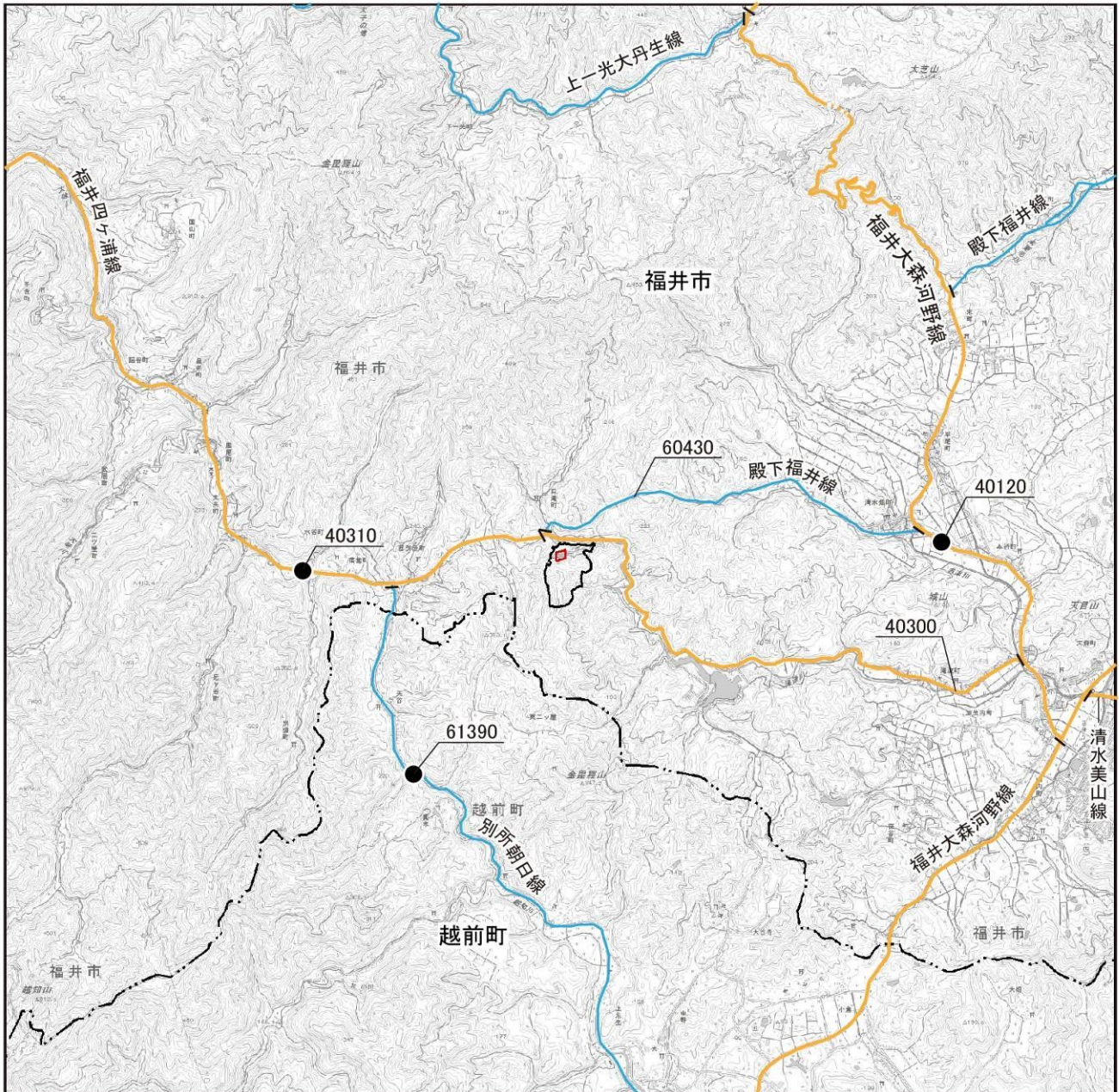
表 4.2-6 自動車交通量調査結果（平成27年度）

区間番号	路線名	観測地点名	交通量（台）		大型車混入率 昼間12時間 （%）
			12時間	24時間	
40120	福井大森河野線	福井市清水畑町	1,567	1,927	7.3
40300	福井四ヶ浦線	—	466 ^{**}	583 ^{**}	12.6 ^{**}
40310	福井四ヶ浦線	福井市宿堂町	2,022	2,548	5.3
60430	殿下福井線	—	1,253 ^{**}	1,529 ^{**}	10.1 ^{**}
61390	別所朝日線	丹生郡越前町天谷	341	433	9.4

※：交通量、大型車混入率の斜体は推定値

出典1：「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」（国土交通省ホームページ）

出典2：「平成27年度道路交通センサス 交通量図」（福井県ホームページ）



凡例

事業実施想定区域

事業所敷地

--- 市町界

区間番号

● 自動車交通量測定地点

トシ 主要地方道

一般県道

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

出典1：「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」
(国土交通省ホームページ)

出典2：「平成27年度道路交通センサス 交通量図」(福井県ホームページ)

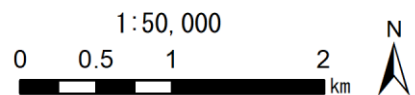


図 4.2-1 交通網及び自動車交通量調査地点位置図

4.2.4 土地利用の状況

(1) 土地利用の現況

福井市、越前町及び福井県の平成30年の土地利用の現況は、表 4.2-7及び図 4.2-2に示すとおりである。

福井市は、山林が49.6%を占め、次いで田、宅地の順に多くの面積を占めている。越前町は、山林が43.8%を占め、次いで雑種地その他が多くの面積を占めている。福井県は、山林が38.3%を占め、次いで雑種地その他が多くの面積を占めている。

表 4.2-7 地目別土地面積（平成30年）

市町県		地目	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地 その他	総面積
福井市	面積(ha)		7983.9	926.1	4,843.7	17,296.6	101.1	3,687.0	34,838.4
	割合(%)		22.9	2.7	13.9	49.6	0.3	10.6	100.0
越前町	面積(ha)		1,381.0	303.7	489.0	4,560.4	80.5	3,593.4	10,408.0
	割合(%)		13.3	2.9	4.7	43.8	0.8	34.5	100.0
福井県	面積(ha)		39,627.3	5,568.9	17,675.5	100,548.0	2,547.4	96,891.0	262,858.1
	割合(%)		15.1	2.1	6.7	38.3	1.0	36.9	100.0

※1：数値は平成30年1月1日現在

※2：構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典：「福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）

(2) 用途地域の指定状況

福井市、越前町及び福井県の平成28年の用途地域別面積は表 4.2-8に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には用途地域は指定されておらず、市街化調整区域となっている。

表 4.2-8 用途地域面積（平成28年）

市町県		用途地域	第一種 低層住 居専用 地域	第二種 低層住 居専用 地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	近隣商 業地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専 用地域	合計
福井市	面積(ha)		492	-	828	237	1,191	72	314	133	1,187	191	40	4,685
	割合(%)		10.5	-	17.7	5.1	25.4	1.5	6.7	2.8	25.3	4.1	0.9	100.0
越前町	面積(ha)		40	-	29	-	159	-	19	-	112	18.9	-	377.9
	割合(%)		10.6	-	7.7	-	42.1	-	5.0	-	29.6	5.0	-	100.0
福井県	面積(ha)		1,298	7.6	2,561	334	4,016	100	791	545	3,278	982	1,243	15,156
	割合(%)		8.6	0.1	16.9	2.2	26.5	0.7	5.2	3.6	21.6	6.5	8.2	100.0

※1：数値は平成28年2月29日現在

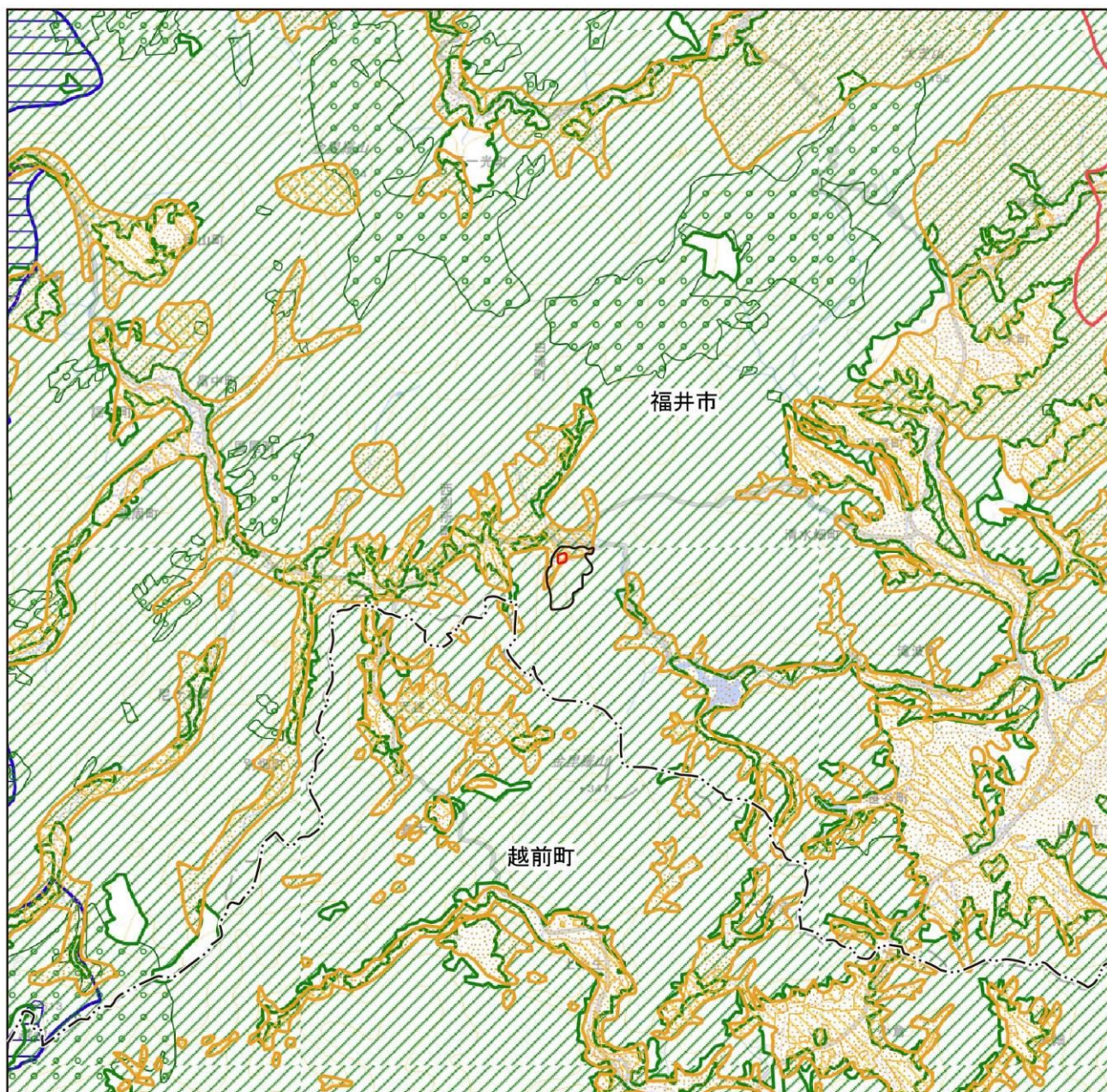
※2：構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典：「福井県の都市計画」（福井県ホームページ）

(3) 住宅の配置の状況

事業実施想定区域及びその周囲の住宅地等の配置状況は、図 4.2-3に示すとおりである。

最寄りの住宅地は、事業実施想定区域から北約300m離れた位置に分布している。



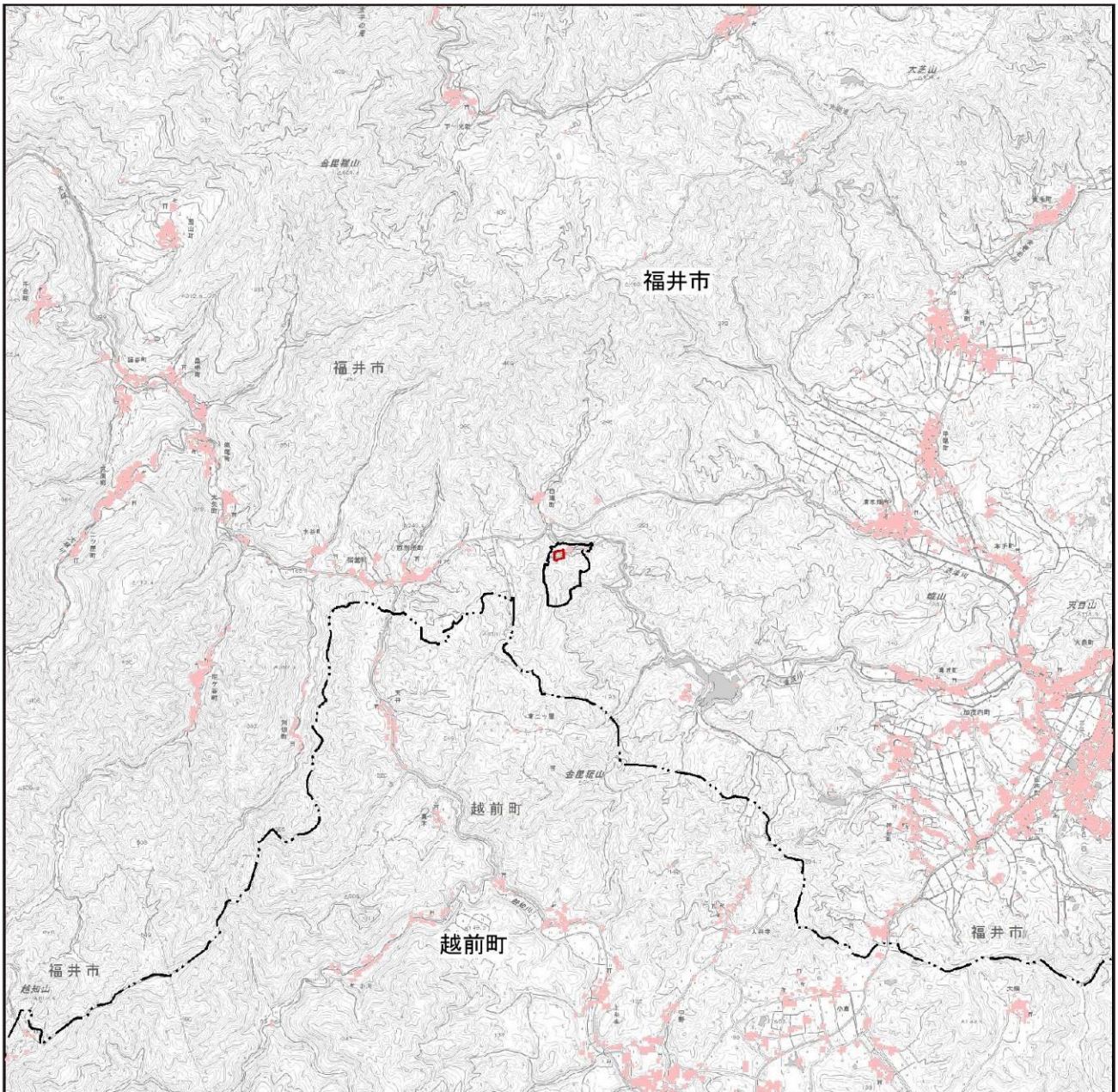
凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 都市地域
- 自然公園地域
- 農業地域
- 特別地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林

出典：「土地利用調整総合支援ネットワーク（LUCKY）」（国土交通省ホームページ）

1:50,000
0 0.5 1 2 km

図 4.2-2 土地利用現況図



凡例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 住宅地等

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

出典：「基盤地図情報ダウンロードサービス」（国土地理院ホームページ）

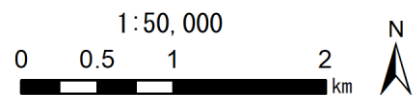


図 4.2-3 住宅の配置の状況

4.2.5 水利用の状況

(1) 上水・工業用水・農業用水の利水状況

1) 上水の利用状況

福井市、越前町及び福井県の平成28年度における水道水の水源別の供給量の状況は、表 4.2-9に示すとおりである。

福井市の水源は、表流水、深井戸水、浅井戸水の順に多く、これらの水源で約95%を占めている。越前町は表流水が約58%を占めており、次いで深井戸水、浄水受水の順に多くなっている。福井県全体では深井戸水、浄水受水がそれぞれ約30%を占めている。

なお、事業実施想定区域北側に民間簡易水道の供給施設がある。

表 4.2-9 水道水の水源別の供給量の状況（平成28年度）

市町県	項目	水道水源						合計
		表流水	伏流水	浅井戸水	深井戸水	浄水受水	その他	
福井市	給水量(千 m^3 /年)	12,746	5	8,354	12,409	1,254	400	35,168
	割合(%)	36.2	0.0	23.8	35.3	3.6	1.1	100
越前町	給水量(千 m^3 /年)	2,093	2	—	966	565	—	3,626
	割合(%)	57.7	0.1	—	26.6	15.6	—	100
福井県	給水量(千 m^3 /年)	17,874	232	17,374	36,114	31,818	1,116	104,529
	割合(%)	17.1	0.2	16.6	34.5	30.4	1.1	100

※1：数値は平成29年3月31日現在

※2：構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典：「薬事・生活衛生・食品衛生事業概要（平成29年度版）」（福井県ホームページ）をもとに作成

また、福井市、越前町及び福井県の平成28年度における上水道の整備状況は、表 4.2-10に示すとおりである。

給水普及率は、福井市では99.8%、越前町では99.6%、福井県全体では96.6%となっている。

表 4.2-10 上水道の整備状況（平成28年度）

市町県	事業数	計画給水人口(人)	給水区域現在人口(人)	現在給水人口(人)	給水普及率 ^{注2} (%)	1人1日給水量		施設能力(m^3 /日)
						平均(L)	最大(L)	
福井市	1	259,250	258,584	258,155	99.8	365	401	164,680
越前町	1	11,400	10,242	10,204	99.6	391	431	5,209
福井県	15	742,208	730,780	706,046	96.6	371	455	488,709

※1：数値は平成29年3月31日現在

※2：給水普及率＝現在給水人口／給水区域現在人口×100

出典：「薬事・生活衛生・食品衛生事業概要（平成29年度版）」（福井県ホームページ）

2) 工業用水の利用状況

福井市では、江上町の九頭竜川の表流水及び地下水を利用した「福井臨海工業用水道事業」（契約水量34,621 m^3 /日(平成30年12月6日現在)）が行われており、テクノポート福井、九頭竜川右岸区域に供給している。なお、越前町は工業用水の取水は行われていない。

3) 農業用水の利用状況

事業実施区想定域及びその周囲では農業用水の供給は行われていない。

(2) 漁業権の設定状況

事業実施想定区域及びその周囲における日野川水系には表 4.2-11に示すように漁業権が設定されている。事業実施想定区域及びその周囲における漁業権の設定区域の状況は、図 4.2-4に示すとおりである。

事業実施想定区域近傍を流れる滝波川は、漁業権（内共第3号）が設定されている。

表 4.2-11 漁業権の設定状況

免許番号	漁業権者の名称	所在地	漁業種類第五種
内共第3号	日野川漁業協同組合	福井県越前市松森町 第33号5番地の4	あゆ、こい、ふな、いわな、やまめ

※：河川の位置は図 4.1-13に示す。

出典：「川と湖のルール&マナー」（福井県ホームページ）

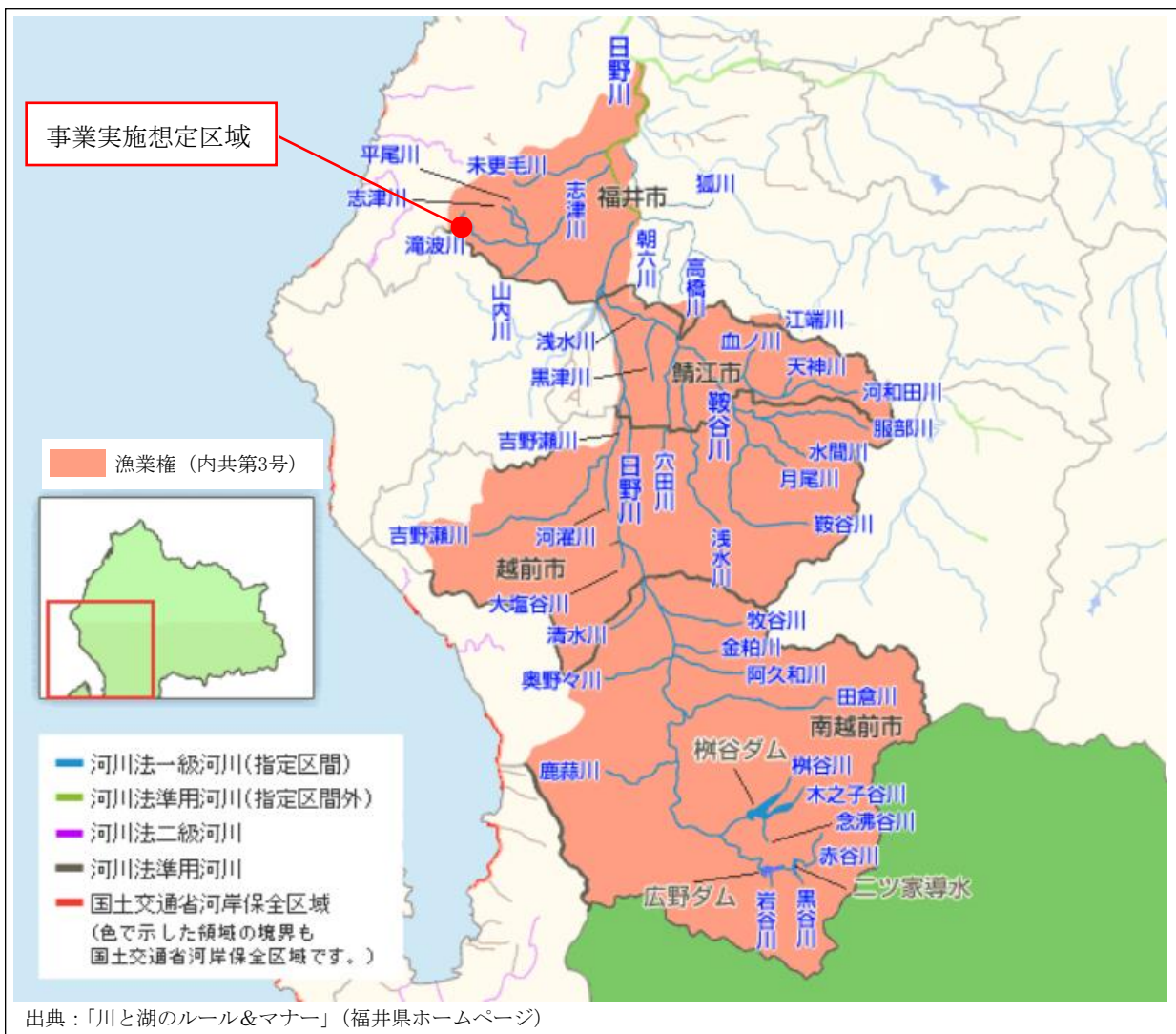


図 4.2-4 漁業権の設定状況（内共第3号）

4.2.6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況

事業実施想定区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 4.2-12及び図 4.2-5に示すとおりである。

事業実施想定区域の最寄りの施設は北西約2.6kmに位置する殿下幼稚園、殿下小学校及び殿下中学校である。

表 4.2-12(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（教育施設）

種別	番号 ^{※1}	施設名	区分	所在地
幼稚園	1	殿下幼稚園 ^{※2}	市立	福井市風尾町6-24
小学校	2	殿下小学校	市立	福井市風尾町6-24
	3	清水西小学校	市立	福井市大森町9-2
	4	糸生小学校	町立	越前町上糸生81-19
中学校	5	殿下中学校	市立	福井市風尾町6-24

※1：表中の番号は、図 4.2-5に対応する。

※2：平成29年度より休園。

出典1：「中学校一覧」「小学校一覧」「幼稚園一覧」（福井市ホームページ）

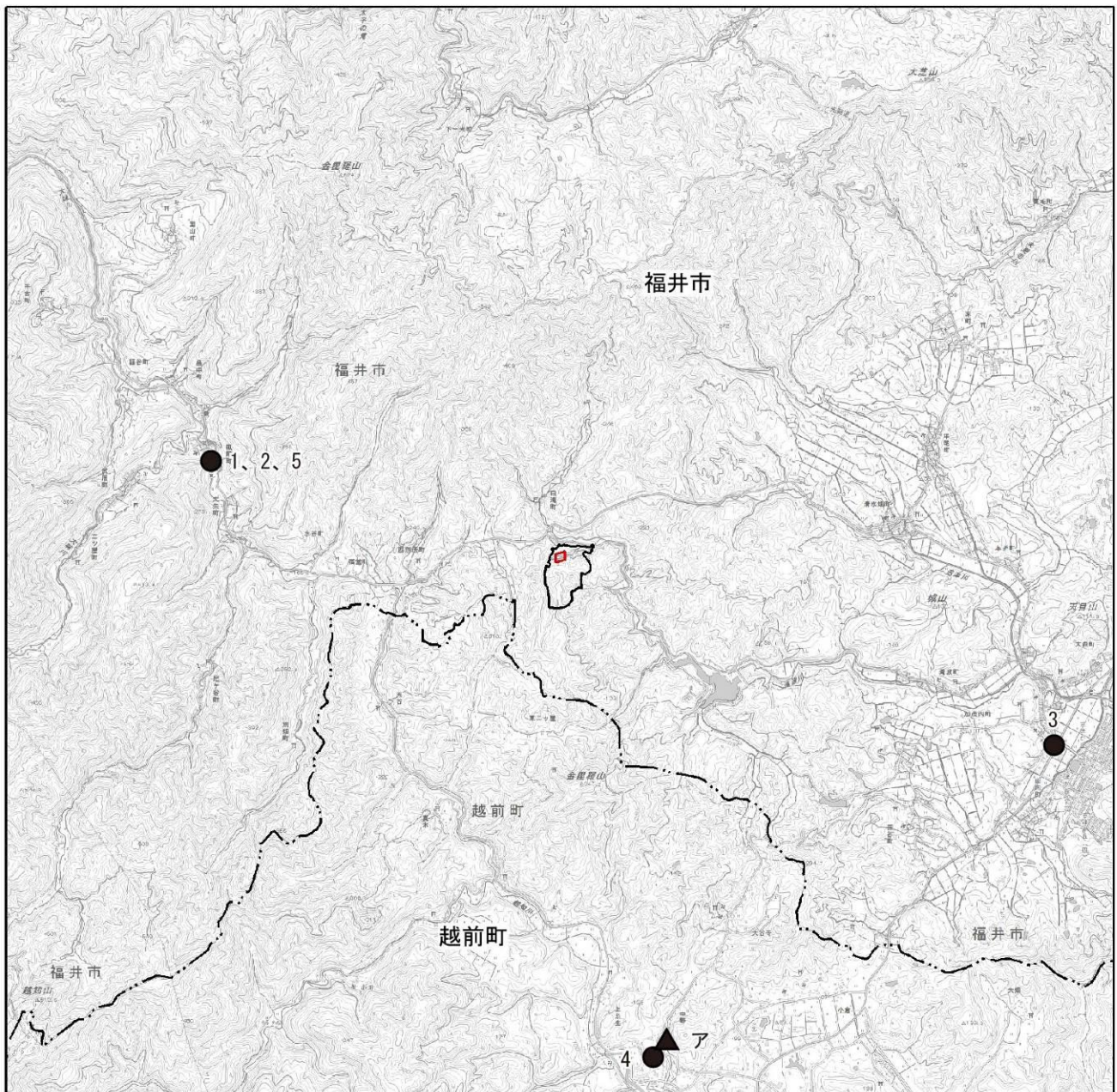
出典2：「越前町」（福井県ホームページ）

表 4.2-12(2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設：保育所）

種別	記号 [※]	施設名	区分	所在地
保育所	ア	朝日西保育所	公立	越前町上糸生80-8

※：表中の記号は、図 4.2-5のカタカナと対応する。

出典：「越前町【保育所一覧】」（越前町ホームページ）



凡例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 教育施設
- ▲ 社会福祉施設（保育所）

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

出典1：「中学校一覧」「小学校一覧」「幼稚園一覧」（福井市ホームページ）
 出典2：「越前町【保育所一覧】」（越前町ホームページ）

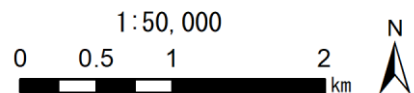


図 4.2-5 環境上配慮すべき施設位置図

4.2.7 文化財の状況

(1) 指定文化財の状況

事業実施想定区域及びその周囲における指定文化財（建造物、史跡、名勝、天然記念物）の指定の状況は表 4.2-13及び図 4.2-6に示すとおりである。

福井市には、市指定の建造物である賀茂神社脇社祇園社、史跡である賀茂神社窯跡、護良親王御滞留伝承地、天然記念物であるシダレザクラ、ケヤキ、カヤが存在する。

越前町には、国指定の建造物である大谷寺九重塔、県指定の史跡である越知山岳信仰跡が存在する。

事業実施想定区域及びその近辺にはこれらの指定文化財は分布していない。

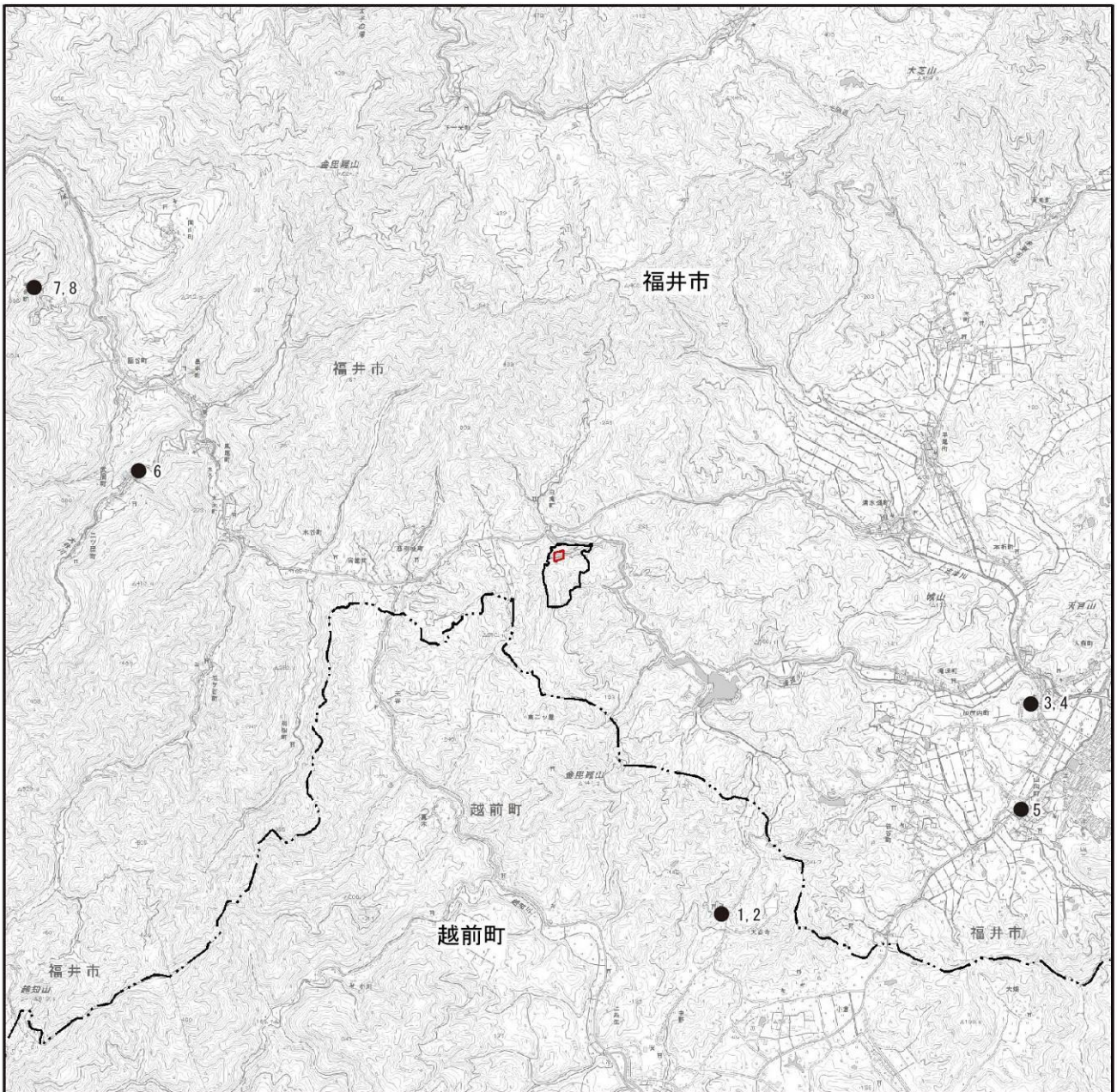
表 4.2-13 指定文化財一覧

番号※	指定	種別	名称	所在地	指定年月日	管理者
1	国	建造物	大谷寺九重塔	丹生郡越前町大谷寺	S32.2.19	大谷寺
2	県	史跡	越知山岳信仰跡	丹生郡越前町	S48.5.01	越前町
3	県	建造物	賀茂神社大鳥居	福井市加茂町	H30.3.30	賀茂神社
4	市	建造物	賀茂神社脇社 祇園社	福井市加茂町	—	—
5	市	史跡	賀茂神社窯跡	福井市加茂町 賀茂神社	—	—
6	市	史跡	護良親王御滞留伝承地	福井市山内町	—	—
7	市	天然記念物	シダレザクラ	福井市武周町 西雲寺	—	—
8	市	天然記念物	ケヤキ	福井市千合町	—	—
9	市	天然記念物	カヤ	福井市千合町	—	—

※：表中の番号は、図 4.2-6に対応する。

出典1：「福井の文化財」（福井県ホームページ）

出典2：「市指定文化財一覧」（福井市ホームページ）



凡例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 指定文化財

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

出典1: 「福井の文化財」(福井県ホームページ)
 出典2: 「市指定文化財一覧」(福井市ホームページ)

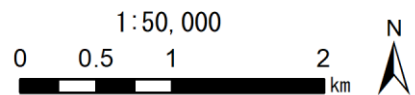


図 4.2-6 指定文化財分布図

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

事業実施想定区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 4.2-14及び図 4.2-7に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地は分布していない。

表 4.2-14 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

遺跡番号※	遺跡名・史跡名	所在地	種別	時代	現況	遺跡概況
01106	末古窯址群	福井市末町	窯跡	奈良・平安	山林	
17001	清水畑中道遺跡	福井市平尾、清水畑	散布地	弥生・古墳・奈良～近世	畑地	
17002	平尾清水畑遺跡	福井市清水畑、平尾	散布地	奈良・平安	水田	
17003	本折平野遺跡	福井市本折	散布地	弥生・古墳・奈良・平安	畑地	
17004	本折西ヶ谷遺跡	福井市本折、清水畑、平尾	散布地	奈良・平安・中世	水田・畑地	
17005	清水畑城跡	福井市滝波（城山）、清水畑、本折	城跡	中世・近世	山林	
17006	城山東麓横穴	福井市本折、滝波	横穴	古墳	山林	
17007	野口遺跡	福井市笹谷	散布地	縄文	水田・山林	
17008	滝波岡田遺跡	福井市滝波、加茂内	散布地	縄文・弥生・古墳	水田	
17009	滝波長田遺跡	福井市滝波	散布地	弥生・古墳・奈良～中世	水田	
17010	山内大鳥居遺跡	福井市山内	散布地	縄文～古墳・中世・近世	畑地	
17011	賀茂内遺跡	福井市加茂内、大森	散布地	縄文～古墳・奈良～近世	畑地・山林	
17012	賀茂神社窯跡	福井市大森	窯跡	飛白	山林	1基
17013	天目山城跡	福井市大森	城跡	中・近世	山林	
17014	大森村下遺跡	福井市大森	散布地	中・近世	水田	
17015	大森上町田遺跡	福井市大森	散布地	弥生・古墳・中世・近世	水田	
17016	大森田中貫遺跡	福井市大森	散布地	縄文・奈良・近世	水田	
17017	山内阿丹生遺跡	福井市山内、大森	散布地	奈良・近世	水田	
17018	山内遺跡	福井市山内	散布地	奈良・平安	畑地・宅地	
17019	笹谷遺跡	福井市笹谷	散布地	奈良・平安	水田	
17020	城ノ方城跡	福井市山内、越前町大畑	城跡	中世・近世	山林	
17120	当山美濃峠古墳	福井市大森	古墳	古墳	山林	1基
17121	当山遺跡	福井市大森	散布地	古墳	山林	
18001	上糸生杖立遺跡	越前町上糸生	散布地	近世	水田	
18002	上糸生小金堂遺跡	越前町上糸生	散布地	中世・近世	水田	
18003	上糸生犬山遺跡	越前町上糸生	散布地	中世	畑地	
18004	大谷寺遺跡	越前町大谷寺	寺院跡	中世・近世	山林	
18005	豊蔵（荒神カ峰）城跡	越前町大谷寺、小倉、福井市笹谷	城跡	中世・近世	山林	
18006	上糸生舞田遺跡	越前町上糸生	散布地	近世	水田	
18007	上糸生岡ノ端遺跡	越前町上糸生	散布地	中世・近世	水田	
18008	上糸生清水遺跡	越前町上糸生	散布地	奈良～近世	水田	
18009	上糸生遺跡	越前町上糸生	散布地	不明	山林	
18010	上糸生奥中山遺跡	越前町上糸生	散布地	奈良～中世	水田	
18011	上糸生上野山遺跡	越前町上糸生	散布地	中世・近世	畑地・水田	
18019	仏性寺跡	越前町小倉	寺院跡	中世・近世	山林	
18020	小倉岡谷遺跡	越前町小倉	散布地	奈良・平安・近世	水田	
18021	小倉下ヶ市遺跡	越前町小倉	散布地	弥生・古墳・奈良～近世	水田	
18022	小倉スベリト遺跡	越前町小倉	散布地	奈良～近世	水田	
18023	小倉石町遺跡	越前町小倉	散布地	中世・近世	水田	掘立柱建物・礎石建物
18024	小倉塔ノ橋遺跡	越前町小倉	散布地	奈良・平安	畑地	
18057	尉ヶ峰山城跡	越前町栃川、天王	城跡	中世・近世	山林	
史33	越知山山岳信仰跡	丹生郡越前町	県史	—	—	

※：表中の遺跡番号は、図 4.2-7に対応する。

出典：「福井の文化財」（福井県ホームページ）

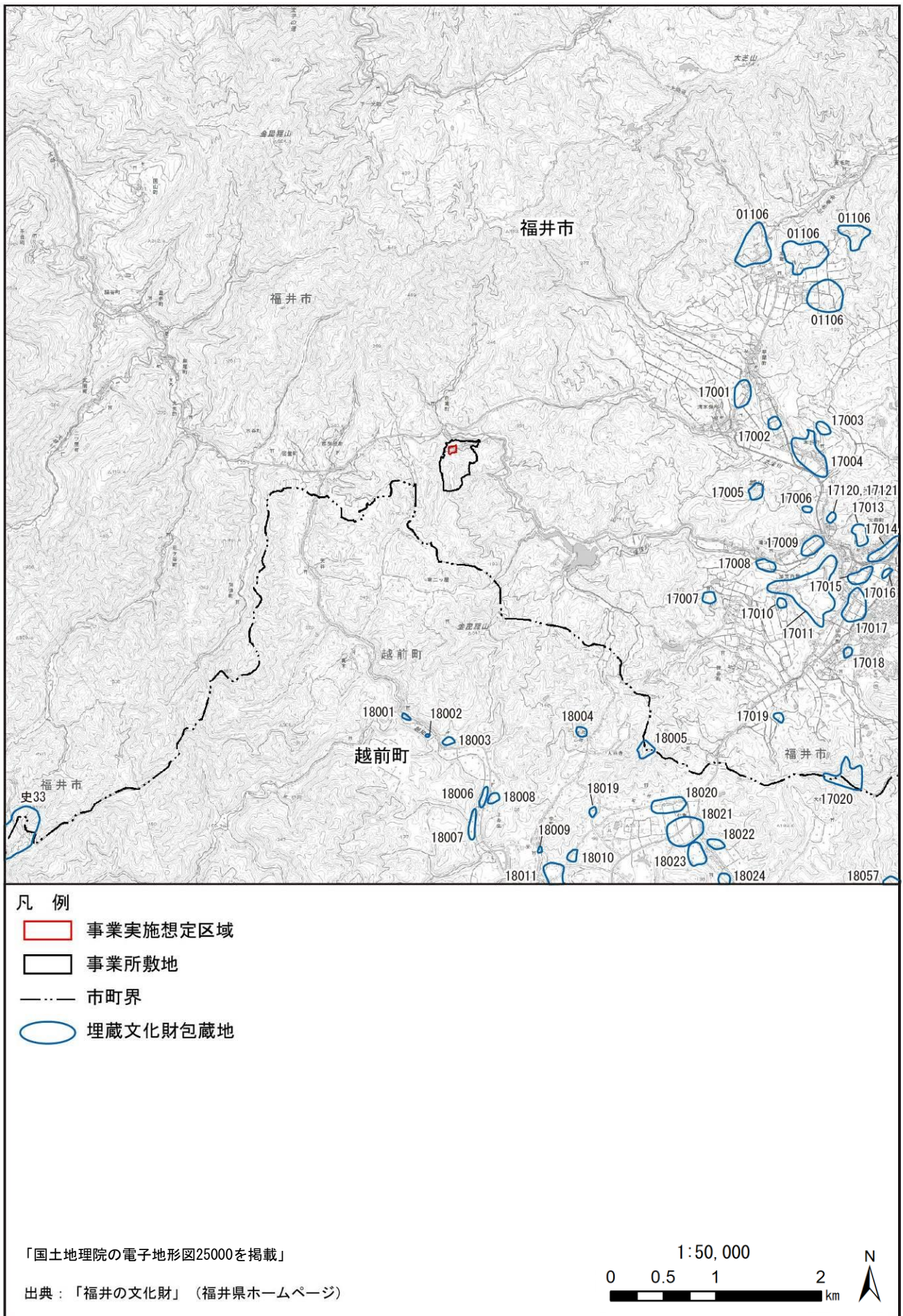


図 4.2-7 周知の埋蔵文化財包蔵地分布図

4.2.8 関係法令等による指定、規制の状況

(1) 環境基準の類型指定状況等の状況

1) 大気汚染

環境基本法（平成5年 法律第91号）に基づき、大気汚染物質に係る環境基準が全国一律に定められている。その内容は表 4.2-15に示すとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質は表 4.2-16に、大気中の微小粒子状物質は表 4.2-17に示す基準がそれぞれ定められている。

表 4.2-15 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント：「昭和48年 環境庁告示第25号」
二酸化窒素：「昭和53年 環境庁告示第38号」

表 4.2-16 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

ベンゼン、テトラクロロエチレン：「平成9年 環境庁告示第4号」
ジクロロメタン：「平成13年 環境省告示第30号」
トリクロロエチレン：「平成30年 環境省告示第100号」

表 4.2-17 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

「平成21年 環境省告示第33号」

また、環境基準以外の指針値等には表 4.2-18に示すものが定められている。

表 4.2-18 その他の指針値等

物質	指針値・目標値等	根拠
二酸化窒素	二酸化窒素の1時間値が0.1～0.2ppm以下 二酸化窒素の年平均値が0.02～0.03ppm以下	①
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。	②
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	③
いおう酸化物	人の健康に関するいおう酸化物に係る環境上の基準は、年間を通じて、1時間値の年平均値が0.015ppmを超えないこととする。	④
弗素及び弗素化合物	人の健康の保護及び生活環境の保全に関する弗化物に係る環境上の指導基準は、ガス状弗化物及び粒子状水溶性弗化物について、次の1及び2の条件が常に維持されるものとする。 1 連続する24時間値は、弗素として大気1立方メートルにつき、1.0マイクログラム以下であること。 2 連続する1週間値は、弗素として大気1立方メートルにつき、0.5マイクログラム以下であること。 (注) 1及び2の条件は、弗化物の除去方法及び測定技術の進歩、人体等に対する影響についての知見の進展等に伴い、今後も定期的に科学的検討が加えられ、必要に応じて改訂されるべきものとする。	⑤
水銀	年平均値0.04 $\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下	⑥

- 〔根拠〕 ①：「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」（昭和53年 中央公害対策審議会答申）
 ②：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」（昭和51年 中央公害対策審議会答申）
 ③：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和52年 環大規第136号）
 ④：「いおう酸化物に係る環境上の基準について」（昭和48年 福井県決定）
 ⑤：「弗素及び弗素化合物に係る環境上の指導基準」（昭和47年 福井県告示第1141号）
 ⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年 中央環境審議会）

2) 騒音

環境基本法に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、騒音に係る環境基準が定められている。

福井県では、表 4.2-19示すように、地域の類型指定ごとに一般環境騒音に係る環境基準が定められている。事業実施想定区域及びその周囲には、類型は指定されていない。

表 4.2-19 騒音に係る環境基準

【一般環境騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)】

地域の類型	時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
	AA		50 デシベル以下
A 及びB		55 デシベル以下	45 デシベル以下
C		60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考：地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。

類型AA：指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域。

ただし、福井県では、AA類型は地域指定されていない。

類型A：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域

類型B：第1・2種住居地域、準住居地域

類型C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

【道路交通騒音に係る環境基準(道路に面する地域)】

地域の区分	時間の区分	基準値	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として次表の基準による。

※：地域の区分 一般環境騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）の地域の類型と同様。

【道路交通騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)】

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

備考

1. 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(4車線以上)、自動車専用道路

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

「平成10年 環境庁告示第64号」

「平成17年 環境庁告示第45号」

3) 水質汚濁

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。

水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、全国の公共用水域に対して一律に定められており、その内容は表 4.2-20に示すとおりである。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。このうち河川の内容は表 4.2-21に示すとおりである。

事業実施想定区域を流域に含む滝波川については、類型が設定されていない。また、この流域には水生生物に係る類型についても設定されていない。

表 4.2-20 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 3. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合に、その結果が定量限界を下回ることをいう。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規定の方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

「昭和46年 環境庁告示第59号」

表 4.2-21 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴 及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級、水浴 及びC以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/ 100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及 びD以下の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	-

備考
 1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)
 注)1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3：水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3 級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5：環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域 を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚子の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、 生物Bの欄に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考
 1. 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

「昭和46年 環境庁告示第59号」

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準の内容は、表 4.2-22に示すとおりである。

表 4.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

「平成9年 環境庁告示第10号」

4) 土壌汚染

環境基本法に基づき、土壌汚染に係る環境基準が全国一律に定められている。その内容は表 4.2-23に示すとおりである。

表 4.2-23 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地においては米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合に、その結果が定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

「平成3年 環境庁告示第46号」

5) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年 法律第105号）に基づき、大気、水質、水底の底質及び土壌に係る環境基準が定められている。その内容は表 4.2-24に示すとおりである。

表 4.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

「平成11年 環境省告示第68号」

(2) 公害防止に係る地域の指定状況・規制基準の状況

1) 大気汚染

(a) 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法（昭和43年 法律第97号）に基づき、ばい煙発生施設において発生するばい煙（硫黄酸化物・ばいじん・有害物質・窒素酸化物）の排出基準が定められている。なお、廃棄物焼却炉については、火格子面積が2㎡以上、又は焼却能力が200kg/時以上の施設が特定施設に該当し、規制基準が適用される。

硫黄酸化物については、排出基準は排出ガス量・排出速度・排出ガス温度等により補正された排出口高さとのK値により算出されるが、K値は地域の区分毎に設定されており、福井市における硫黄酸化物のK値は7.0が適用されている。また、総量規制については福井県内での適用はない。

窒素酸化物については、廃棄物焼却炉の場合、表 4.2-25に示す排出基準が定められている。計画施設については、250ppmの排出基準が適用される。

表 4.2-25 窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）

分類	浮遊回転燃焼 方式連続炉		連続炉 (左列以外)		連続炉以外
	4万以上	4万未満	4万以上	4万未満	
排出ガス量 (m^3_N /時)	4万以上	4万未満	4万以上	4万未満	4万以上
排出基準 (ppm)	450	450	250	250	250

「昭和46年 厚生省・通産省省令第1号」

ばいじんについては、廃棄物焼却炉の場合、表 4.2-26に示す排出基準が定められている。計画施設については、 $0.04g/m^3_N$ の排出基準が適用される。

表 4.2-26 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

規模 (焼却能力)	排出基準 (g/m^3_N)	標準酸素濃度 O_2 (%)
4t/時以上	0.04	12
2t/時以上4t/時未満	0.08	
2t/時未満	0.15	

「昭和46年 厚生省・通産省省令第1号」

塩化水素については、廃棄物焼却炉の場合、 $700mg/m^3_N$ の排出基準が定められている。

また、水銀等（水銀及びその化合物）に係る排出規制が施行されており、廃棄物焼却炉の場合は、新設で $30\mu g/m^3_N$ の排出基準が定められている。

計画施設についても、これらの排出基準が適用される。

(b) ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉からの排ガスに対し排出規制を行っており、排出基準は表 4.2-27に示すとおりである。

計画施設については、 $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$ の排出基準が適用される。

表 4.2-27 ダイオキシン類の排出基準（廃棄物焼却炉）

廃棄物焼却炉	施設規模 (焼却能力)	排出基準* ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)
火床面積が 0.5m^2 以上、又は焼却能力が $50\text{kg}/\text{時}$ 以上	4t/時以上	0.1
	2t/時以上4t/時未満	1
	2t/時未満	5

※：排出基準は新設の場合の数値を示す。

「平成11年 総理府令第67号」

(c) 福井県公害防止条例による規制

福井県公害防止条例（平成8年 福井県条例第4号）では、硫黄酸化物について、通常の燃料使用量が $600\text{kg}/\text{時間}$ 以上（重油換算）の工場・事業場を特定工場と定め、総量規制基準を定めている。ただし、廃棄物焼却炉については適用されない。

また、廃棄物焼却炉や酸による反応施設など有害物質を使用または排出する施設をばい煙に係る特定施設として規定し、廃棄物焼却炉については、表 4.2-28に示すとおり規制基準が定められている。

計画施設については、これらの規制基準が適用される。

表 4.2-28 ばい煙に係る特定施設の規制基準

廃棄物焼却炉	項目	規制基準
火格子面積が 2m^2 以上、または焼却能力が $200\text{kg}/\text{時}$ 以上	カドミウムおよびその化合物	$1.0\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$
	塩素	$30\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$
	弗素、弗化水素および弗化珪素	$10\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$
	鉛およびその化合物	$10\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$

「平成8年 福井県条例第4号」

(d) 福井市公害防止条例による規制

福井市公害防止条例（平成11年 福井市条例第25号）では、ばいじんについて、小規模な廃棄物焼却炉（火格子面積が 1m^2 以上 2m^2 未満、又は焼却能力が $100\text{kg}/\text{時}$ 以上 $200\text{kg}/\text{時}$ 未満）を対象に排出基準($0.5\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)が定められているが、計画施設には適用されない。

2) 騒音

(a) 特定工場に係る規制基準

工場等に係る騒音は、騒音規制法、福井県公害防止条例及び福井市公害防止条例で規制対象及び基準値が定められており、規制基準は表 4.2-29に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲における規制区域の指定状況は図 4.2-8に示すとおりである。騒音規制法及び各条例では規制の対象となる特定工場が異なっており、廃棄物焼却施設については騒音規制法及び福井県公害防止条例は対象外となっており、事業実施想定区域は、福井市公害防止条例に基づくその他の区域の規制基準が適用される。

表 4.2-29(1) 特定工場において発生する騒音の規制基準（騒音規制法）

(単位：デシベル)

区域	時間	朝 (6:00～8:00)	昼 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜 (22:00～翌6:00)
第1種区域		45	50	40	40
第2種区域		50	60	50	45
第3種区域		60	65	60	55
第4種区域		65	70	65	60

備考

1 上記の区域は下表に掲げる区域とする。

附表1

区 域**	区域に対応する都市計画法に定める用途地域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域の区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
第4種区域	工業地域の区域

2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園（以下「学校・病院等」という。）の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

※：越前町では、騒音規制法に基づく区域は必ずしも用途地域に一致しない。

「昭和44年 福井県告示第607号」

「昭和47年 福井県告示第326号」

「平成11年 福井市規則第59号」

表 4.2-29(2) 特定工場において発生する騒音の規制基準（福井県公害防止条例）

(単位：デシベル)

時間 区域	朝 (6:00～8:00)	昼 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜 (22:00～翌6:00)
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第5種区域	70	75	70	65
その他の区域	55	60	55	55

備考

1 上記の区域は下表に掲げる区域とする。

附表1

区域	区域に対応する都市計画法に定める用途地域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域の区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
第4種区域	工業地域の区域
第5種区域	工業専用地域の区域
その他の区域	上記以外の区域

2 第2種区域、第3種区域、第4種区域またはその他の区域の区域内に所在する学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「平成9年 福井県規則第6号」

表 4.2-29(3) 特定工場において発生する騒音の規制基準（福井市公害防止条例）

(単位：デシベル)

時間 区域	朝 (6:00～8:00)	昼 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜 (22:00～翌6:00)
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第5種区域	70	75	70	65
その他の区域	60	65	60	55

備考

1 上記の区域は下表に掲げる区域とする。

附表1

区域	区域に対応する都市計画法に定める用途地域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域の区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
第4種区域	工業地域の区域
第5種区域	工業専用地域の区域
その他の区域	福井市全域から上記の区域を除いた区域

2 第2種区域、第3種区域、第4種区域又はその他の区域の区域内に所在する学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「平成11年 福井市規則第59号」



図 4.2-8 福井市公害防止条例における特定工場において発生する騒音及び振動の規制基準に係る規制区域

(b) 特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業騒音は、指定地域内（市街化区域のうち工業専用地域を除いた区域）において、騒音規制法で、指定地域以外の地域では、福井市公害防止条例により規制されており、規制基準は表 4.2-30に示すとおりである。

福井市公害防止条例による規制では、「夜間又は深夜作業の禁止」及び「1日の作業時間の制限」については下表の第2号区域の基準が用いられる。

事業実施想定区域は、指定地域外の地域となっており、福井市公害防止条例による規制が適用される。

表 4.2-30 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特定建設作業種類	種類に対する規制基準					備考		
	騒音の大きさ	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜日、その他の休日の作業禁止			
① くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル以下	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域 1日につき10時間以内	同一場所において連続6日間	日曜日、その他の休日	もんけん、圧入式くい打くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。		
② びょう打機を使用する作業								
③ さく岩機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。		
④ 空気圧縮機を使用する作業						電動機以外の原動機を用いるものであつて、その定格出力が15kw以上のものに限る。（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）		
⑤ コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業						第2号区域 午後10時から翌日の午前6時まで	第2号区域 1日につき14時間以内	混練機の混練量がコンクリートプラントは、0.45m ³ 以上、アスファルトプラントは、200kg以上のものに限る。（モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
⑥ バックホウを使用する作業								原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。
⑦ トラクターショベルを使用する作業								原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
⑧ ブルドーザーを使用する作業								原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。

※：騒音規制法で定める指定地域以外の地域では、福井市公害防止条例による規制が適用され、「夜間又は深夜作業の禁止」及び「1日の作業時間の制限」については第2号区域の基準が用いられる。

備考（区域の区分）第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区域並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)幼保連携型認定こども園、(エ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(オ)図書館、(カ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 ⑥から⑧の作業にあつては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

「昭和43年 厚生省・建設省告示第1号」
「平成11年 福井市規則第59号」
「平成25年 福井市告示第131号」

(c) 道路交通騒音の要請限度

自動車騒音については、騒音規制法により要請限度が定められており、その内容は表 4.2-31示すとおりである。

表 4.2-31 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	限度	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

備考 (区域の区分) (指定地域は、表 4.2-19に示す類型A、B、Cに対応する)

a 区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種・第2種住居地域、準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は次表に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する区域の自動車騒音の限度	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
75 デシベル	70 デシベル

「平成12年 総理府令第15号」
「平成12年 福井県告示第285号」
「平成26年 福井市告示第58号」

3) 振動

(a) 特定工場に係る規制基準

特定工場に係る振動は、振動規制法及び福井市公害防止条例で定められており、規制基準は表 4.2-32に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲における規制区域の指定状況は図 4.2-8に示すとおりである。

振動規制法及び福井市公害防止条例では、規制の対象となる特定工場が異なっており、廃棄物焼却施設については、振動規制法は対象外となっており、事業実施想定区域は福井市公害防止条例に基づくその他の区域の規制基準が適用される。

表 4.2-32(1) 特定工場において発生する振動の規制基準（振動規制法）

区域 \ 時間	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 第1種区域：表 4.2-29(1)の附表1に掲げる区域の区分の第1種区域及び第2種区域
第2種区域：表 4.2-29(1)の附表1に掲げる区域の区分の第3種区域及び第4種区域
- 2 学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「平成9年 福井県規則第6号」
「昭和53年 福井県告示第184号」
「昭和51年 環境庁告示90号」
「平成30年 福井市告示第48号」

表 4.2-32(2) 特定工場において発生する振動の規制基準（福井市公害防止条例）

区域 \ 時間	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
第1種区域 第2種区域	60 デシベル	55 デシベル
第3種区域 第4種区域 第5種区域 その他の区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 この表に掲げる区域は表 4.2-29(3)の附表1に掲げる区域とする。
- 2 学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「平成11年 福井市規則第59号」

(b) 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動は、指定地域内（市街化区域のうち工業専用地域を除いた区域）において、振動規制法で、指定地域以外の地域では、福井市公害防止条例により規制されており、規制基準は表 4.2-33に示すとおりである。

福井市公害防止条例による規制では、「夜間又は深夜作業の禁止」及び「1日の作業時間の制限」については下表の第2号区域の基準が用いられる。

事業実施想定区域は、指定地域外の地域となっており、福井市公害防止条例による規制が適用される。

表 4.2-33 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設作業種類	種類に対する規制基準					備考
	振動の大きさ	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜日、その他の休日の作業禁止	
① くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	75デシベル以下	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域 1日につき10時間以内	同一場所において連続6日間	日曜日、その他の休日	もんけん、圧入式くい打くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業						
③ 舗装版破砕機を使用する作業		第2号区域 午後10時から翌日の午前6時まで	第2号区域 1日につき14時間以内			作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
④ ブレーカーを使用する作業						手持式のものを除き、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業使用する作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※：振動規制法で定める指定地域以外の地域では、福井市公害防止条例による規制が適用され、「夜間又は深夜作業の禁止」及び「1日の作業時間の制限」については第2号区域の基準が用いられる。

備考（区域の区分）第1号区域：表 4.2-29(1)の附表1に掲げる区域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)幼保連携型認定こども園、(エ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(オ)図書館、(カ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：表 4.2-29(1)の附表1に掲げる区域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

「昭和51年 総理府令58号」
「昭和53年 福井県告示第185号」
「平成26年 福井市告示第59号」

(c) 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、振動規制法により表 4.2-34に示す規制基準(要請限度)、規制区域が定められている。

表 4.2-34 道路交通振動の要請限度

区域 \ 時間	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考 (区域の区分) 第1種区域：表 4.2-29(1)の附表1に掲げる区域の区分の第1種区域及び第2種区域
第2種区域：表 4.2-29(1)の附表1に掲げる区域の区分の第3種区域及び第4種区域
(その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

「昭和51年 総理府令58号」
「昭和53年 福井県告示第184号」
「平成26年 福井市告示第62号」

4) 水質汚濁

(a) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法（昭和45年 法律第138号）に基づき、工場と事業所からの排水に全国一律の排水基準（健康項目28項目、生活環境項目15項目）が定められている。その内容は表 4.2-35に示すとおりである。

表 4.2-35(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（健康項目）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L
	海域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L
	海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L*
1,4-ジオキサソ	0.5 mg/L
※：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。 備考 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合に、その結果が定量限界を下回ることをいう。	

「昭和46年 総理府令第35号」

表 4.2-35(2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準(生活環境項目)

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	海域以外5.8以上8.6以下
	海域5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質(SS)	200 mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L(日間平均60mg/L)
燐含有量	16 mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚水状態 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 	

「昭和46年 総理府令第35号」

(b) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例による規制

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年 福井県条例第32号)及び福井県公害防止条例では、表 4.2-36に示すとおり、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)について、水域毎に上乗せ基準を定めており、事業実施想定区域及びその周囲では表 4.2-36の九頭竜川水域に係る排水基準が適用されている。

表 4.2-36 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例に基づく排水基準(抜粋)

項目	区分	業種	水質汚濁防止法に基づく一律基準 (mg/L)	許容限度 (mg/L)				
				九頭竜川水域				
				新設		既設		
				排水量 3,000m ³ /日 (下水道にあつては 50,000m ³ /日)				
				未満	以上	未満	以上	
BOD COD	1	食料品製造業	160(120)	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	
	2	繊維工業(染色整理業を含む。)	〃	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	
	3	紙・パルプ・紙加工 品製造業	中芯用セミケミカルパルプ 製造業	〃	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)
			その他	〃	70(55)	60(45)	120(100)	100(85)
	4	化学工業	医薬品製造業	〃	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)
			その他	〃	50(40)	45(35)	80(60)	70(50)
	5	浄水施設・中央卸売市場の施設または試験研究機関 等の施設	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	
	6	旅館業	〃	80(60)		—		
	7	非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	
	8	し尿処理施設	〃	—(30)		—(30)		
9	下水道終末処理施設	〃	—(20)		—(60)	—(40)		
10	その他	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)		
SS	1	食料品製造業	200(150)	120(100)		150(120)		
	2	繊維工業(染色整理業を含む。)	〃	90(70)		120(100)		
	3	紙・パルプ・紙加工 品製造業	中芯用セミケミカルパルプ 製造業	〃	120(100)		160(120)	
			その他	〃	120(100)		150(120)	
	4	化学工業	〃	90(70)		120(100)		
	5	浄水施設・中央卸売市場の施設または試験研究機関 等の施設	〃	90(70)		120(100)		
	6	旅館業	〃	120(100)		—		
	7	非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業	〃	150(120)		—		
	8	し尿処理施設	〃	—(70)		—(70)		
	9	下水道終末処理施設	〃	—(70)		—(120)		
10	その他	〃	90(70)		120(100)			

(注) 1. 新設とは S53.8.1 以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設または試験研究機関等の施設に係る特定事業場(以下「追加特定事業場」という)以外で S48.1.1~S53.7.31 に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。
2. 追加特定事業場の既設のものについては、S59.6.25 から適用する。
3. 基準値の()内は日間平均。BOD は河川、COD は海域および湖沼に排出される排水に限り適用される。

「昭和47年 福井県条例第32号」

5) 悪臭

(a) 悪臭防止法等による規制

a) 臭気指数による規制（福井市）

福井市では、悪臭防止法による規制について、平成22年4月1日より特定悪臭物質の濃度による規制から臭気指数による規制に変更しており、その内容は表 4.2-37 に示すとおりである。

また、福井県公害防止条例及び福井市公害防止条例では、悪臭防止法による規制地域以外の区域に臭気指数による規制基準を設定しており、その内容は表 4.2-38 に示すとおりである。事業実施想定区域は、その他の区域に該当し、許容限度（臭気指数）15が適用される。

なお、福井県公害防止条例では、廃棄物焼却炉は規制の対象となっていないが、福井市公害防止条例において、「焼却炉の火格子面積が1m²以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり100kg以上のもの」を設置する工場又は事業場が特定工場として規制対象となっている。

表 4.2-37 悪臭防止法に係る臭気指数による規制基準

規制地域	都市計画法の規定による用途地域の区分	規制基準		
		敷地境界線 (臭気指数)	気体排出口	排水 (臭気指数)
第1種区域	第1, 2種低層住居専用地域	12	排出された気体において地表に着地したときに、敷地境界線上の規制基準に適合するように、大気拡散式等を用いて事業所毎に算定される。(悪臭防止法施行規則第6条の2で定められた方法)	28
第2種区域	第1, 2種中高層住居専用地域 第1, 2種住居地域 準住居地域			
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	15		31
第4種区域	工業地域	18		34

備考：規制対象となるのはすべての工場又は事業場

「平成30年 福井市告示第49号」

表 4.2-38 福井県公害防止条例及び福井市公害防止条例に係る規制基準

規制地域	都市計画法の規定による用途地域の区分	福井県公害防止条例	福井市公害防止条例
		敷地境界線	敷地境界線
第5種区域	工業専用地域	18	18
その他の区域	第1～5種区域以外の地域		15

備考 規制対象となるのは福井県公害防止条例又は福井市公害防止条例の規定の適用を受ける工場又は事業場。なお、福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場又は事業場については、福井市公害防止条例の規制基準は適用されない。

「昭和47年 福井県規則第5号」

「平成11年 福井市規則第59号」

b) 特定悪臭物質濃度による規制（越前町）

越前町では、悪臭防止法により、敷地境界線の地表における大気中の濃度、事業場の煙突その他の気体排出口における気体中の濃度、事業場から排出される排出水中の特定悪臭物質の濃度について、区域の区分毎に規制基準が設定されている。

敷地境界線の地表における大気中の規制区域毎の規制基準は表 4.2-39に示すとおりである。

表 4.2-39 敷地境界における特定悪臭物質の規制基準（大気中の濃度の許容限度）

特定悪臭物質の種類	規制基準 (ppm)	
	A区域	B区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

備考 A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね準工業地域及び工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

「昭和47年 総理府令第39号」
「昭和53年 福井県告示第188号」

事業場の煙突その他の気体排出口における気体中の規制区域毎の規制基準（流量の許容限度）は、アンモニア等の13物質を対象に表 4.2-40に掲げる大気中の濃度の許容限度を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出した流量となる。

表 4.2-40 気体排出口における規制基準算出のための大気中の濃度の許容限度

対象とする 特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	
	A区域	B区域
アンモニア	1	2
硫化水素	0.02	0.06
トリメチルアミン	0.005	0.02
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2

「昭和47年 総理府令第39号」
「昭和53年 福井県告示第188号」

事業場から排出される排出水中の特定悪臭物質の規制区域毎の規制基準（排出水中の濃度の許容限度）は、メチルメルカプタン等の4物質を対象に表 4.2-41に掲げる大気中の濃度の許容限度を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した濃度となる。

表 4.2-41 排出水中における規制基準算出のための大気中の濃度の許容限度

対象とする 特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	
	A区域	B区域
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03

「昭和47年 総理府令第39号」
「昭和53年 福井県告示第188号」

6) 土壌汚染

(a) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準

土壌汚染対策法（平成14年 法律第53号）は土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。同法に基づく区域の指定に係る基準は表 4.2-42に示すとおりである。

表 4.2-42 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準

種別	特定有害物質	溶出量指定基準	含有量指定基準	第二溶出量基準
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002 mg/L	—	0.02 mg/L
	クロロエチレン	0.002 mg/L	—	0.02 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	—	0.04 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	—	1 mg/L
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	—	0.4 mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	—	0.02 mg/L
	ジクロロメタン	0.02 mg/L	—	0.2 mg/L
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	—	0.1 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	—	3 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	—	0.06 mg/L
	トリクロロエチレン	0.03 mg/L	—	0.3 mg/L
	ベンゼン	0.01 mg/L	—	0.1 mg/L
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L	150 mg/kg
六価クロム化合物		0.05 mg/L	250 mg/kg	1.5 mg/L
シアン化合物		不検出	遊離シアン 50 mg/kg	1 mg/L
水銀及びその化合物		0.0005 mg/L	15 mg/kg	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物		不検出	—	不検出
セレン及びその化合物		0.01 mg/L	150 mg/kg	0.3 mg/L
鉛及びその化合物		0.01 mg/L	150 mg/kg	0.3 mg/L
砒素及びその化合物		0.01 mg/L	150 mg/kg	0.3 mg/L
ふっ素及びその化合物		0.8 mg/L	4000 mg/kg	24 mg/L
ほう素及びその化合物	1 mg/L	4000 mg/kg	30 mg/L	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 mg/L	—	0.03 mg/L
	チオベンカルブ	0.02 mg/L	—	0.2 mg/L
	チウラム	0.006 mg/L	—	0.06 mg/L
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出	—	0.003 mg/L
	有機りん化合物	不検出	—	1 mg/L

「平成14年 環境省令第29号」

「平成29年 法律第33号」

7) 地盤沈下

(a) 福井県公害防止条例に基づく地下水の取水の規制

福井県では、福井県公害防止条例に基づき、地下水の節水を目的として福井県全域を対象に一定規模（動力を用いて地下水を採取するための施設で揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その合計）が19.6m²以上のもの）以上の揚水機を用いて地下水を採取する場合は届け出が必要とされている。

(b) 福井県地盤沈下対策要綱による地下水の採取量の報告

福井県では、地盤沈下の対策として「福井県地盤沈下対策要綱」（昭和50年）を作成し、対象地域を設定してその地域における地下水採取者に対し、毎月の地下水採取量を報告するよう義務づけられている。また、多量（工場、事業場ごとに日量1,000m³を超える）に採取する者に対しては毎年、地下水利用計画書を提出するようになっている。

事業実施想定区域は、「福井県地盤沈下対策要綱」の対象地域には含まれていない。

(c) 地下水適正利用指導要領による地下水の採取量の報告

福井市では、「地下水適正利用指導要領」により、「福井県地盤沈下対策要綱」に定める対象地域を除く地域において、地下水多量採取者（工場、事業場ごとに日量1,000m³を超える）に対し、前年度の地下水採取量及び当該年度の地下水使用予定量を報告するよう義務づけられている。

(3) 自然環境保全に係る地域の指定状況

1) 自然公園法に基づく国立公園、国定公園の指定状況

事業実施想定区域の西側には、「自然公園法」（昭和32年 法律第161号）に基づく国定公園である越前加賀海岸国定公園が分布している。越前加賀海岸国定公園の位置は、図4.2-9に示すとおりである。また、「福井県立自然公園条例」（昭和33年 福井県条例第53号）に基づく県立自然公園は、分布していない。

2) 自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和47年 法律第85号）に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域は分布していない。また、「福井県自然環境保全条例」（昭和48年 福井県条例第1号）に基づく自然環境保全地域も分布していない。

3) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年 条約第7号）の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域は分布していない。

4) 都市緑地法に基づく緑地保全地区の指定状況

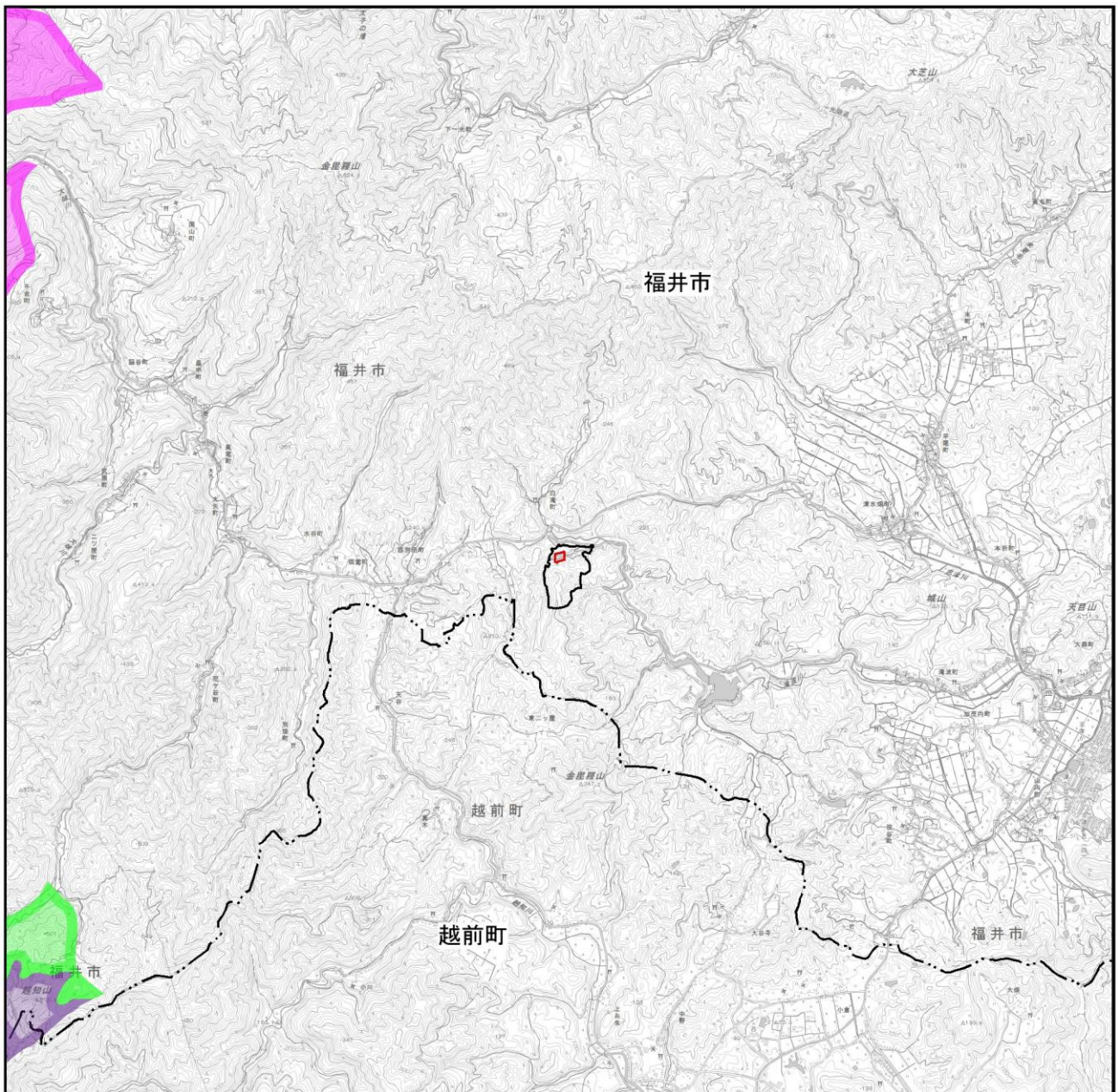
事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和48年 法律第72号）に基づく緑地保全地区は分布していない。

5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年 法律第88号）に基づく鳥獣保護区は分布していない。

6) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年 条約第28号）により指定された湿地の区域は分布していない。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

出典：「各自然公園の区域図について」（福井県ホームページ）

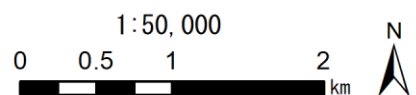


図 4.2-9 越前加賀海岸国定公園位置図

(4) 資源等の保護・保存に係る地域の指定状況

1) 福井県公害防止条例に基づく地下水の取水の規制

「4.2.8 関係法令等による指定、規制の状況 (2) 公害防止に係る地域の指定状況・規制基準の状況 7) 地盤沈下 (a) 福井県公害防止条例に基づく地下水の取水の規制」に示すとおりである。

2) 福井市景観条例に基づく特定景観計画区域の指定状況

福井市景観条例（平成20年 福井市条例第21号）では、重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を、特定景観計画区域として景観計画に定めているが、事業実施想定区域及びその周囲には指定されている区域は分布していない。

3) 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、都市計画法（昭和43年 法律第100号）に基づく風致地区は指定されていない。

(5) 国土防災関係

1) 森林法に基づく保安林の指定

事業実施想定区域及びその周囲における「森林法」（昭和26年 法律第249号）に基づく保安林の指定状況は、図 4.2-10に示すとおりである。

事業実施想定区域には、保安林は分布していない。

2) 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における「砂防法」（明治30年 法律第29号）に基づく砂防指定地の指定状況は、図 4.2-11に示すとおりである。

事業実施想定区域には、砂防指定地は分布していない。

3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲における「災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域」（昭和44年 法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図 4.2-11に示すとおりである。

事業実施想定区域には、急傾斜地崩壊危険区域は分布していない。

4) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和33年 法律第30号）に基づく地すべり等防止法の指定状況は、図 4.2-11に示すとおりである。

事業実施想定区域には、地すべり防止区域は分布していない。

5) 海岸法に基づく海岸保全区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「海岸法」（昭和31年 法律第101号）に基づく海岸保全区域は分布していない。

6) **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**

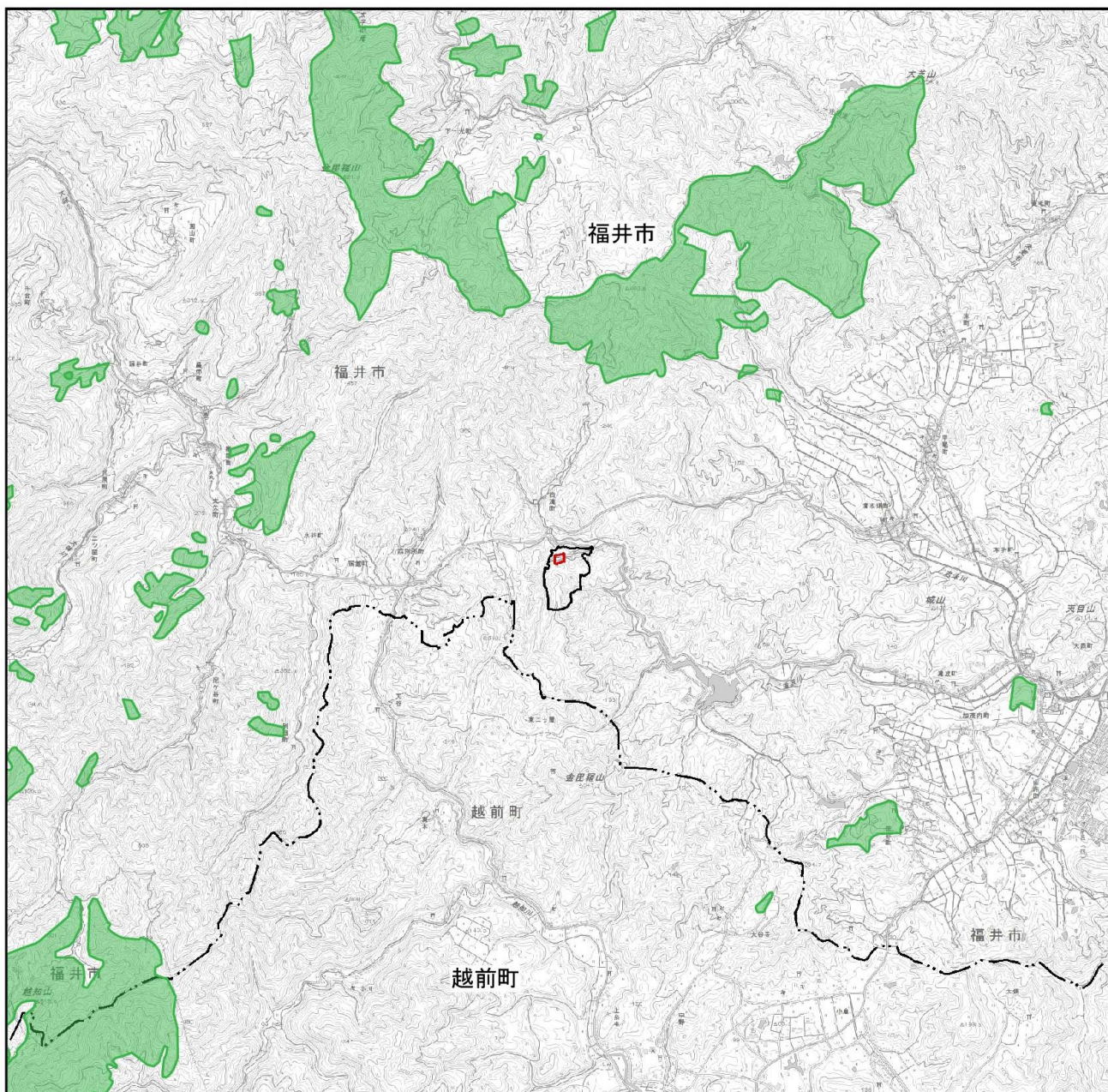
事業実施想定区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年 法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は、図 4.2-12に示すとおりである。

事業実施想定区域は、一部土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

7) **山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区**

事業実施想定区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」(平成18年 林野庁)に基づく山地災害危険地区の指定状況は、図 4.2-13に示すとおりである。

事業実施想定区域には、山地災害危険地区は分布していない。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 保安林

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」

(国土交通省ホームページ)

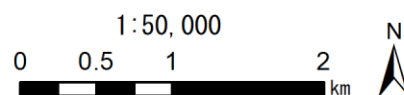
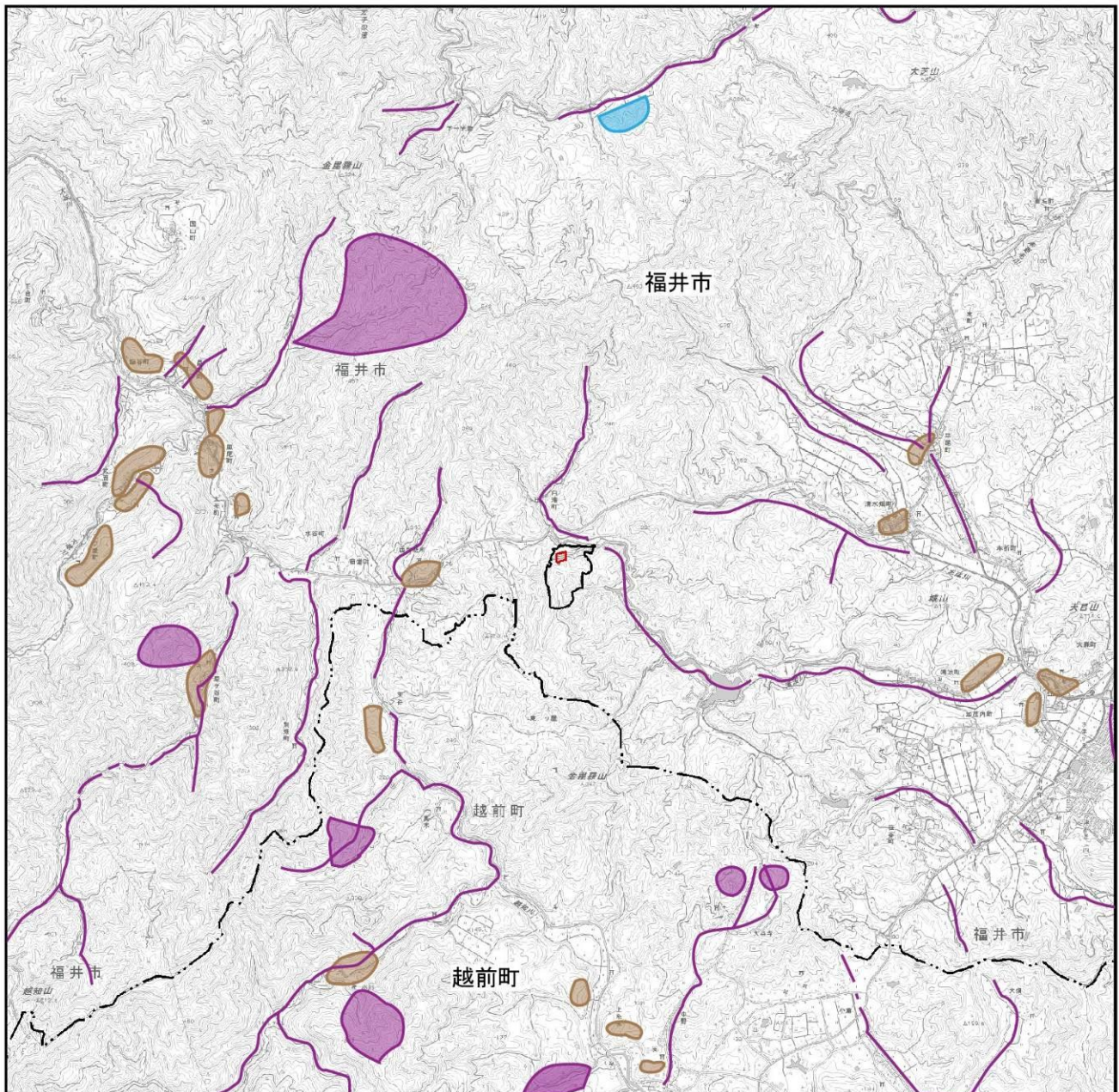


図 4.2-10 保安林の指定状況



凡例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 砂防指定地（面・線）
- 急傾斜地崩壊危険地区
- 地すべり防止地区

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

出典1：「福井土木事務所管内図」（平成30年3月 福井県福井土木事務所）
 出典2：「丹南土木事務所管内図」（平成29年7月 福井県丹南土木事務所）

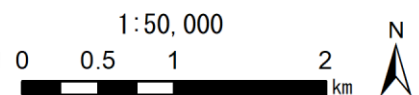
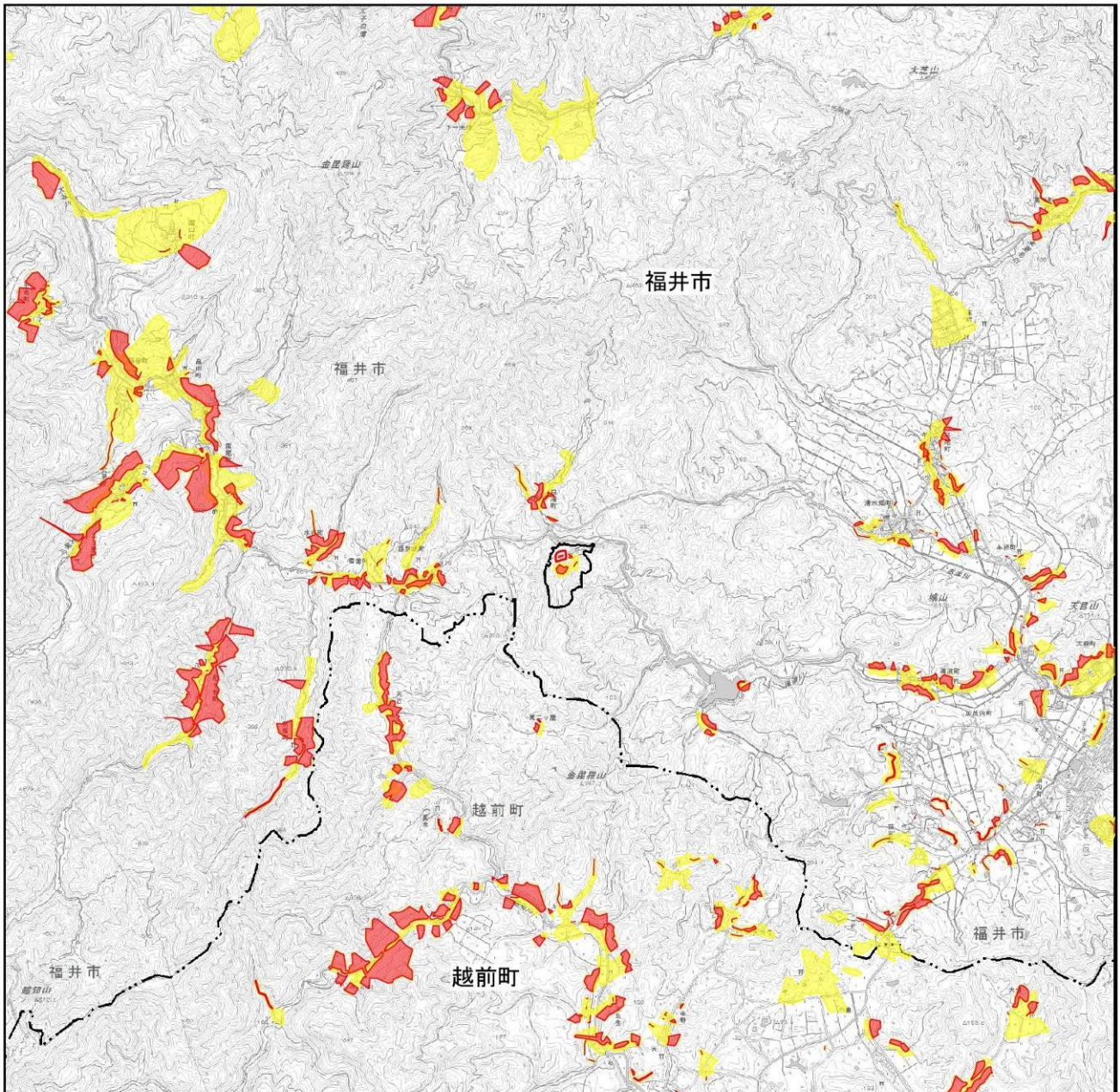


図 4.2-11 砂防指定地等の指定状況



凡例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

出典：「ふくい土砂災害警戒区域等管理システム」（福井県ホームページ）

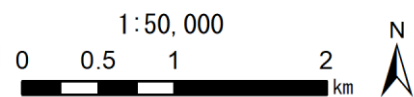
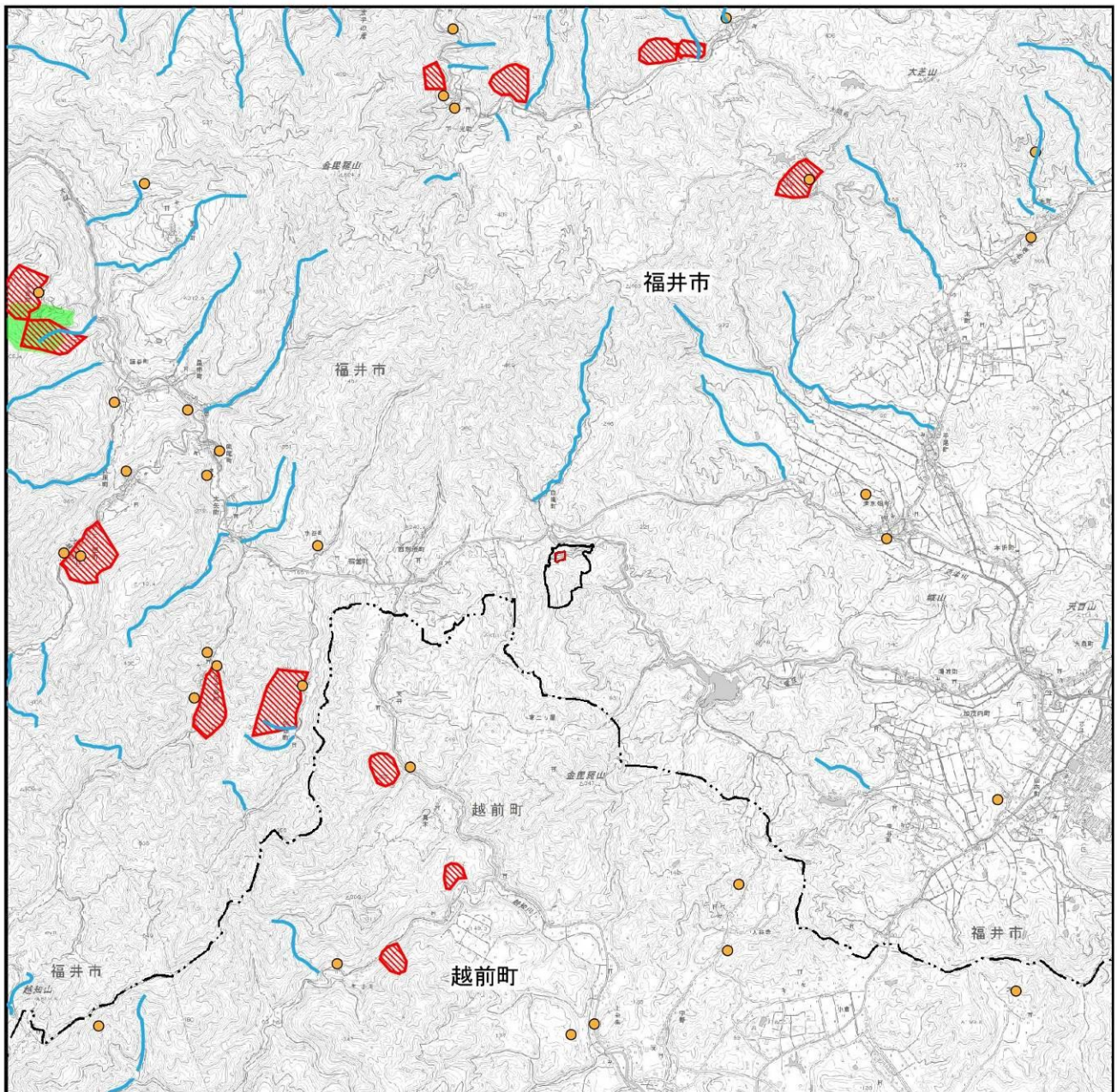


図 4.2-12 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 山腹崩壊危険地区
- 崩壊土砂流出危険地区
- 地すべり危険地区
- なだれ危険箇所

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

出典：「ふくい土砂災害警戒区域等管理システム」（福井県ホームページ）

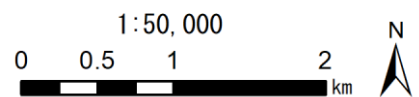


図 4.2-13 山地災害危険地区の指定状況

4.2.9 その他下水道整備、し尿処理、ごみ処理の状況

(1) 下水道整備、し尿処理、ごみ処理の状況

1) 下水道の整備状況

福井市、越前町及び福井県の平成30年度における下水道の整備の状況は、表 4.2-43 に示すとおりであり、普及率は福井市では86.4%、越前町では66.0%、県全体では79.6%となっている。

表 4.2-43 下水道の整備状況（平成30年度）

市町県	整備済面積 (ha)	行政人口※ (人)	処理人口※ (人)	下水道処理人口 普及率 (%)
福井市	4,972.1	263,847	228,090	86.4
越前町	696.1	21,894	14,458	66.0
福井県	19,021.4	787,303	626,333	79.6

※：平成30年3月31日現在

出典：「平成30年度版 環境白書（資料編）」（平成31年3月 福井県）

2) し尿処理の状況

福井市、越前町及び福井県の平成29年度におけるし尿処理の状況は、表 4.2-44に示すとおりであり、し尿処理量は福井市では33,687kL、越前町では2,525kL、県全体では137,398kLとなっている。

表 4.2-44 し尿処理の状況（平成29年度）

市町県	し尿 (kL)	浄化槽汚泥 (kL)	自家処理量 (kL)	合計 (kL)
福井市	2,169	31,511	7	33,687
越前町	390	2,135	0	2,525
福井県	22,126	114,329	943	137,398

出典：「廃棄物処理技術情報」（環境省ホームページ）

3) ごみ処理の状況

福井市、越前町及び福井県の平成29年度における一般廃棄物の処理の状況は、表 4.2-45に示すとおりであり、ごみ処理量は福井市では87,242t、越前町では6,349t、県全体では256,907tとなっている。

表 4.2-45 一般廃棄物の処理の状況（平成29年度）

市町県	ごみ総排出量※1 (t)	ごみ処理量※2 (t)	中間処理後再生利 用量※3 (t)	リサイクル率※4 (%)	最終処分量※5 (t)
福井市	94,810	87,242	5,179	14.6	8,181
越前町	6,778	6,349	117	16.1	682
福井県	283,318	256,907	18,688	18.0	27,344

※1：ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

※2：ごみ処理量＝直接焼却量＋直接最終処分量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量

※3：中間処理後再生利用量＝焼却施設＋粗大ごみ処理施設＋ごみ堆肥化施設＋ごみ飼料化施設＋メタン化施設
＋ごみ燃料化施設＋その他の資源化等を行う施設＋その他の施設

※4：リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）×100

※5：最終処分量＝直接最終処分量＋焼却残渣量＋処理残渣量

出典：「廃棄物処理技術情報」（環境省ホームページ）

4.2.1 各種関連計画の状況

(1) 都市計画

1) 福井県都市計画区域マスタープラン

福井県では、都市計画法の改正により都市計画区域単位での策定が義務付けられた「都市計画区域マスタープラン」を平成16年に策定している。「都市計画区域マスタープラン」は、県内各都市の趨勢や今後の人口・産業の見通しなどを踏まえて、おおむね20年後の都市の将来像を描き、その実現に向けた都市計画の方向性を明らかにするものである。計画の策定から時間が経過し、都市計画に関する新たな法制度の整備・改正等が行われたほか、県内でも市町村合併の進展や高速交通ネットワークの整備進捗などの新たな状況の変化もみられることから、これらの新たな視点を踏まえた計画となるように平成26年2月28日に見直しが行われている。

福井市の一部地域に「福井都市計画区域」、越前町の一部地域に「丹南都市計画区域」及び「織田都市計画区域」が分布している。

福井県の都市づくりにあたっての共通の基本理念は下記のとおりであり、共通の基本理念に都市計画区域の特性に応じた固有の理念を加え、各都市計画区域の都市づくりの基本理念としている。

- ・個性と魅力あふれる都市づくり
- ・持続可能な都市づくり（集約型都市構造化）
- ・都市間の交流・連携を促進する都市づくり
- ・安全・安心に住み続けられる都市づくり

福井都市計画区域の特性に応じた固有の理念は下記のとおりである。

- ・豊かな自然や歴史を育む都市と県都づくり

丹南都市計画区域の特性に応じた固有の理念は下記のとおりである。

- ・伝統産業を活かし歴史や文化を育む都市づくり

織田都市計画区域の特性に応じた固有の理念は下記のとおりである。

- ・環境と共生し歴史や文化を育む都市づくり

2) 福井市都市計画マスタープラン

福井市では、平成12年に「福井市都市計画マスタープラン」を策定し、その後の社会情勢の変化に対応するため、平成22年に都市計画マスタープランの改定を行っている。改定した都市計画マスタープランの目標年次は平成42年（令和12年）としている。

都市づくりの理念は、『暮らしの豊かさを実感できる「歩きたくなる」まち』としており、暮らしの豊かさを支える下記の4つの視点を提示している。

- ・活力：魅力や活力を高める多様な拠点づくり
- ・生活：安全に、安心して快適に過ごせる身近な生活空間づくり
- ・交流：誰もが自由に行動できる移動の骨格づくり
- ・潤い：誇りと愛着を育む水と緑の空間づくり

また、目指すべき都市の将来像として、下記の2点を提示している。

- ・自然環境との共生・調和を基本とした水と緑あふれる都市
- ・中心市街地と地域拠点が公共交通ネットワークにより有機的に結ばれた都市

さらに、都市計画区域マスタープランでは、全体構想の都市づくりの方針を受けて、地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりを進めるため、福井市を13の地域に区分し、地域別のまちづくり方針を定めている。事業実施想定区域及びその周囲は「南西部」及び「西部」に含まれ、まちづくりの基本的な考え方として、「南西部」では「山並みに囲まれた田園環境のもと、既存の住宅団地や工業団地と、清水東、清水南地区にまたがる新しい商業・業務・交流機能の集積した市街地が調和したまちづくりを進めます。また、健康づくりの拠点として、福井市総合運動公園やふくい健康の森などのスポーツ・レクリエーション施設の活用を図ります。」としており、「西部」では「風光明媚な越前海岸や緑豊かな里山環境を有する地域であり、海岸部では特徴ある海岸線や水仙をはじめとする地域資源を活かしながら南北の連携を強化し、また山間部では特徴のある農産物を活かして、それぞれに多様な交流を育む活力あるまちづくりを進めていきます。」としている。

3) 越前町都市計画マスタープラン

越前町では、平成29年に「越前町都市計画マスタープラン」を策定している。都市計画マスタープランの目標年次は平成47年度（令和17年度）としている。都市づくりの理念を『越前の豊かな暮らし、地域の風土に育まれた暮らしの継承』とし、下記に示す目標を提示している。

- ・安全で安心して暮らせるにぎわいのあるまちづくり
- ・個性豊かな地域の特性が感じられる美しいまちづくり
- ・まちの活気を担う交流・連携のあるまちづくり
- ・住む人々が支え合う協働のまちづくり

(2) 環境基本計画

1) 福井県環境基本計画

福井県では、「福井県環境基本条例」（平成7年 福井県条例第5号）における「豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の3つの基本理念の実現を目指すため、同条例に基づき、平成30年3月に「福井県環境基本計画」を改定している。

本計画の基本目標は、県民一人一人が福井の美しい環境を守りながら活力あるふるさとを未来に繋いでいくことを目指し、「ふるさとの美しい環境を守り育て 福井の活力につなげる」としている。計画期間は平成30年度から平成34年度（令和4年度）までとしている。

本計画では重点プロジェクトとして5項目を掲げており、その内容は表 4.2-46に示すとおりである。

表 4.2-46(1) 福井県環境基本計画における重点プロジェクト

番号	重点プロジェクト	具体的な施策
1	タイムスケイプ研究・活用プロジェクト	<p>タイムスケイプ研究の推進 嶺南地域の自然や歴史を、年縞を活用してひも解くことにより、自然の仕組みや自然と人の暮らしとの関わりを明らかにする研究を里山里海湖研究所において推進する。</p> <p>タイムスケイプ学びの旅の推進 年縞博物館を拠点として、年縞により研究が進んだ世界の考古学、古気候学等の最新の知見の紹介や、学芸員等の案内により年縞研究で明らかになった知見を嶺南各地で学ぶ「タイムスケイプを体感する旅」を推進する。</p> <p>年縞国際ネットワークの構築 オックスフォード大学等と連携して年縞から花粉を抽出する国際ネットワーク（体制）を構築するとともに、得られた情報をデータベース化し、国際共同研究の推進に貢献する。</p>
2	自然活用推進プロジェクト	<p>生き物・星空の宝庫六呂師高原の学びと体験の拠点化 環境学習の適地である六呂師高原において、昆虫などの生物や星空観察・自然体験のための施設の改修、ガイド育成を行い、六呂師高原の自然を学び、楽しめる拠点到整備する。</p> <p>「学びの海湖」における自然体験活動の推進 学びの森に加え、新たに三方五湖や若狭湾などを「学びの海湖」に指定し、福井の豊かな海や湖をカヤック等の子どもたちの体験の場として活用し、森、海、湖など多様な自然体験を推進する。</p> <p>里海湖トレイルの活用 風光明媚な海岸や里山を結ぶ自然歩道を活用して越前海岸から若狭湾までの「里海湖トレイル」を設定し、変化に富んだ海岸の風景や集落における自然と共生した暮らしと文化の体験を促進する。</p>
3	未来を守るストップ温暖化プロジェクト	<p>県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進 温暖化対策の重要性への理解を深め、県民や事業者の自主的な取組みを促すため、市町・環境ふくい推進協議会と連携し、テーマを決めて、県下一斉の省エネ行動を実践するなど、さらなる普及啓発を推進する。</p> <p>元気な地域づくりにつながる再生可能エネルギー導入の推進 小水力発電など地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、売電収入の一部を伝統行事の承継や農作業支援などの地域振興策に活用することで、地域の課題解決にも貢献する。</p> <p>嶺南地域の優れた「環境・エネルギー資源」を活かした温暖化対策の推進 温暖化防止に大きく貢献してきた嶺南地域において、再エネや省エネ設備等の導入により、地域産業の発展や住民サービスの充実、施設のエネルギー源への利用などを進める。 ※温室栽培への熱供給、病院・福祉施設の電気・空調・給湯、観光周遊EVバス等</p>
4	企業等による地域貢献プロジェクト	<p>新環境CSR活動の促進事業 企業の環境CSR(社会貢献)を促進し、資金や人材の提供を受け、「ふくいのおいしい水」や「ふくいふるさとの音風景」など地域固有の自然や伝統行事を承継・保全し、地域の賑わいを創出する。</p> <p>三方五湖・北潟湖の自然再生を多様な主体と共動して実施 三方五湖におけるウナギやシジミなどの生き物の生息環境の改善、ヒシの管理、北潟湖におけるフナやシジミなどの生息環境の改善等、自然再生活動を研究者や環境団体など多様な主体と共動して実施する。</p> <p>地域に貢献する廃棄物処理事業への支援 廃棄物処理施設の重要性に対する地域住民の理解促進を図るため、施設見学会の開催や施設から発生する熱の利活用など、処理業者が行う地域貢献の取組みを支援する。 ※廃棄物処理施設周辺の道路融雪、地域内の街路灯などに活用</p>

表 4.2-46(2) 福井県環境基本計画における重点プロジェクト

番号	重点プロジェクト	具体的な施策
5	美しいふるさと景観づくりプロジェクト	里地里山の原風景の保全 里山里海湖研究所が、森の維持管理等に必要な資機材の貸出しや専門家の派遣等を行うことにより、地域住民、企業、地域おこし協力隊等を支援し、ふるさとのシンボルとなる里地里山の美しい原風景を保全する。
		「しあわせ」を呼ぶ環境美化県民運動の実施 福井に多い神社・仏閣等の周辺におけるごみ拾い大会など、環境美化活動を県民の「しあわせ」につながるイベントとして実施し、「しあわせ」を呼ぶ県民運動として展開する。
		魅力あるふるさと資産を観光資源として活用促進 越前海岸水仙畑の重要文化的景観の選定に向けた調査や、嶺南地域における鉄道と港の近代化遺産や鯖街道等の旧街道を復元するなど魅力あるふるさと資産の活用を促進する。

2) 福井市環境基本計画

福井市では、良好な環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「福井市環境基本条例」（平成11年 福井市条例第3号）に基づき平成12年度に「福井市環境基本計画」を作成しており、現在は平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5年間の「第3次計画」が策定されている。この中で福井市の目指す環境像として、「未来へつなごう環境にやさしい持続可能なまち・ふくい」を掲げている。

本計画では目指す環境像を実現するため、表 4.2-47に示す基本方針を定めている。

表 4.2-47 福井市環境基本計画における基本方針

番号	基本方針	内容
1	豊かな自然や生き物を守り育て、将来に伝える	里地・里山に代表されるような豊かな自然やそこに生息する多様な生き物を守り育て、将来に伝えていくためには、人と自然との関わりを維持していくことが大切である。 地域住民や市民組織等による環境保全・再生活動等を促進する取組を進める。
2	快適な暮らしを守り、水と緑が豊かな都市環境を創出する	現在、本市においては、身近にある大気や水など、生活環境は良好な状態で保たれている。これからも快適な生活が守られなければならない。 また、自然を活かした水と緑が豊かな都市環境を創出し、潤いのある空間づくりに取り組む。
3	温室効果ガスの排出を減らし、気候変動の影響に適応した社会づくりを進める	温室効果ガスの排出を減らすには、一人ひとりが、まちづくりや日常生活、事業所の活動など、様々な場面でエネルギーの利用を見直すとともに、省資源の取組が必要である。 低炭素型社会への転換に向け、市民や事業所等の省エネや省資源への取組の支援や環境負荷の少ない交通環境の構築を進める。 また、気候変動の影響に対する適応策についても検討する。
4	ごみを減らし、資源を大切にす循環型社会づくりを進める	廃棄物の3R（ごみの発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】、再生利用【リサイクル】）に取り組み、資源を大切にす循環させる取組を進める。
5	一人ひとりが環境問題について関心と理解を深め、環境を大切にする人づくりを進める	豊かな自然環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く市民全体で環境の保全に取り組むことが必要である。 学校や家庭、地域など、あらゆる機会に環境問題について理解と関心を深め、環境を大切に考える人づくりを進めるため、充実した環境学習の機会の提供や、学校や地域で行われる環境活動への支援を行う。

3) 越前町環境基本計画

越前町では、「越前町環境条例」（平成18年 越前町条例第17号）に基づき、平成28年4月に「越前町環境基本計画」を改定している。本計画は、越前町の目指す環境未来像として、「人と海・土・里が織りなす環のまち 越前」を掲げており、計画期間は平成28年度から平成32年度（令和2年度）までとしている。

本計画では目指す環境未来像を実現するため、表 4.2-48に示す行動計画を定めている。

表 4.2-48 越前町環境基本計画における行動計画

番号	行動計画	内容
1	人づくり ～人づくりプラン～	越前町の将来を担う子どもたちをはじめ、町民、事業者に対する意識啓発、自然環境保護や環境美化を行う住民団体への支援・育成など、環境にやさしいひとの育成に取り組みます。
2	生活環境 ～生活環境向上プラン～	町民が安心して快適な生活を維持していくために、生活環境の監視体制の整備や、生活環境の負荷低減など、安心して快適な生活の保全に取り組みます。
3	地域環境資源 ～自然、歴史、環境保全プラン～	越前町の豊かな自然環境、里地里山の風景や由緒ある伝統文化が根ざした落ちつきのあるまちの風景を守り続けていくため、豊かな海・土・里の保全に取り組みます。
4	循環型社会 ～循環型社会共生プラン～	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方を見直し、ごみの減量化や再資源化、エネルギー資源の有効活用など、循環型社会の形成を目的として、むだのない循環型社会の実現に取り組みます。
5	地球環境問題 ～地球温暖化対策プラン～	地球環境問題の要因や現状について、町民に情報発信を行うとともに、地球温暖化防止に向けた省エネ活動など、地球温暖化の対策に取り組みます。

(3) 景観計画

1) 福井市景観基本計画

福井市では、平成19年5月に「福井市景観基本計画」を策定し、平成20年3月に具体的な行為の制限や景観形成の基準などを定めた「福井市景観計画」を策定している。なお、景観計画は平成31年1月に第5回目の変更があった。

景観基本計画における景観形成の目標は『四季彩織りなす風景都市～住みたくなる心地よい景観をめざして～』としており、5つの景観形成の基本方針を提示している。

- 1 福井を象徴する『シンボル景観』の形成
- 2 福井の「地」となる『自然景観』との共生
- 3 地域固有の『歴史・文化的景観』との共生
- 4 魅力あふれる『都市景観』の形成
- 5 福井らしい景観を育む『人づくり』

また、景観基本計画では福井市内を特性の異なる7つのゾーンに分け、それぞれのゾーンと軸の景観特性を活かした取組を進めている。事業実施想定区域は「山並み景観形成ゾーン（国見岳エリア）」に含まれ、以下に示すテーマと基本方針が提示されている。

《景観形成のテーマ》

日本海と大地を見下ろすパノラマ景観の形成

《景観形成の基本方針》

- ・国見岳や越知山などの四季折々に変化する山並み景観の保全
- ・越前海岸や福井平野、遠くは白山連峰を見渡す視点場の演出
- ・武周ヶ池、滝波ダムなどの良好な水辺景観の保全
- ・人々の生活に支えられている谷あいの棚田景観の保全

さらに、特に重点的な景観整備や保全・景観的演出を行うことが重要となる場所を景観形成重点地区としている。現在は「福井都心地区」、「一乗谷地区」、「越前水仙群生地区」の3地区が指定されている。なお、事業実施想定区域及びその周囲にはこれらの地区は分布していない。

2) 越前町における景観計画

越前町は、町が景観行政団体（景観行政を担う主体であり、景観計画を策定することができる。）となっているが、現時点で景観計画は策定されていない。

(4) その他

1) 福井県重要里地里山の選定

福井県では、近年の里地里山の急激な変化を受け、平成15年度に県内の里地里山の生物調査を実施し、今も多様な生物がすみ代表的な地域を「福井県重要里地里山」として30箇所を選定している。

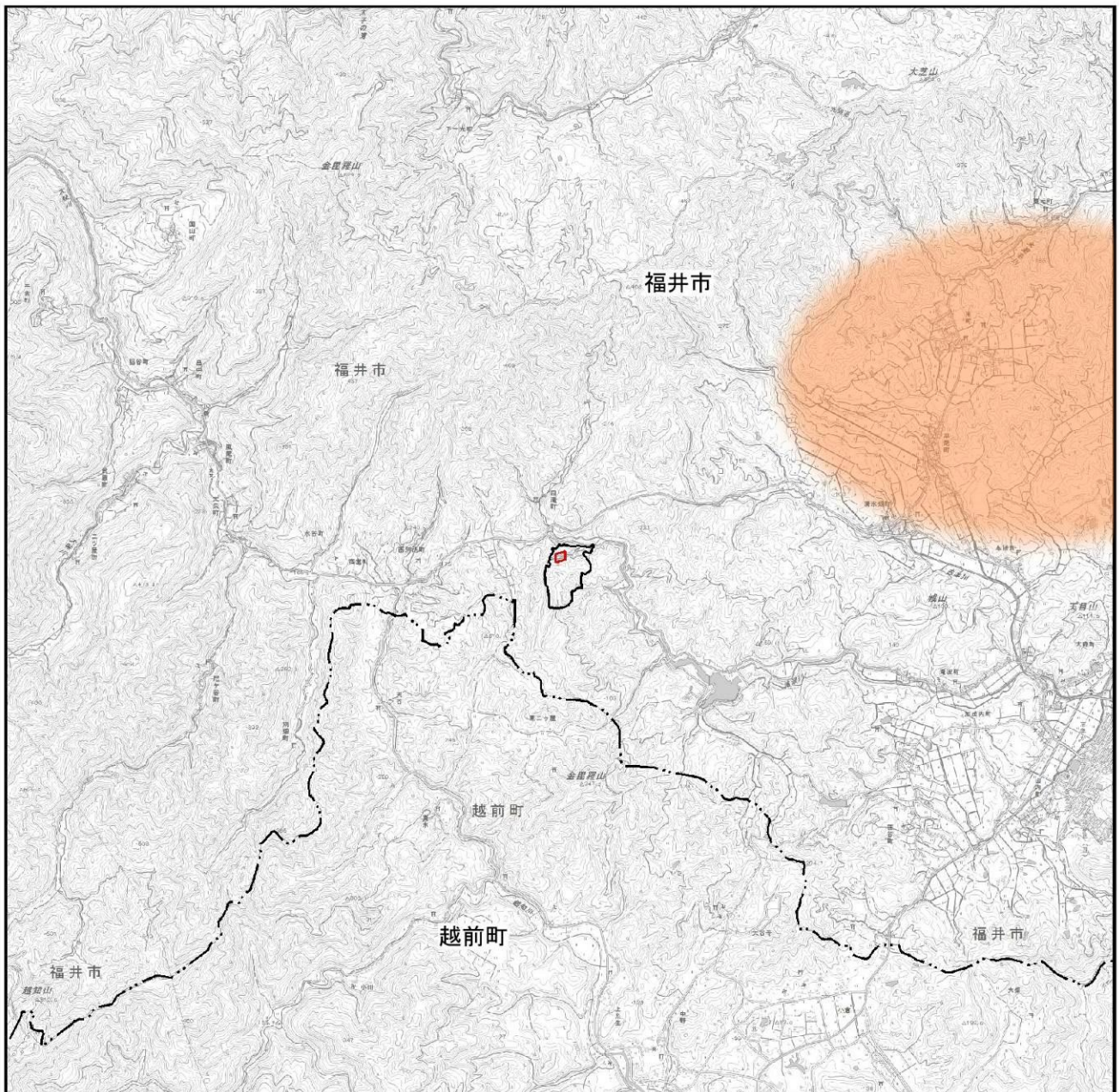
選定基準は下記のとおりである。

- ・その地域を含む周辺の里地里山で、県レッドデータブック掲載種（県RDB種）が多種確認されている
- ・県RDB種の県内の代表的な生息地である
- ・県RDB種の繁殖地、越冬地、または旅鳥の重要な中継地点になっている
- ・県RDB種の県内唯一の生息地である

また、事業実施想定区域及びその周囲には、「未更毛川上流－山ぎわの水田・ため池－」が選定されており、県RDB種のうち41種が確認されている。

「未更毛川上流－山ぎわの水田・ため池－」の位置は、図 4.2-14に示すとおりである。本地域の自然の概要は下記のとおりである。

- ・山ぎわの斜面に湧水があり、所々で水田や水路に流れ込んで湿地を形成している。このため、この良好な環境を利用するハッチョウトンボ、モウセンゴケが生息・生育している。
- ・山ぎわの水田にはメダカが生息し、畦や土手の草地にはリンドウが生育している。
- ・一帯のため池にはフトヒルムシロなどの水生植物が生育している。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 福井県重要里地里山 未更毛川上流域-山ぎわの水田・ため池-

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

出典：「重要地 里地里山30」（福井県自然保護センターホームページ）

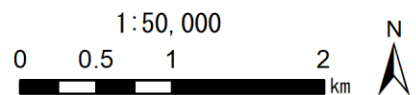


図 4.2-14 福井県重要里地里山 未更毛川上流-山ぎわの水田・ため池-位置図

5. 第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

配慮書作成に係る実施手順について、「福井県環境影響評価技術指針」（平成11年6月最終改正平成25年、福井県）（以下、「指針」という。）では、始めに複数案を設定し、環境影響を及ぼすおそれがある要因を抽出の上、その要因により影響を受けるおそれがあるものを環境要素として、影響の重大性を考慮し選定することとしており、また、選定した影響要素について調査を既存文献の整理・解析を基本として行い、必要な水準が確保される手法で予測を行い、複数案の比較や基準等との対比による評価を行うとされている。

一方で、環境影響評価法に基づく基本方針（基本的事項）等では、原則として既存資料を用いて簡易な手法により調査、予測及び評価を行うことが示されており、また、影響要因や環境要素の抽出にあたっては、方法書以降の段階で環境保全措置により回避・低減が可能と考えられるものや、影響が可逆的であったり、短期間であったりする項目については、配慮書段階で重大な影響として取り扱わないこととすることができるとしている。

なお、工事については、計画熟度が低い段階では工事による影響の把握が困難な場合もあることに留意しつつ、工事による影響の重大性に着目し、必要に応じて選定するとされている。

これらを踏まえ、本事業について、計画段階影響要因の抽出、計画段階配慮事項の選定及び計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の整理を行った。

5.1 計画段階影響要因の抽出

第一種事業特性に基づき、環境影響を及ぼすおそれがある要因（影響要因）は、指針の第4の内容、別表第4及び別表第5を参考として選定した。

環境影響を及ぼすおそれがある要因（影響要因）としては、「土地又は工作物の存在及び供用」中の「施設の存在」「施設の稼働」を選定した。なお、「工事の実施」の区分については、本事業で実施する工事は一般的なものであり特殊な工事を行うものではないことから選定しないこととした。

5.2 計画段階配慮事項の選定

指針の別記様式に示される影響要因と環境要素の関連表に基づき、今回抽出した影響要因を踏まえ、重大な影響を受けるおそれがある環境要素を選定した。選定した計画段階配慮事項は、表 5.2-1に示すとおりである。

指針の別記様式に示される参考項目のうち、選定した理由及び選定しない理由は表 5.2-2に示すとおりである。

なお、重大な影響を及ぼすおそれがある影響要因及び影響要素として選定しなかったその他の項目についても、方法書以降の段階で環境影響評価の項目として選定を検討する。

表 5.2-1 計画段階配慮事項と環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	工事用車両の走行	掘削工事等	敷地の存在	施設の存在	施設の稼働	施設利用車両の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	硫黄酸化物						●		
			窒素酸化物						●		
			粉じん等						●		
			石炭粉じん								
			ダイオキシン類						●		
			微小粒子状物質								
			その他の有害物質								
	騒音及び振動	騒音及び振動	騒音								
			振動								
			低周波音								
	悪臭	悪臭	悪臭								
	水環境	水質	水質	化学的酸素要求量等							
				土砂による水の濁り							
				ダイオキシン類							
				有害物質							
				水温							
		水底の底質	水底の底質	ダイオキシン類							
				水底の堆積状況等							
		地下水	地下水	地下水の水質							
地下水の水位・流れ											
その他		その他	富栄養化								
	流向及び流速										
土壌環境及びその他の環境	土壌環境及びその他の環境	土壌	土壌汚染								
		地盤	地盤沈下								
		地形及び地質	重要な地形及び地質並びに特異な自然現象								
		その他	日照障害								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	動物	重要な種及び注目すべき生息地								
		植物	重要な種及び重要な群落								
		生態系	地域を特徴づける生態系								
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								
		人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	廃棄物								
			建設工事に伴う副産物								
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	二酸化炭素								
その他の温室ガス											

備考 ● : 配慮書段階で計画段階配慮事項として選定する項目 □ : 配慮書段階で抽出した計画段階影響要因
 ■ : 指針に示される参考項目及び本事業の特性等を踏まえ、方法書段階で選定を検討する環境影響評価項目

表 5.2-2(1) 計画段階配慮事項の選定理由・非選定理由

項目		選定	非選定	選定理由・非選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質	施設の稼働	●		<p>施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる大気汚染物質により、周辺地域において重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。</p> <p>なお、施設利用車両の走行による排ガスの影響が生じるが、現況の沿道車両台数からの大幅な増加は見込まれないことから計画段階配慮事項として選定しない。</p> <p>また、工事の実施（建設機械の稼働、工事用車両の走行、掘削工事等）に伴う影響については、計画熟度が低い段階では工事による影響の把握が困難であることから計画段階配慮事項として選定しない。</p>
騒音及び振動	—		●	<p>施設の稼働に伴い発生する騒音・振動の影響が生じるが、最寄りの住宅までは300m程度離れている。また、施設利用車両の走行による騒音・振動の影響が生じるが、現況の沿道車両台数からの大幅な増加は見込まれないことから計画段階配慮事項として選定しない。</p> <p>また、工事の実施（建設機械の稼働、工事用車両の走行）に伴う影響については、計画熟度が低い段階では工事による影響の把握が困難であることから計画段階配慮事項として選定しない。</p>
悪臭	—		●	<p>施設の稼働に伴い発生する悪臭の影響が生じるが、最寄りの住宅までは300m程度離れていることから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
水質	—		●	<p>施設の稼働に伴い発生する水質への影響要因があるが、排水は場内再利用によるクローズドシステムとし公共用水域への排水は行わないため、計画段階配慮事項として選定しない。</p> <p>また、工事の実施（掘削工事等）に伴う影響については、計画熟度が低い段階では工事による影響の把握が困難であることから計画段階配慮事項として選定しない。</p>

表 5.2-2(2) 計画段階配慮事項の選定理由・非選定理由

項目		選定	非選定	選定理由・非選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
地下水 地盤沈下 地形及び地質	—		●	<p>工事の実施（掘削工事等）に伴う地下水及び地盤沈下への影響については、計画熟度が低い段階では工事による影響の把握が困難であることから計画段階配慮事項として選定しない。</p> <p>また、事業実施想定区域に重要な地形及び地質並びに特異な自然現象は存在せず、敷地の存在に伴う地形及び地質への影響は無いため、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
動物 植物 生態系	—		●	<p>工事の実施（建設機械の稼働、掘削工事等）及び敷地の存在に伴い発生する動物・植物・生態系への影響要因があるが、本事業は既に盛土造成された事業実施想定区域を対象としており、新たな山林の改変等は行わないため、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
景観	—		●	<p>敷地の存在及び施設の存在に伴う景観への影響要因があるが、事業実施想定区域周辺から施設は視認されないことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	—		●	<p>敷地の存在及び施設の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響要因があるが、事業実施想定区域周辺から施設は視認されず、直接的・間接的影響は想定されないことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
廃棄物等	—		●	<p>施設の稼働に伴う廃棄物の発生、掘削工事に伴う副産物の発生が見込まれるが、廃棄物処理法等に従って適切に処理する計画であることから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
温室効果ガス等	—		●	<p>施設の稼働に伴い二酸化炭素が発生するが、発電等を視野に入れながら廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーを効率的に利用する計画であることから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>

5.3 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は表 5.3-1に示すとおりである。

表 5.3-1 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気質	施設の稼働	調査すべき情報	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目として、以下のとおりとする。 (1) 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の濃度の状況 (2) 気象の状況 地上気象（風向・風速、日射量、放射収支量）
		調査の基本的な手法	調査すべき情報を得ることができる手法として、以下のとおりとする。 (1) 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の濃度の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理による。 (2) 気象の状況 最寄りの気象観測所における測定結果及び既存資料の収集、整理による。
		調査地域	調査地域は、大気質への影響が生じる可能性のある地域とし、事業実施想定区域から半径約1.5kmの範囲とした。
		予測の基本的な手法	大気質への影響の程度を把握する手法として、事業計画の熟度を勘案し、プルーム・パフ式による拡散計算により、施設の稼働に伴う排ガスによる寄与濃度について予測する。
		予測地域	大気質への影響が生じる可能性のある地域とし、調査地域に同じとする。
		評価の手法	複数案を設定していないことから、環境影響の程度を整理し、予測地域への重大な影響の有無を確認する。

6. 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価結果

6.1 大気質

6.1.1 調査

(1) 調査項目

本事業に伴う大気質への影響について予測評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

1) 大気質の状況

- ・二酸化硫黄
- ・二酸化窒素
- ・浮遊粒子状物質
- ・ダイオキシン類

2) 気象の状況

- ・風向
- ・風速
- ・日射量
- ・放射収支量

(2) 調査地域

調査地域は事業実施想定区域から半径約1.5kmの範囲を基本とした。

(3) 調査方法

1) 大気質の状況

大気質の状況は、大気汚染常時監視測定局等（一般環境大気測定局等）の測定結果を整理することにより把握した。大気汚染常時監視測定局については、調査地域内には存在しないため、最寄りの測定局である福井測定局（事業実施想定区域から約13.5km）の測定結果を用いた。福井測定局の位置は、「4.1.2 大気環境の状況（1）大気質の状況」に示したとおりである。

2) 気象の状況

気象の状況は、気象庁の気象観測所の測定結果及び事業実施想定区域に隣接する当社2号炉の設置に際し現地調査を実施した「(株)北陸環境サービス焼却施設設置計画 生活環境影響調査書」（平成20年6月 株式会社北陸環境サービス）（以下、「既存調査」という。）を整理することにより把握した。

なお、気象観測所については、調査地域内には存在しないため、最寄りの観測所である越廼地域気象観測所（事業実施想定区域から約8km）の観測結果を用いた。越廼地域気象観測所の位置は、「4.1.1 気象の状況」に示したとおりである。

(4) 調査結果

1) 大気質の状況

大気汚染常時監視測定局における大気質の状況は、「4.1.2 大気環境の状況 (1) 大気質の状況」に示したとおりである。

福井測定局の状況をみると、最新の調査年度（平成30年度、ダイオキシン類は平成29年度）において調査項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類）のすべてにおいて環境基準を達成している。

2) 気象の状況

(a) 気象観測所

気象の状況は、「4.1.1 気象の状況」に示したとおりである。

事業実施想定区域の最寄りの気象観測所である越廼地域気象観測所における、平成30年の最多風向は南東、平均風速は2.4m/秒となっている。

(b) 既存調査

a) 調査地点

調査地点は、図 6.1-1に示すとおり、事業所敷地内の1地点である。

b) 調査時期

調査時期は、表 6.1-1に示すとおりであり、4季について、各1カ月の調査を行っている。

表 6.1-1 気象の調査時期

調査項目	調査時期
風向・風速 日射量 放射収支量	夏季（平成19年 7月31日～平成19年 8月29日） 秋季（平成19年11月 9日～平成19年12月 8日） 冬季（平成20年 1月30日～平成20年 2月28日） 春季（平成20年 3月31日～平成20年 4月29日）

出典：「(株)北陸環境サービス焼却施設設置計画 生活環境影響調査書」(平成20年6月 株式会社 北陸環境サービス)

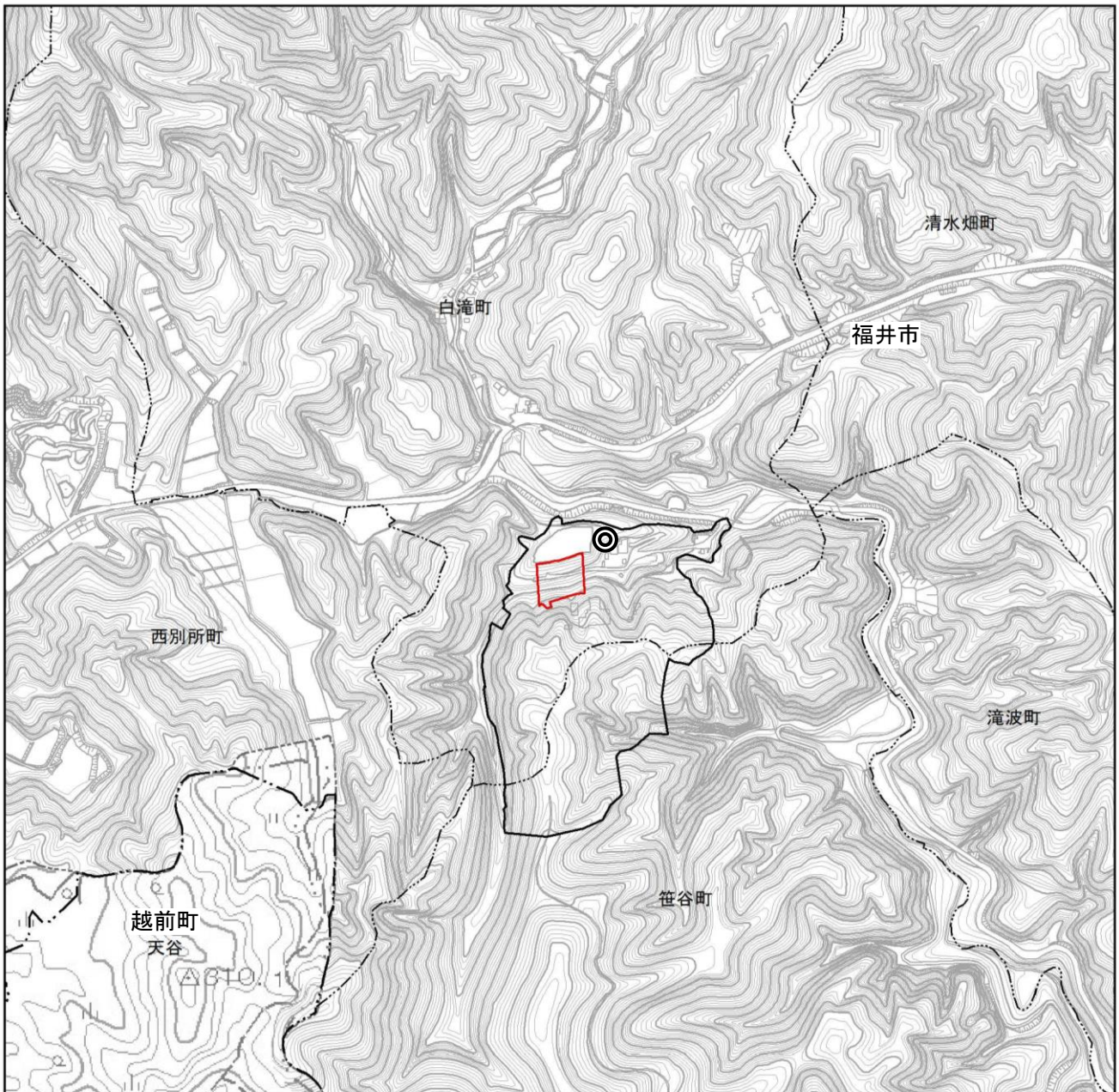
c) 調査方法

調査方法は、表 6.1-2に示すとおりである。

表 6.1-2 気象の調査方法

調査項目	観測機器	観測高度	観測内容
風向・風速	風車型風向風速計	地上10m	正時前10分間の平均値を 観測値として、24時間連続 して観測。
日射量	全天日射計	地上2m	
放射収支量	放射収支計	地上1.5m	

出典：「(株)北陸環境サービス焼却施設設置計画 生活環境影響調査書」(平成20年6月 株式会社 北陸環境サービス)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- · — · 市町界
- · · · · 小地域界
- ⊙ 気象調査地点

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

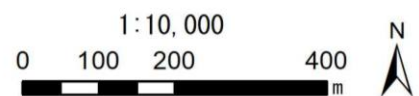


図 6.1-1 既存調査の調査地点

d) 調査結果

風向・風速の調査結果は表 6.1-3及び図 6.1-2に、日射量・放射収支量の調査結果は表 6.1-4に示すとおりである。

調査期間における年間の最多風向は西、平均風速は1.3m/秒となっていた。また、日射量の年間平均値は0.25kW/m²、放射収支量の年間平均値は-0.036kW/m²であった。

表 6.1-3 風向・風速の調査結果

項目		期間				
		夏季	秋季	冬季	春季	年間
昼間	最多風向	西南西	西	北西	北西	北西
	頻度 (%)	15.0	12.8	10.4	12.8	10.3
	平均風速 (m/秒)	1.3	1.3	1.3	1.5	1.4
	静穏率 (%)	7.5	10.0	12.4	5.3	8.8
夜間	最多風向	西	西	北西	西	西
	頻度 (%)	31.9	25.3	20.4	25.3	23.9
	平均風速 (m/秒)	1.0	1.2	1.2	1.1	1.1
	静穏率 (%)	5.3	8.6	13.9	9.2	9.1
全日	最多風向	西	西	北西	西北西	西
	頻度 (%)	20.3	19.0	15.2	17.8	16.5
	平均風速 (m/秒)	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3
	静穏率 (%)	6.4	9.3	13.1	7.2	8.9

注1) 静穏率とは風速0.4m/秒以下の出現率である。

注2) 昼夜区分は昼間(7~18時)、夜間(19~翌6時)。

出典：「(株)北陸環境サービス焼却施設設置計画 生活環境影響調査書」(平成20年6月 株式会社 北陸環境サービス)

表 6.1-4 日射量・放射収支量の調査結果

単位：kW/m²

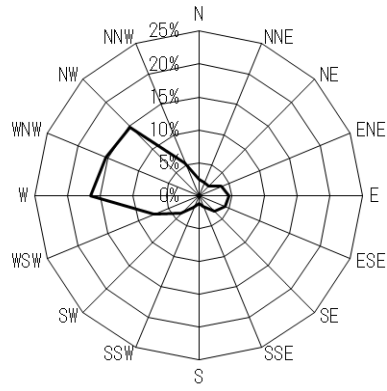
期間	項目	日射量			放射収支量		
		平均	最高	最低	平均	最高	最低
	夏季	0.39	0.94	0	-0.027	0	-0.067
	秋季	0.16	0.54	0	-0.027	0.003	-0.081
	冬季	0.15	0.61	0	-0.051	-0.001	-0.108
	春季	0.30	0.86	0	-0.037	0	-0.083
	年間	0.25	0.94	0	-0.036	0.003	-0.108

注1) 日射量は、昼間(日の出~日の入)の時間区分の値を示す。

注2) 放射収支量は、夜間(日の入~日の出)の時間区分の値を示す。

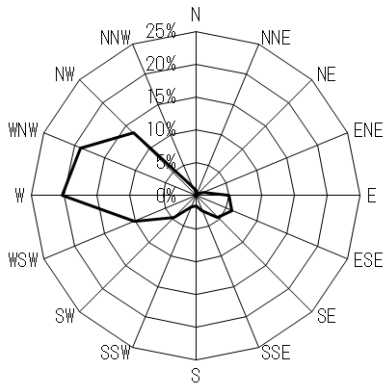
出典：「(株)北陸環境サービス焼却施設設置計画 生活環境影響調査書」(平成20年6月 株式会社 北陸環境サービス)

静穏 : 8.9%



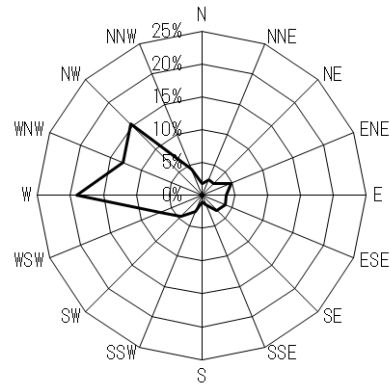
年間

静穏 : 6.4%



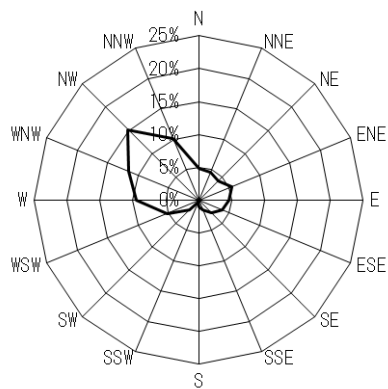
夏季

静穏 : 9.3%



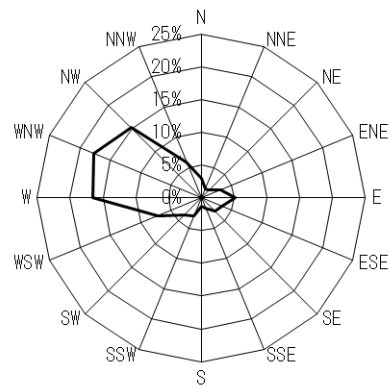
秋季

静穏 : 13.1%



冬季

静穏 : 7.2%



春季

— 出現率 (%)

※ 静穏率は風速0.4m/s以下

図 6.1-2 風配図

大気安定度は、風速、日射量及び放射収支量の調査結果を用いて、表 6.1-5に示す「パスキル安定度階級分類表」に従って分類した。大気安定度の階級別出現率は、表 6.1-6及び図 6.1-3に示すとおりである。

最も出現率の大きい大気安定度階級は「中立」のDで、39.5%の出現率である。

表 6.1-5 パスキル安定度階級分類表

風速 (U) m/秒	日射量 (T) kW/m ²				放射収支量 (Q) kW/m ²		
	T ≥ 0.60	0.60 > T ≥ 0.30	0.30 > T ≥ 0.15	0.15 > T	Q ≥ -0.020	-0.020 > Q ≥ -0.040	-0.040 > Q
U < 2	A	A-B	B	D	D	G	G
2 ≤ U < 3	A-B	B	C	D	D	B	F
3 ≤ U < 4	B	B-C	C	D	D	D	E
4 ≤ U < 6	C	C-D	D	D	D	D	D
6 ≤ U	C	D	D	D	D	D	D

備考) 昼間 (日の出～日の入) は日射量を、夜間 (日の入～日の出) は放射収支量を用いる。
 出典: 「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成12年 公害研究対策センター)

表 6.1-6 大気安定度階級別出現率

単位: %

階級 期間	不安定							中立			安定			
	A	A-B	B	B-C	C	C-D	計	DD	DN	計	E	F	G	計
夏季	8.2	20.6	10.1	0.7	0.4	0.3	40.3	17.4	12.9	30.3	0.3	0.0	29.2	29.4
秋季	0.0	6.3	9.7	0.0	1.3	0.0	17.2	24.4	32.4	56.8	0.8	0.3	24.9	26.0
冬季	0.1	6.4	9.5	0.1	1.3	0.0	17.6	27.0	2.2	29.2	3.9	3.4	45.9	53.2
春季	4.7	10.8	14.6	0.4	1.7	0.0	32.2	21.3	19.9	41.1	0.7	1.1	24.9	26.7
年間	3.3	11.1	11.0	0.3	1.2	0.1	27.0	22.4	17.1	39.5	1.4	1.2	30.9	33.5

備考) DDは昼間 (日の出～日の入) のD、DNは夜間 (日の入～日の出) のDを示す。
 数値は四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

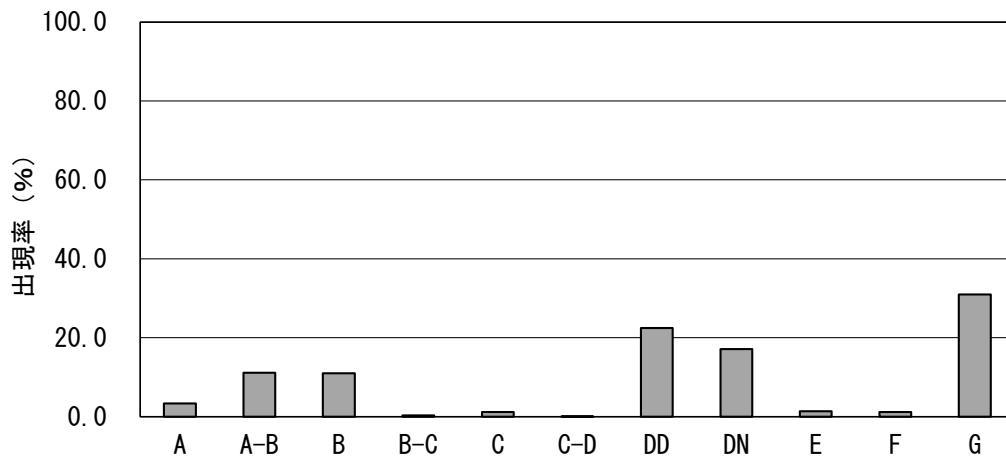


図 6.1-3 大気安定度階級別出現率 (年間)

6.1.2 予測

施設の稼働による影響を把握するため、予測を行った。

(1) 予測項目

予測項目は、施設の稼働による長期平均濃度（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類）とした。

(2) 予測時期

予測時期は、供用時において事業活動が定常となる時期とした。

(3) 予測地域

予測地域は調査地域と同様に事業実施想定区域から半径約1.5kmの範囲とした。

(4) 予測方法

1) 予測手法

(a) 拡散式

拡散式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（平成12年12月 公害研究対策センター）に基づく大気拡散式（プルーム・パフ式）とした。予測式は、以下のとおりである。

a) 有風時（風速 1.0m/秒以上）：プルームの長期平均式

$$C(R,z) = \frac{1}{\sqrt{2\pi}} \cdot \frac{Q_p}{(\pi/8)R\sigma_z u} \left[\exp\left\{-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right] \cdot 10^6$$

b) 弱風時（風速 0.5~0.9m/秒）：弱風パフ式

$$C(R,z) = \frac{1}{\sqrt{2\pi}} \cdot \frac{Q_p}{(\pi/8)\gamma} \left[\frac{1}{\eta_-^2} \cdot \exp\left(-\frac{u^2(z-H_e)^2}{2\gamma^2\eta_-^2}\right) + \frac{1}{\eta_+^2} \cdot \exp\left(-\frac{u^2(z+H_e)^2}{2\gamma^2\eta_+^2}\right) \right] \cdot 10^6$$
$$\eta_-^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2}(z-H_e)^2$$
$$\eta_+^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2}(z+H_e)^2$$
$$R^2 = x^2 + y^2$$

c) 無風時（風速 0.4m/秒以下）：簡易パフ式

$$C(R,z) = \frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2}\gamma} \left\{ \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e - z)^2} + \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e + z)^2} \right\} \cdot 10^6$$

[記号]

- C(R, z) : 地点(R, z)における汚染物質の濃度 (ppm、mg/m³、pg-TEQ/m³)
- R : 煙源からの水平距離 (m)
- x : 煙源から風向に沿った風下距離 (m)
- y : 風向に直角な水平距離 (m)
- z : 計算地点の高さ (1.5m)
- Q_p : 汚染物質の排出量 (m³/秒、kg/秒、mg-TEQ/秒)
- u : 煙突頂部の風速 (m/秒)
- H_e : 有効煙突高 (m)
- σ_z : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m)
- α : 弱風時、無風時の水平方向の拡散パラメータ (m/秒)
- γ : 弱風時、無風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m/秒)

(b) 拡散パラメータ

有風時における鉛直方向の拡散パラメータは、表 6.1-7に示すパスキル・ギフォード図の近似関数を、無風時の水平方向及び鉛直方向の拡散パラメータは、表 6.1-8に示すパスキル安定度に対応した拡散パラメータを使用した。

表 6.1-7 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ
(パスキル・ギフォード図の近似関数)

$$\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$$

安定度	α z	γ z	風下距離 x (m)
A	1.122	0.0800	0 ~ 300
	1.514	0.00855	300 ~ 500
	2.109	0.000212	500 ~
B	0.964	0.1272	0 ~ 500
	1.094	0.0570	500 ~
C	0.918	0.1068	0 ~
D	0.826	0.1046	0 ~ 1,000
	0.632	0.400	1,000 ~ 10,000
	0.555	0.811	10,000 ~
E	0.788	0.0928	0 ~ 1,000
	0.565	0.433	1,000 ~ 10,000
	0.415	1.732	10,000 ~
F	0.784	0.0621	0 ~ 1,000
	0.526	0.370	1,000 ~ 10,000
	0.323	2.41	10,000 ~
G	0.794	0.0373	0 ~ 1,000
	0.637	0.1105	1,000 ~ 2,000
	0.431	0.529	2,000 ~ 10,000
	0.222	3.62	10,000 ~

注) A-B、B-C及びC-Dの中間安定度のパラメータは、前後の安定度の拡散パラメータを幾何平均した値を用いた。

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年12月 公害研究対策センター）

表 6.1-8 無風時の拡散パラメータ

安定度	α	γ
A	0.948	1.569
A-B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B-C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C-D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年12月 公害研究対策センター）

(c) 有効煙突高

排出高さは、有効煙突高（煙突実体高+排煙上昇高）とした。排煙上昇高（排ガスの持つ熱量等による上昇高さ）については、有風時はCONCAWE（コンケイウ）式を、無風時はBriggs（ブリッグス）式を用いて求めた値とした。

$$H_e = H_0 + \Delta H$$

$$\text{CONCAWE式} : \Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

$$\text{Briggs式} : \Delta H = 0.979 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

[記号]

H_e : 有効煙突高 (m)

H_0 : 煙突実体高 (m)

ΔH : 排煙上昇高 (m)

Q_H : 排出熱量 (J/秒)

$$Q_H = \rho \cdot C_p \cdot Q \cdot \Delta T$$

ρ : 0°Cにおける排出ガス密度 (1.293×103g/m³)

C_p : 定圧比熱 (1.0056J/(K・g))

Q : 排出ガス量(湿り) (m³_N/秒)

ΔT : 排出ガス温度と気温との温度差 (°C)

u : 煙突頂部の風速 (m/秒)

$d\theta/dz$: 温位勾配 (°C/m) (昼間 : 0.003、夜間 : 0.010)

2) 予測条件

(a) 発生源条件

設備機器の規模及び排出ガスの諸元は、表 6.1-9に示すとおりとした。

表 6.1-9 発生源条件

項目		諸元
排出ガス量	乾きガス量	60,274m ³ _N /時 (O ₂ 濃度11.8%)
	湿りガス量	73,120 m ³ _N /時
排出ガス温度		177 °C
排出ガス突出速度 (最大)		21.41 m/秒
煙突高		30 m
運転時間		24時間連続運転
汚染物質濃度 ^{注)} (最大量)	ばいじん	0.04 g/m ³ _N
	硫黄酸化物	345 ppm (O ₂ 濃度11.8%)
	窒素酸化物	250 ppm
	ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ _N

注) 汚染物質濃度は、硫黄酸化物を除き酸素濃度 (O₂) 12%に換算した値である。

(b) 気象条件

気象条件は、事業実施想定区域に隣接する地点で実施した既存調査結果を用いた。風速については、べき乗則による補正式により求めた風速を用いた。

べき乗則による補正式は以下のとおりである。

$$U_z = U_s (Z/Z_s)^P$$

[記号]

- U_z : 上空風の風速 (m/秒)
- U_s : 地上風の風速 (m/秒)
- Z : 高度 (m)
- Z_s : 地上風測定高度 (m)
- P : べき指数

なお、べき指数 (P) は、「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」(平成12年12月、公害研究対策センター) に記載のパスキル安定度階級に対して与えられる下表の値を用いた。

パスキル安定度	A	B	C	D	E	FとG
P	0.1	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

(c) 計算の方法等

a) 年平均値の計算

年平均濃度の予測にあたっては、季節別、時間帯別、風向別、風速階級別、大気安定度別に類型化した気象条件ごとに影響濃度を計算し、上記気象条件ごとの出現頻度を考慮して重合計算を行った。

b) バックグラウンド濃度の設定

大気拡散計算により得られた煙突排ガスによる濃度（寄与濃度）を、地域の環境濃度（バックグラウンド濃度）と重合することにより、将来濃度の予測を行った。バックグラウンド濃度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、最寄りの一般局である福井局の平成30年度の年平均値とした。ダイオキシン類については、福井局の平成29年度の年平均値とした。

c) 硫黄酸化物濃度から二酸化硫黄濃度への変換

硫黄酸化物（SO_x）がすべて二酸化硫黄（SO₂）に変化するものとした。

d) 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

大気拡散計算により得られた窒素酸化物濃度（NO_x）を、二酸化窒素濃度（NO₂）に変換した。その変換式として以下に示す指数近似モデル I を使用した。

$$[NO_2] = [NO_x]_D \cdot \left[1 - \frac{\alpha}{1 + \beta} \{ \exp(-Kt) + \beta \} \right]$$

[記号]

- [NO₂] : 二酸化窒素の濃度 (ppm)
- [NO_x]_D : 拡散計算から得られた窒素酸化物の濃度 (ppm)
- α : 排出源近傍での一酸化窒素と窒素酸化物の比 (=0.83)
- β : 平衡状態を近似する定数(朝・昼: 0.3、夜・深夜: 0.0)
- t : 拡散時間 (秒)
- K : 実験定数 (s⁻¹)
 - K = γ · u · [O₃]_B
 - γ : 定数 (=0.0062)
 - u : 風速 (m/秒)
 - [O₃]_B : バックグラウンド・オゾン濃度 (ppm) (表 6.1-10参照)

表 6.1-10 バックグラウンド・オゾン濃度

単位: ppm

	昼間			夜間		
	不安定時	中立時	安定時	不安定時	中立時	安定時
有風時	0.037	0.031	-	-	0.025	0.021
弱風時	0.032	0.023	-	-	0.023	0.021
無風時	0.021	0.021	-	-	0.021	0.019

注) 既存調査の実施時期での社測定局の値により設定した。

e) 年間 98%値または日平均値の 2%除外値への換算

大気拡散計算により得られるのは年平均値であるため、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準（日平均値の環境基準）等と対比するために、年間98%値または2%除外値へ換算する必要がある。福井県内の一般測定局における平成28～30年度の測定データを用いて、年平均値と年間98%値または2%除外値の関係を統計的に求める方法によった。

- ・二酸化硫黄 : y = 2.1667 x + 0.0013
- ・二酸化窒素 : y = 2.7089 x - 0.0004
- ・浮遊粒子状物質 : y = 1.5326 x + 0.0123

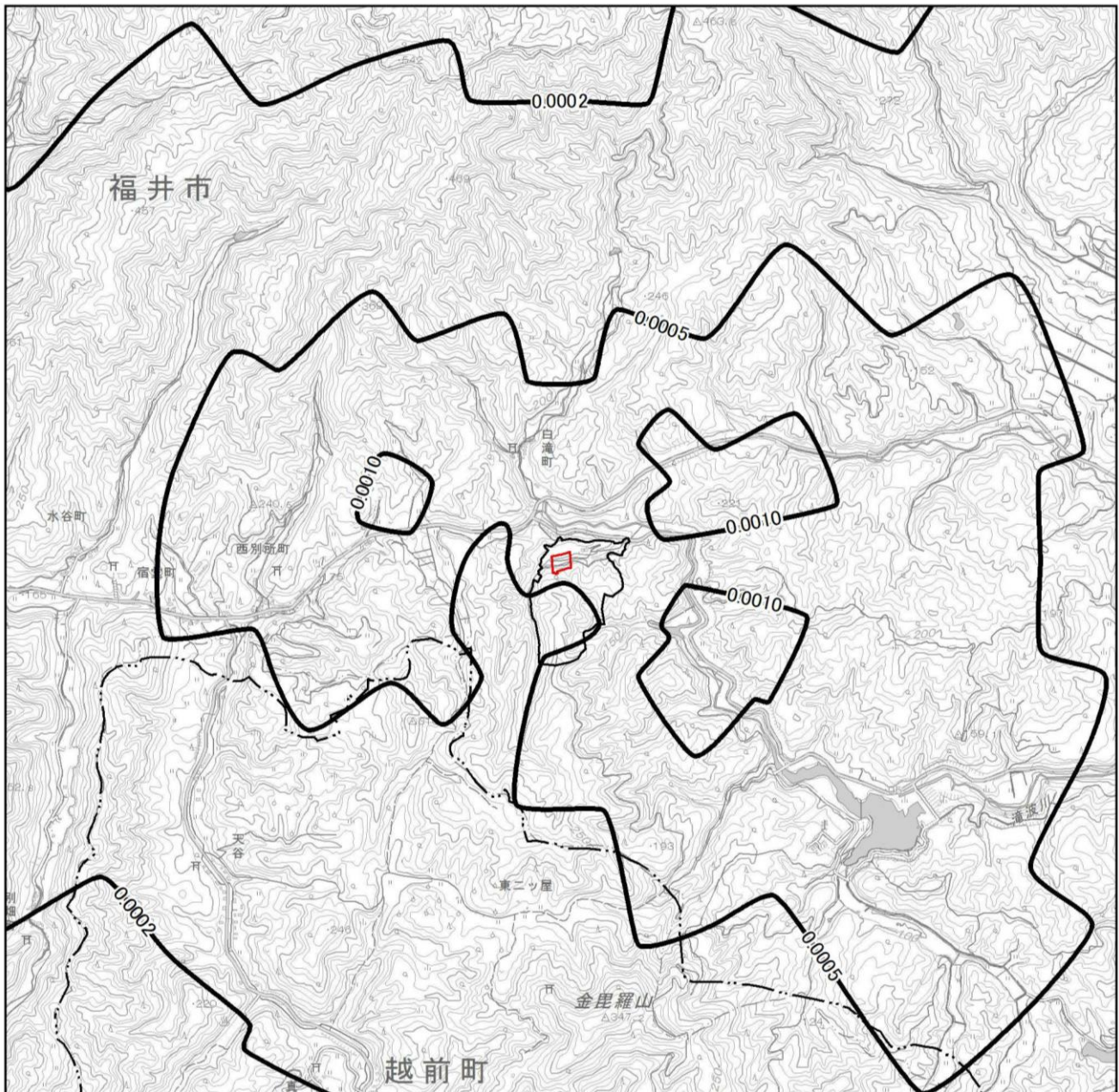
(5) 予測結果

施設の稼働による大気質への影響の予測結果は、表 6.1-11に示すとおりである。また、寄与濃度（年平均値）の平面分布は図 6.1-4～図 6.1-7に示すとおりである。

最大着地濃度地点における将来濃度は、二酸化硫黄で0.00239ppm、二酸化窒素で0.00626ppm、浮遊粒子状物質で0.01716mg/m³、ダイオキシン類で0.02541pg-TEQ/m³であり、いずれの物質もバックグラウンド濃度と同程度の値になると予測する。

表 6.1-11 施設の稼働による大気質への影響の予測結果

項目	単位	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ③= ①+②	付加率 (②/③×100)	最大着地濃度 出現距離
二酸化硫黄	ppm	0.001	0.00139	0.00239	58.1%	東北東側に 約600m
二酸化窒素	ppm	0.006	0.00026	0.00626	4.1%	東北東側に 約700m
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.017	0.00016	0.01716	1.0%	東北東側に 約600m
ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	0.025	0.00041	0.02541	1.6%	東北東側に 約600m



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 等濃度線 (ppm)

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

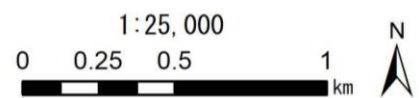
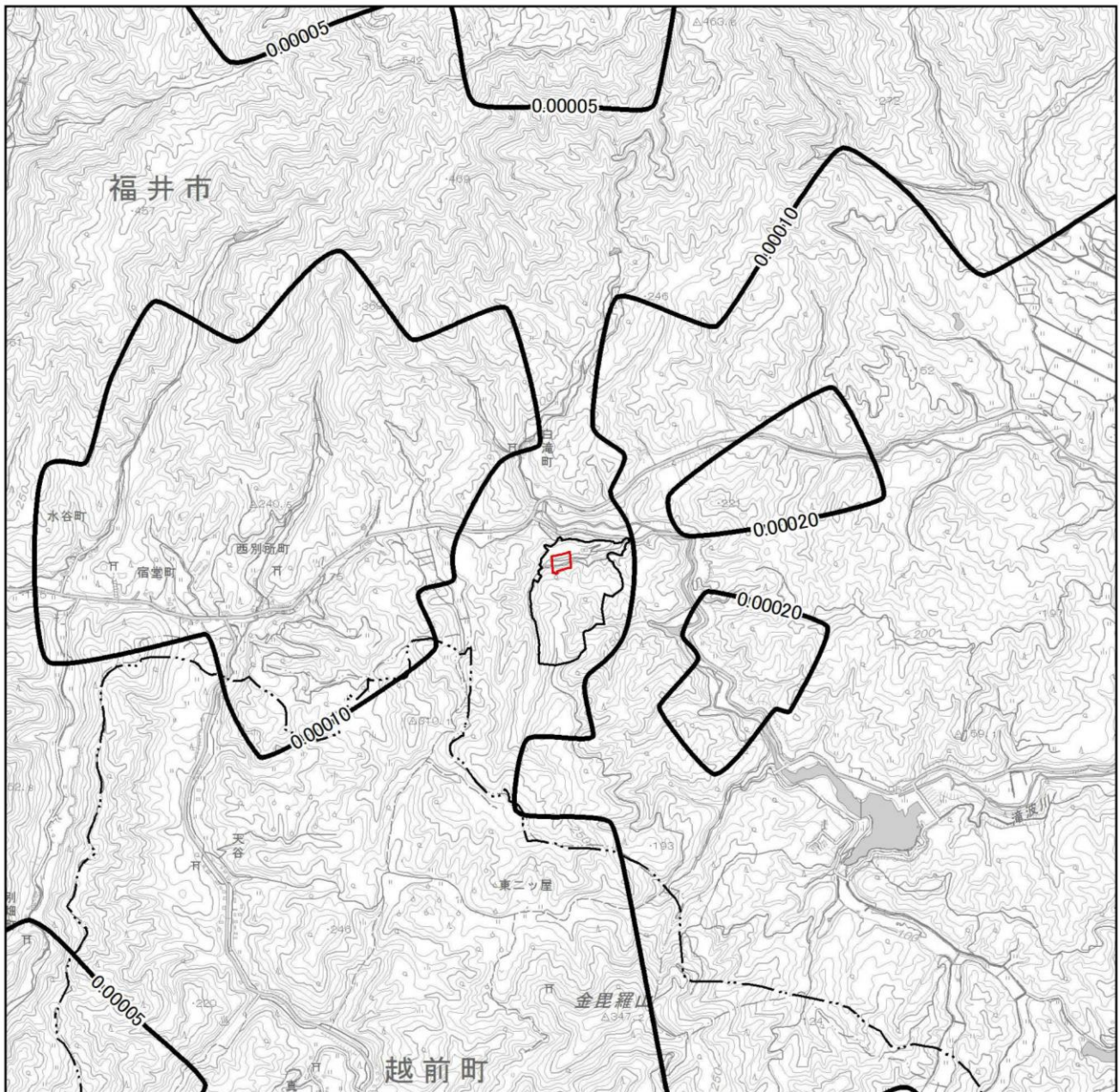


図 6.1-4 施設の稼働による大気質への影響の予測結果（二酸化硫黄）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- 市町界
- 等濃度線 (ppm)

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

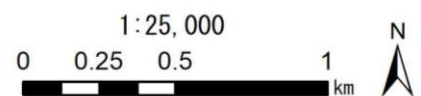
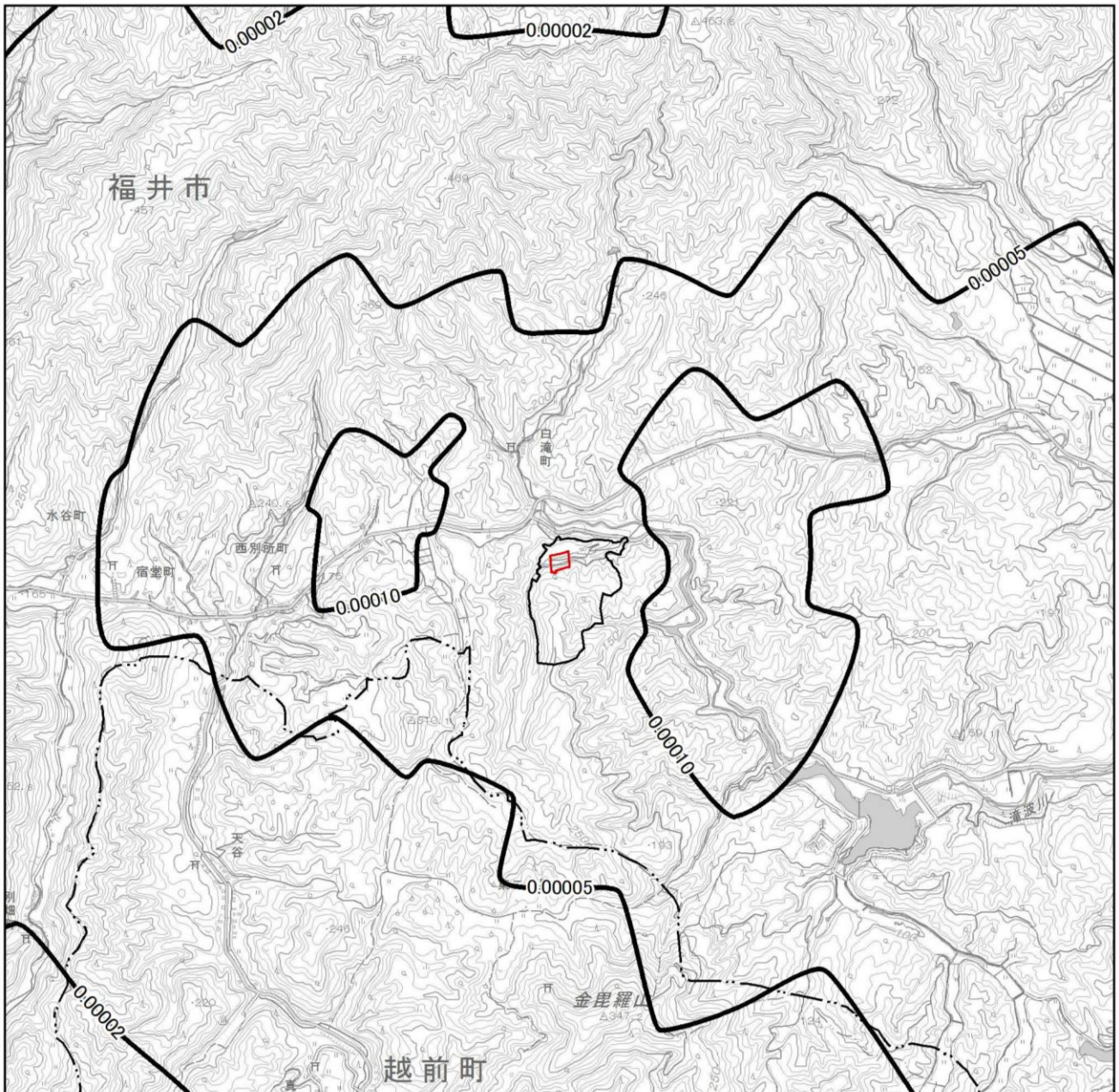


図 6.1-5 施設の稼働による大気質への影響の予測結果（二酸化窒素）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業所敷地
- · — · 市町界
- 等濃度線 (mg/m³)

「国土地理院の電子地形図25000を掲載」

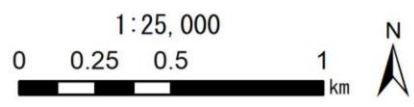


図 6.1-6 施設の稼働による大気質への影響の予測結果（浮遊粒子状物質）

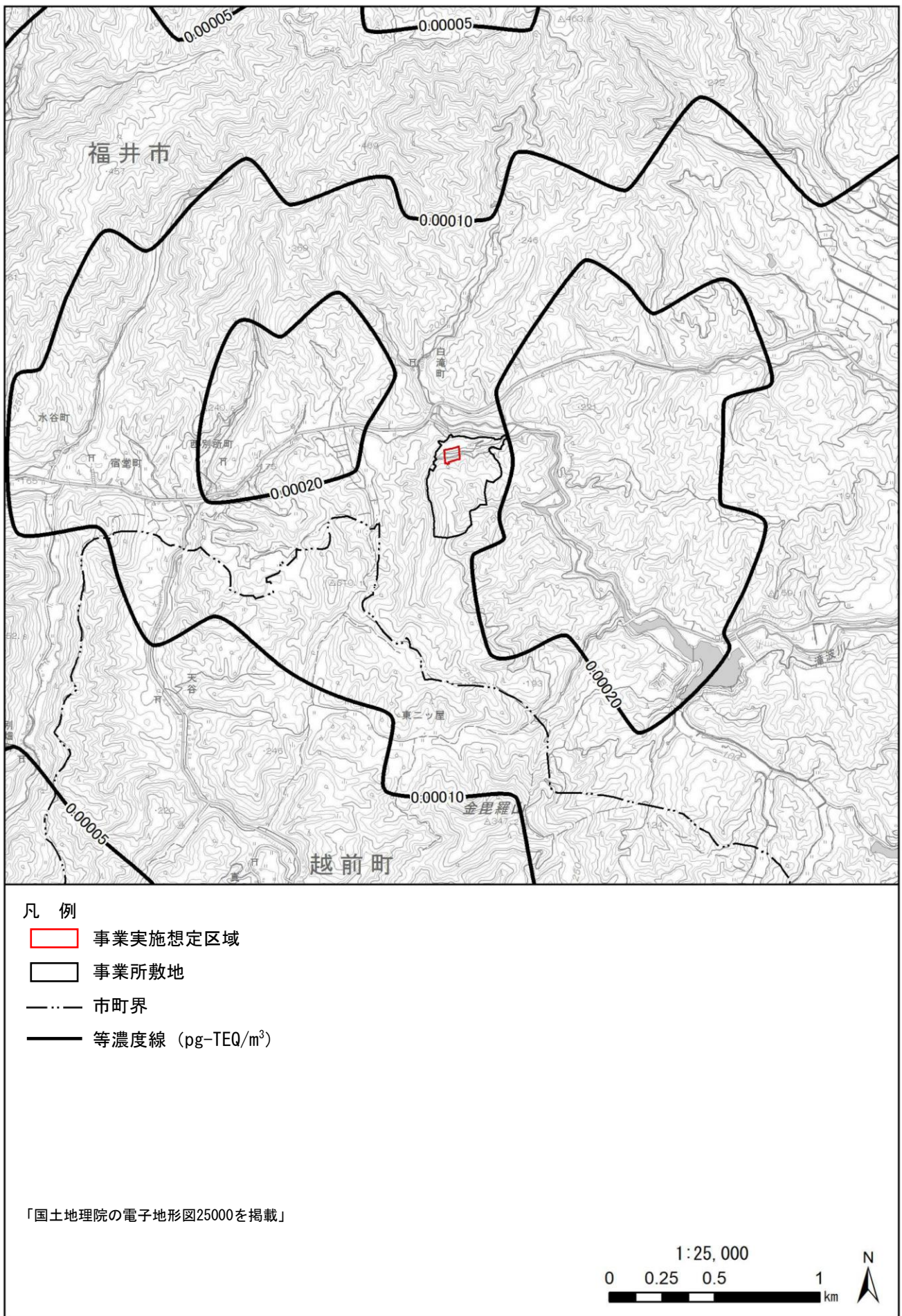


図 6.1-7 施設の稼働による大気質への影響の予測結果 (ダイオキシン類)

(6) 予測の不確実性

事業計画は産業廃棄物焼却施設の基本設計段階であり、排ガスの諸元は現時点での最大の想定であること、また気象条件については既存資料データ（4季各1ヵ月）を用いて予測を行っていることから、方法書以降の手続きにおいては、今後実施する1年間の現地気象調査の結果を反映するとともに、より検討の進んだ計画諸元を用いた予測を行う。

6.1.3 環境配慮内容

周辺環境への影響を低減するため、本事業の実施に関して検討した環境配慮は以下のとおりである。

- ・適切な排ガス処理設備を設置し、大気汚染物質の発生を抑制する。
- ・排出ガスについては、法規制に基づく定期的な測定とともに常時モニタリングを実施し、適正な管理を行う。
- ・燃焼温度（850℃以上）、ガス滞留時間（2秒以上）等、ダイオキシン類の発生を防止する条件を設定のうえ管理を十分に行い、安定燃焼の確保に努める。
- ・ろ過式集じん器（バグフィルタ）を設置し、ばいじんとともにダイオキシン類の除去を行う。

6.1.4 評価

(1) 評価方法

予測地域への重大な影響の有無を確認した。

(2) 評価結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の予測結果と環境基準との比較結果は、表 6.1-12に示すとおりである。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については日平均値の2%除外値または年間98%値、ダイオキシン類については年平均値を環境基準と比較すると、すべての項目において環境基準を下回っていることから、大気質に係る重大な影響は生じないものと評価する。

表 6.1-12 施設の稼働による大気質への影響の予測結果

項目	単位	最大着地濃度 地点の将来濃度 (年平均値)	日平均値の 2%除外値 または 年間98%値	環境基準
二酸化硫黄	ppm	0.00239	0.006	2%除外値について、1時間値の1日平均値が0.04以下
二酸化窒素	ppm	0.00626	0.017	年間98%値について、1時間値の1日平均値が0.04から0.06までのゾーン内またはそれ以下
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.01716	0.039	2%除外値について、1時間値の1日平均値が0.10以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	0.02541	—	年間平均値が0.6以下

7. 総合評価

7.1 大気質

大気質の総合評価は、表 7.1-1 に示すとおりである。

大気質について、予測結果はすべての項目において環境基準を下回っていることから、大気質に係る重大な影響は生じないものと評価する。

なお、事業計画は産業廃棄物焼却施設の基本設計段階であり、排ガスの諸元は現時点での最大の想定であること、また気象条件については既存資料調査結果（4季各1ヵ月）を用いて予測を行っていることから、方法書以降の手続きにおいては、今後実施する1年間の現地気象調査の結果を反映するとともに、より検討の進んだ計画諸元を用いた予測を行う。

表 7.1-1 総合評価（大気質）

項目	単位	影響の程度			総合評価
		最大着地濃度 地点の 将来濃度 (年平均値)	日平均値の 2%除外値 または 年間98%値	環境基準	
二酸化硫黄	ppm	0.00239	0.006	2%除外値について、1時間値の1日平均値が0.04以下	大気質について、将来濃度はすべての項目において環境基準を下回っていることから、大気質に係る重大な影響は生じないものと評価する。
二酸化窒素	ppm	0.00626	0.017	年間98%値について、1時間値の1日平均値が0.04から0.06までのゾーン内またはそれ以下	
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.01716	0.039	2%除外値について、1時間値の1日平均値が0.10以下	
ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	0.02541	—	年間平均値が0.6以下	

8. 配慮書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：八千代エンジニアリング株式会社 大阪支店

代表者：執行役員 支店長 妹尾 嘉之

所在地：大阪府大阪市中央区城見1丁目4番70号

電 話：06-6945-9200

